

化学製品P L相談センター  
平成27年度活動報告書

平成28年6月

# 化学製品PL相談センターのご案内

## 相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

## 相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

## 相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。）

- ・ 日常生活用品  
洗剤・洗淨剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、  
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、  
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品  
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

## 相談費用

無料

## 受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線) 3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線) A4出口、(JR京葉線) B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線) 2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

## 情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティーノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 巻頭言「古くて新しい問題」 有田芳子           | 1  |
| 1. 活動の概要                     | 3  |
| 2. 平成 27 年度受付相談の特徴           |    |
| (1) 総受付件数                    | 4  |
| (2) 相談者別の比較                  | 5  |
| (3) 相談内容別の比較                 | 7  |
| (4) 事故内容別の比較                 | 9  |
| (5) 商品群別の比較                  | 10 |
| (6) 相談処理状況                   | 11 |
| (7) 平成 27 年度の相対交渉事例          | 12 |
| (8) 活動の所感                    | 12 |
| 3. 資料集                       |    |
| 3. 1 平成 27 年度の受付相談の具体的内容（目次） | 13 |
| (1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」        | 14 |
| (2) 「一般相談等」                  | 53 |
| 3. 2 相談受付件数の推移等              |    |
| (1) 相談者別受付件数の推移              | 80 |
| (2) 相談内容別受付件数の推移             | 81 |
| (3) 平成 27 年度 月別相談受付件数（相談者別）  | 82 |
| (4) 平成 27 年度 月別相談受付件数（相談内容別） | 82 |
| 3. 3 平成 27 年度の主な対外活動         | 83 |
| 3. 4 名簿                      | 84 |
| (1) 運営協議会                    |    |
| (2) サポートイングスタッフ              |    |
| (3) PL ネットワーク                |    |
| (4) 事務局                      |    |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 3. 5 「暮らしに役立つマークの話」             |     |
| ・繊維製品に付けられている表示(2).....         | 85  |
| ・製品の安全にかかわる表示.....              | 87  |
| ・消安法の長期使用製品安全点検・表示制度.....       | 89  |
| ・消費生活用製品以外の安全マーク.....           | 91  |
| ・食品、生活雑貨に関する安全マーク.....          | 93  |
| ・生活雑貨に関する安全マーク.....             | 95  |
| ・玩具に関する安全マーク.....               | 97  |
| ・プラスチックに関する安全マーク.....           | 99  |
| ・GHSラベル表示 その1.....              | 101 |
| ・GHSラベル表示 その2.....              | 103 |
| ・GHSラベル表示 その3.....              | 105 |
| ・SDSについて.....                   | 107 |
| 3. 6 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関..... | 109 |

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール

## 古くて新しい問題

主婦連合会 会長／環境部長  
有田 芳子

### 1. はじめに

主婦連合会の歴史や組織的な事など詳しい事をご存知の方は少ない様に思います。単に、偉そうに苦情だけ述べ立てる非科学的なクレマー集団だと思っている企業人もいるかもしれません。また、いつも思うのは、行政でも、企業でも担当者が変わると、信頼関係も一から出直して、信頼関係が醸成されていない時に、コミュニケーションのつもりで発した意見や質問への回答に違和感を覚え、不信感へとつながる場合があります。

先入観はなるべく持たず、相手の気持ちや内容の真の意味を理解する努力なしには、信頼関係も生まれません。コミュニケーションで特に問題となるのは、専門家や事業者が消費者を対等なパートナーとして見なさないことと、どうせ科学を理解できないと信じていることです。リスクコミュニケーションの原点が忘れられているような昨今、故きを温ねて新しきを知る事も必要だと考えています。

### 2. 主婦連合会の歴史

主婦連合会は、戦後の混乱期の1948年9月、当時配給だったマッチが殆ど役に立たず不良品ばかりだったため、「燃えないマッチを持ち寄る会」を開催し、商工省(現・経済産業省)とマッチメーカー12社を呼び交渉を行ない、優良品マッチと交換させた主婦たちが結成しました。その後、1951年たくあん有害色素オーラミンが使用されている事を指摘し交渉した結果2年後には使用禁止になりました。1966年耐熱性のユリア樹脂製ベビー用食器に熱湯を注ぐと有毒なホルマリンが溶出することを発見し、プラスチック製食器の安全性基準の強化、品質表示を決めるなど消費者を守る制度や法律を作るきっかけをつくってきました。1956年新設した主婦会館には日本で初めての日用品試験室を備え、前出の有害色素やプラ食器から有害物質が溶出することを突き止めたのは、この日曜試験室があったからでした。相談苦情から品質テストを行ない、1955年通産省(現：経済産業省)、事業者、消費者の三者で会合を行ない、繊維製品品質表示法(現：家庭用品品質表示法)も作りました。現在の主婦会館には、日曜試験室はありませんが「まず調査を!」、「消費者運動には科学的裏付けが必要」の精神は生きています。

### 3. 化学物質問題への向き合い方

私自身は、主婦連合会に関わって今年で11年目ですが、化学物質の問題に深く関わり始めたのは、PRTR制度導入について国連勧告が出され、1998年横浜で国際シンポジウムが行なわれた際に消費者

代表のパネラーとして登壇してからです。それまでも洗剤メーカーや食品メーカーとは、合成洗剤、人工甘味料などの関係でお話しする機会がありました。また、化学工業会の方や環境省の方などと様々な実験検証にも関わりました。2000年には、ベルリンで行なわれたOECDの化学物質に関するリスクコミュニケーション会合にも参加、私自身が行なったリスクコミュニケーションの経験を報告する機会も得ました。これまで、正しく恐れるの考え方を実践していた中で、その考えをもっと広く知ってもらう為に書き始めたのが主婦連機関紙の「化学物質何じゃ問じゃ」で、今月で111回目を迎えました。

例えば、虫除け剤を子どもの顔に向けてスプレーしているコマーシャルが流れていたことがありました。虫除け剤は、庭仕事の時に便利ですし、最近の若いお母さんは、子どもが公園で遊ぶときにも虫除け剤を多用しているという話も聞いていましたので、誤使用を避けるために、まずメーカーにコマーシャルについて改善を求めました。その上で、虫除け剤の成分、国際的な評価を解説し、表示をよく見て使用する事など何じゃ問じゃのコーナーでお伝えしています。情報発信だけでなく、幼児用玩具や、パーソナルケア用品の試買調査を行なったこともあり、問題製品の回収やSTマークの無断使用を見つけ改善も行ないました。

#### 4. 化学製品PL相談センターへの期待

数年前から、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者教育の推進に関する法律2条2項より）」を消費者市民社会という事になっています。

人間が生きているという事は、環境に何かしらの負荷をかけていると自覚し、これまでも、「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、地球環境に影響を及ぼすと考え行動」してきました。しかし、「内外の社会経済情勢なども考えて行動する」のは、なかなか難しい。事業者側にすれば、経済情勢が厳しい時には、少数の大きな声の意見は面倒な事でしかない。でも、利害関係者の疑問、意見に対応し立ち止まることが、結局大きなリスクを負わなくても済むかもしれない。少し前までのリスクの考え方にはそこもあったように思います。

消費者団体は科学的知見や法律用語を駆使できる専門性を有しているわけではありません。でも、これまでの活動経験からの気づきや、生活の中での疑問点・問題点にはとても敏感です。それこそが消費者団体の専門性です。

化学製品PL相談センターの化学的専門性を活かし、消費者団体の専門性にも対応する、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する化学製品PL相談センターであり続けて欲しいと願っています。

## ◇ 活動の概要

### ◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

### ◇ 相談対応

平成27年度に当センターが受け付けた相談の総件数は197件で、26年度より約9%増加しました。全体の約9割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.13からの資料集をご参照ください。)

### ◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

### ◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成27年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。



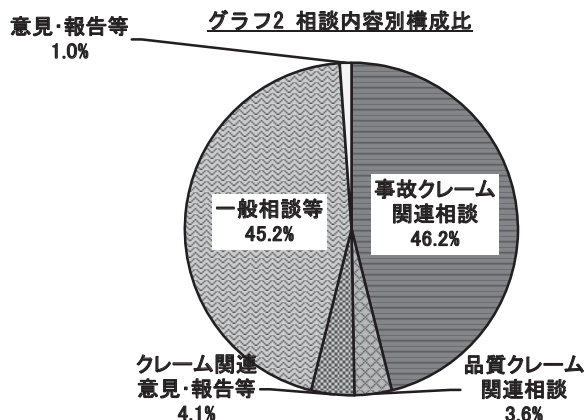
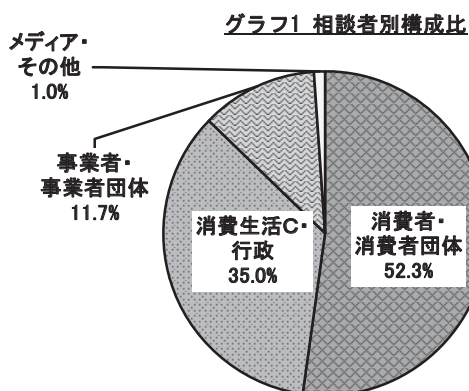
## ◇ 平成27年度受付相談の特徴

### (1) 総受付件数:前年度より約9%増加。

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は197件(月平均16.4件)で、26年度(181件)よりも約9%増加しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からPL法の解釈・PL対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、その後は年々減少傾向にあります。各企業においてPL対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

表1 平成27年度 相談受付状況 (総実働日数 244日)

|               | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談等     | 意見・報告等   | 合計         | 構成比   |
|---------------|----------------|----------------|------------------|-----------|----------|------------|-------|
| 消費者・<br>消費者団体 | 48             | 3              | 6                | 44        | 2        | 103        | 52.3% |
| 消費生活C・<br>行政  | 39             | 4              | 2                | 24        | 0        | 69         | 35.0% |
| 事業者・<br>事業者団体 | 4              | 0              | 0                | 19        | 0        | 23         | 11.7% |
| メディア・<br>その他  | 0              | 0              | 0                | 2         | 0        | 2          | 1.0%  |
| <b>合計</b>     | <b>91</b>      | <b>7</b>       | <b>8</b>         | <b>89</b> | <b>2</b> | <b>197</b> |       |
| 構成比           | 46.2%          | 3.6%           | 4.1%             | 45.2%     | 1.0%     |            | 100%  |



#### 相談者区分

|           |  |
|-----------|--|
| 消費者・消費者団体 | 一般消費者、消費者団体  |
| 事業者・事業者団体 | 製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など                   |
| 消費生活C・行政  | 消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関 |
| メディア・その他  | マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人  |

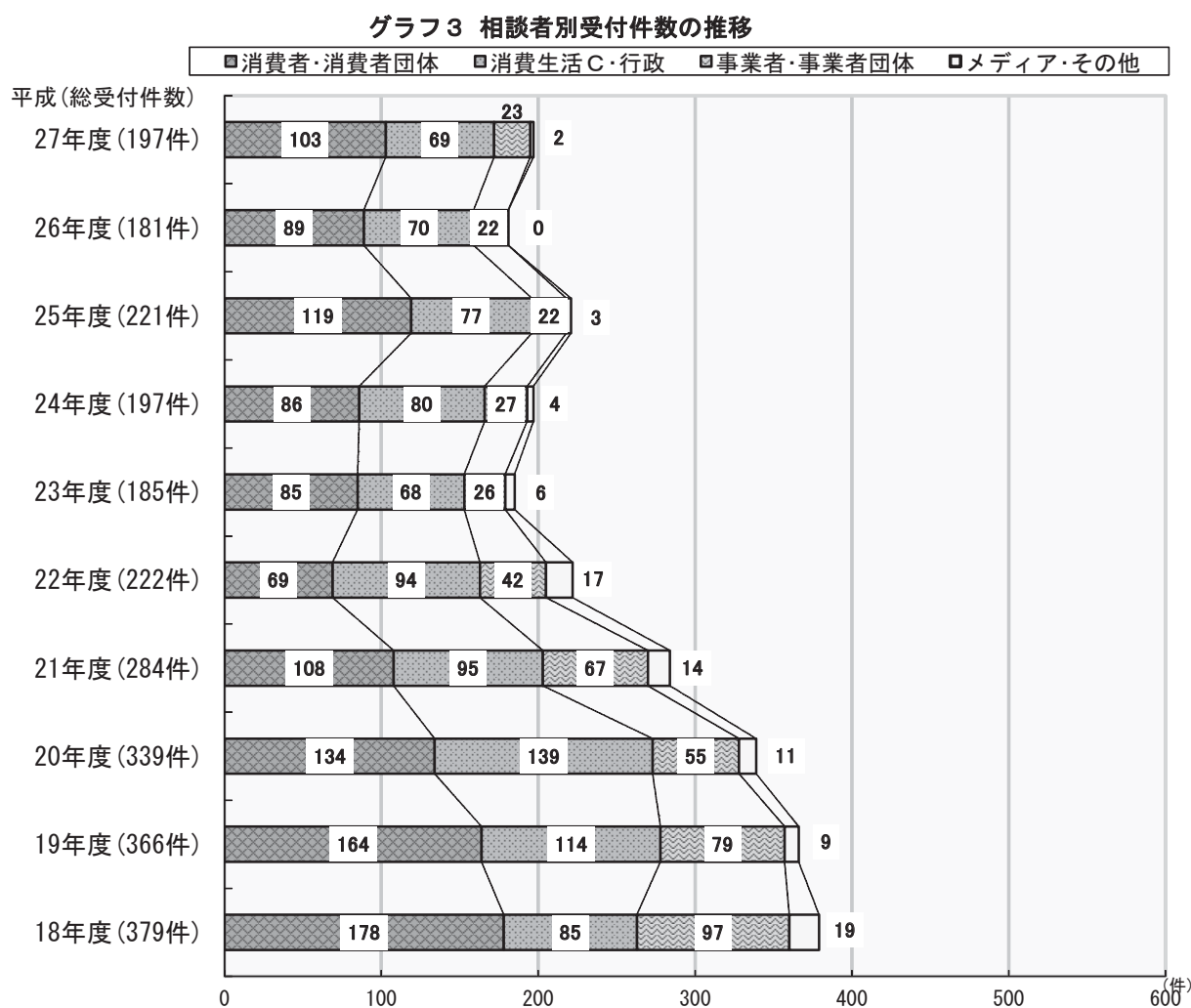
#### 相談内容区分 (改訂 平成15年8月)

|              |   |
|--------------|---|
| 事故クレーム関連相談   | 製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの          |
| 品質クレーム関連相談   | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情              |
| クレーム関連意見・報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等        | 一般的な相談・問い合わせ等                             |
| 意見・報告等       | 一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの                     |



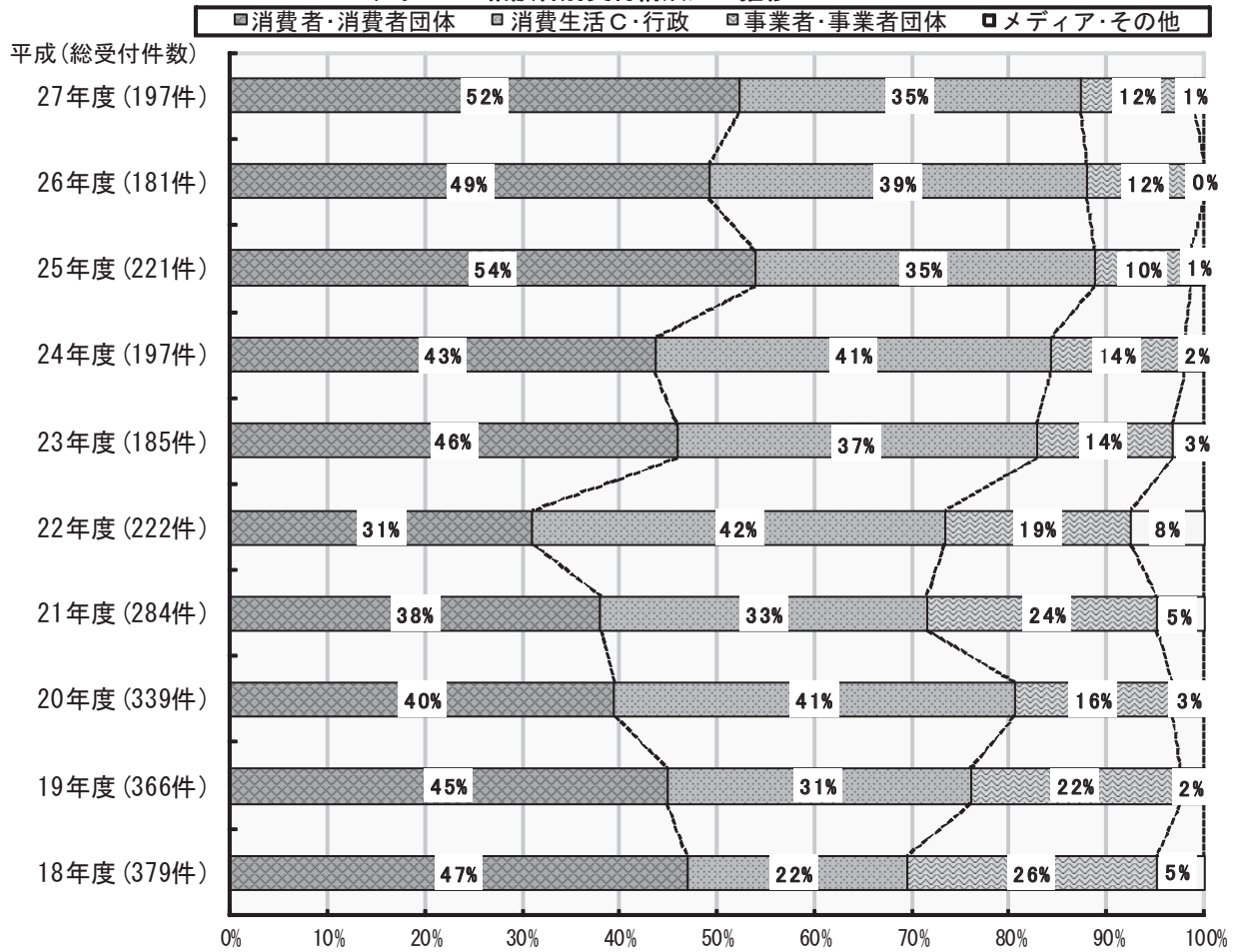
(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の約9割。

相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が103件と最も多く、次いで「消費生活C・行政」からの相談が69件となっています。これらを合わせた、主に消費者側からの相談は全体の約9割を占めています。受付件数は22年度以降、年間約200件程度で推移しており、ここ6年間は大きな変動は見られません。一方、内訳を見ると「消費生活C・行政」と「事業者・事業者団体」からの相談の比率が減少傾向にあり、「消費者・消費者団体」からの比率が若干増加傾向にあるように見て取れます。これは、化学製品PL相談センターの活動が、消費者センターや行政機関に認知されるようになったことで、そちらから紹介された消費者が相談してくるケースが増えているためと考えられます。



※ 平成17年度以前の受付件数についてはP. 80の表をご参照ください。

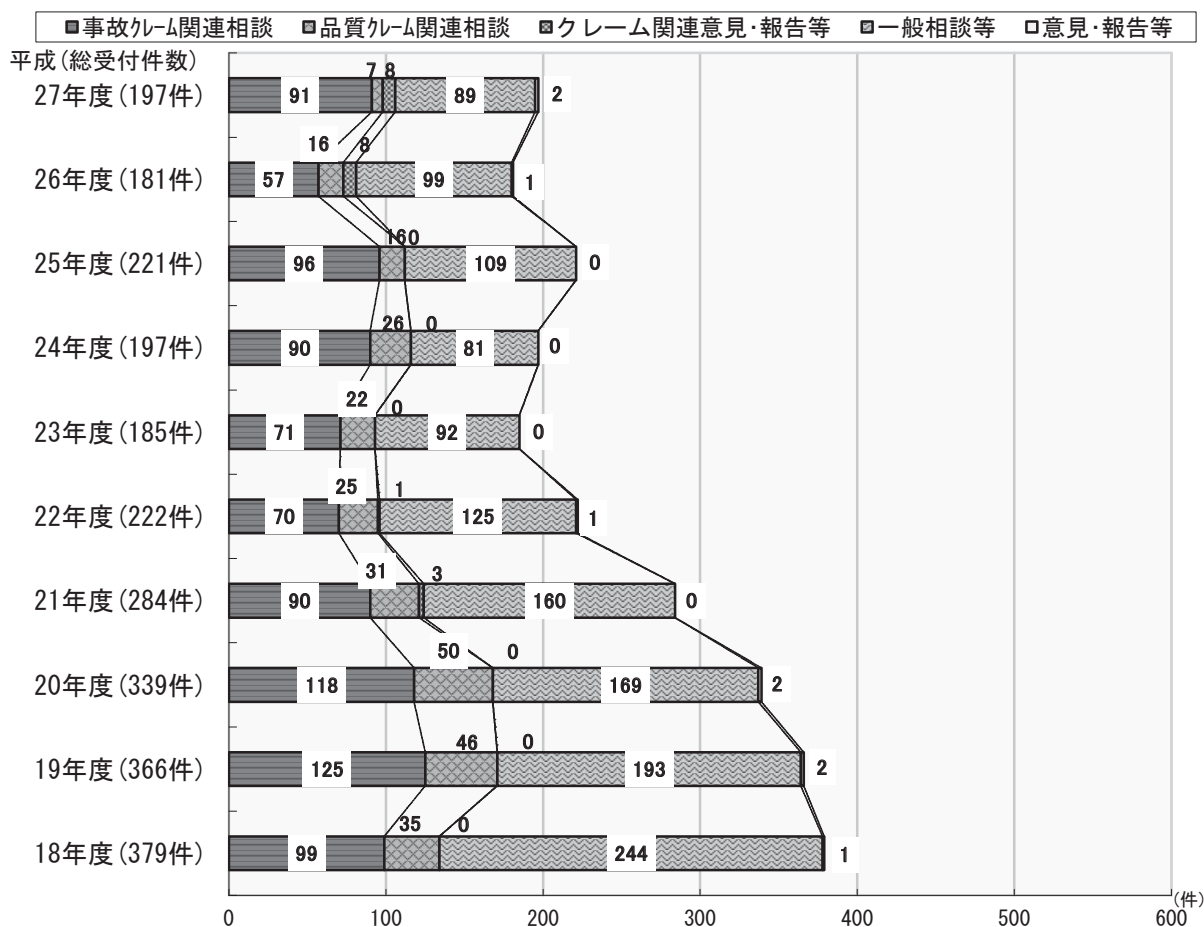
グラフ4 相談者別受付構成比の推移



(3) 相談内容別の比較: 全体的な相談件数減少傾向の要因は一般相談等の減少。

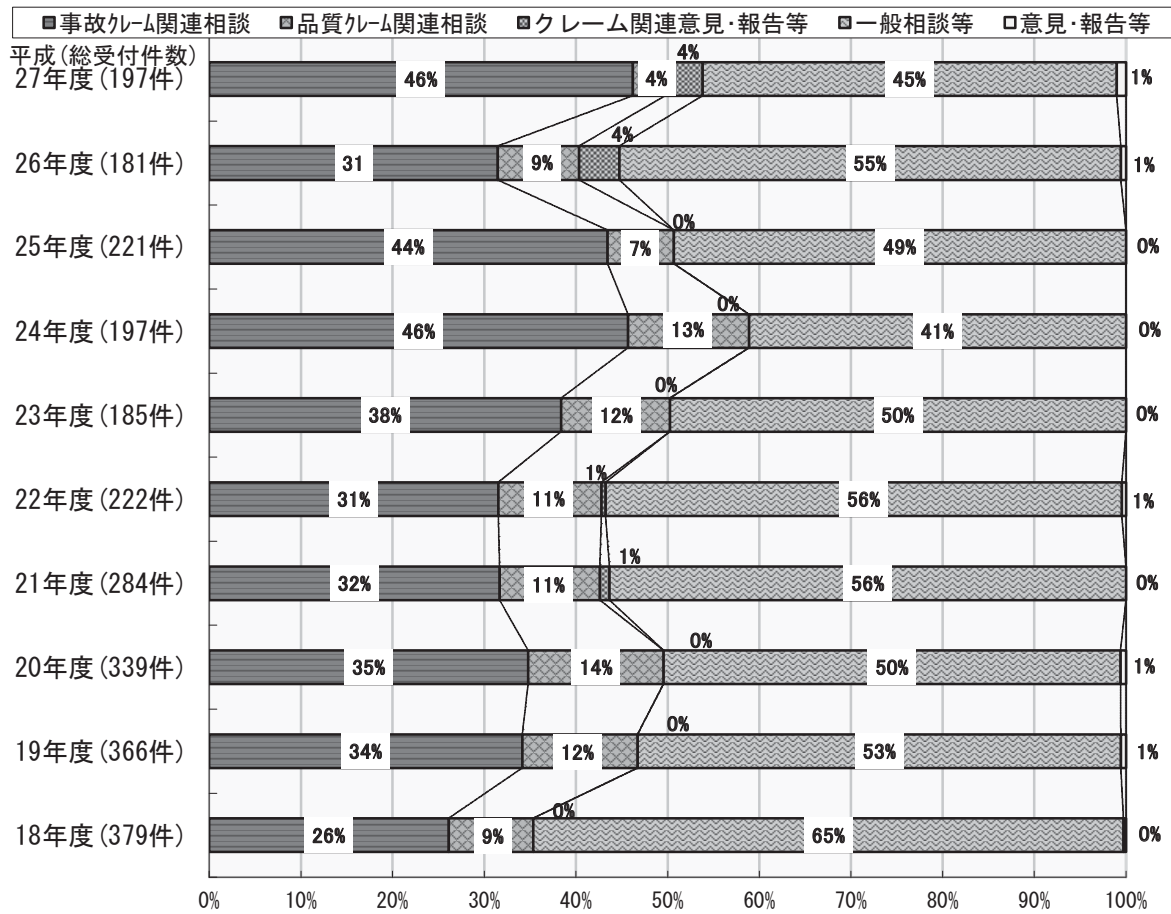
トレンドで見ると、全体的な相談件数減少傾向の要因は一般相談の減少にあることが分かります。これはインターネットが普及し、広く利用されるようになったことで、容易に情報収集できるようになったことによるものと推察されます。平成27年度の相談を見ると、「事故クレーム関連相談」が91件、「品質クレーム関連相談」が7件、クレーム関連意見・報告等が8件、クレーム関連の相談は合計106件で、「一般相談等」の89件を大きく上回りました。昨年に比べると、「事故クレーム関連相談」が大きく増加しているのが目立ちます。

グラフ5 相談内容別受付件数の推移



※ 平成17年度以前の受付件数についてはP. 81の表をご参照ください。

グラフ6 相談内容別受付構成比の推移



(4) 事故内容別の比較:相変わらず体調不良が最も多い。

昨年(平成26年度)はクレーム関連の相談が81件と少なく、身体被害、財産被害とも少ない傾向にありましたが、平成27年度はいずれも増加し、一昨年(平成25年度)並みに戻っています。平成27年度を内容別に見ると、体調不良を訴えるクレームが最も多く、要因は、ニオイや薬剤を吸入したことによるものがほとんどです。一過性で症状は治まっているものが多いのですが、継続しているケースもあり、個別の相談情報をしっかりと取りながら、ウォッチしていく必要があると思われま

表2 事故内容別クレーム件数

|               |       | 平成25年度 |    | 平成26年度 |    | 平成27年度<br>( )内は前年との差 |          |
|---------------|-------|--------|----|--------|----|----------------------|----------|
| 身体被害          | 死亡    | 0      |    | 0      |    | 0 (±0)               |          |
|               | 体調不良  | 46     |    | 28     |    | 43 (+15)             |          |
|               | 皮膚障害  | 18     |    | 19     |    | 14 (-5)              |          |
|               | 眼     | 2      |    | 2      |    | 1 (-1)               |          |
|               | 頭髪    | 1      |    | 0      |    | 1 (+1)               |          |
|               | 火傷    | 0      |    | 0      |    | 1 (+1)               |          |
|               | 腹痛    | 0      |    | 0      |    | 0 (±0)               |          |
|               | 開放創   | 0      | 67 | 0      | 49 | 1 (+1)               | 61 (+12) |
| 財産被害          | 家財    | 18     |    | 13     |    | 14 (+1)              |          |
|               | 衣類    | 2      |    | 1      |    | 7 (+6)               |          |
|               | 身の回り品 | 5      |    | 0      |    | 5 (+5)               |          |
|               | 自動車   | 4      |    | 0      |    | 6 (+6)               |          |
|               | 動植物   | 0      |    | 0      |    | 2 (+2)               |          |
|               | 会社財産  | 0      | 29 | 0      | 14 | 0 (±0)               | 34 (+20) |
| 拡大被害なし(品質・性能) |       | 16     |    | 18     |    | 11 (-7)              |          |
| 合 計           |       | 112    |    | 81     |    | 106 (+25)            |          |

(5) 商品群別の比較: 多種多様な製品について相談が寄せられている。

すべての製品分野に「PLセンター」が設けられてはいないため、当センターには、生活用品をはじめ、繊維製品、住宅設備、塗料、家具…等々、極めて広範にわたる製品について、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。

当センターでは可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にに基づき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「PLセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表3 商品群別クレーム件数

| 平成24年度       | 平成25年度       | 平成26年度      | 平成27年度<br>( )内は前年との差 | 順位 |
|--------------|--------------|-------------|----------------------|----|
| 洗剤・洗淨剤 11    | 洗剤・洗淨剤 11    | 家具 7        | 洗剤・洗淨剤 19 (+13)      | 1  |
| 家具 9         | 芳香剤・消臭剤 8    | 洗剤・洗淨剤 6    | その他生活用品 10 (+4)      | 2  |
| 殺虫剤 7        | 家具 7         | 殺虫剤 6       | 家電製品 6 (+3)          | 3  |
| その他生活用品 7    | その他生活用品 7    | その他生活用品 6   | 芳香剤・消臭剤 6 (+3)       |    |
| その他 7        | 柔軟剤 6        | 化粧品 5       | 殺虫剤 5 (-1)           | 5  |
| オートケミカル 5    | 防虫剤 6        | 住宅設備 5      | 住宅設備 5 (±0)          |    |
| ヘアケア品 5      | その他 5        | 柔軟剤 5       | その他 5 (±0)           |    |
| 抗菌剤 5        | オートケミカル 4    | その他 5       | 防虫剤 5 (+4)           |    |
| 住宅設備 5       | ヘアケア品 4      | ゴム製品 3      | 柔軟剤 4 (-1)           | 9  |
| 柔軟剤 5        | ヘルスケア品 4     | プラスチック製品 3  | 除湿剤 4 (+2)           |    |
| 防蟻剤 5        | 家電製品 4       | ヘアケア品 3     | 染毛剤 4 (+3)           |    |
| プラスチック製品 4   | 建材 4         | 芳香剤・消臭剤 3   | オートケミカル 3 (+2)       | 12 |
| 建材 4         | 殺虫剤 4        | 家電製品 3      | 家具 3 (-4)            |    |
| 繊維製品 4       | カビ取り剤 3      | 繊維製品 3      | 抗菌剤 3 (+2)           |    |
| 芳香剤・消臭剤 4    | 化粧品 3        | ヘルスケア品 2    | 繊維製品 3 (±0)          |    |
| 化粧品 3        | 抗菌剤 3        | 除湿剤 2       | ヘアケア品 3 (±0)         |    |
| 家電製品 3       | 住宅設備 3       | 塗料 2        | カビ取り剤 2 (+1)         | 17 |
| 除湿剤 3        | 接着剤・粘着剤 3    | 防蟻剤 2       | 化粧品 2 (-3)           |    |
| 自動車 2        | 繊維製品 3       | オートケミカル 各1  | 建材 2 (+2)            |    |
| 染毛剤 2        | 塗料 3         | おもちゃ        | 接着剤・粘着剤 2 (+2)       |    |
| 塗料 2         | 乾燥剤 2        | カビ取り剤       | 塗料 2 (±0)            |    |
| 不明 2         | 農薬 2         | 抗菌剤         | 不明 2 (+1)            |    |
| ゴム製品 各1      | 漂白剤 2        | 清浄剤         | 防水剤・はっ水剤 2 (+1)      |    |
| ドライクリーニング    | 防水剤・はっ水剤 2   | 染毛剤         | おもちゃ 各1 (+1)         | 24 |
| パーマ液         | おもちゃ 各1      | 漂白剤         | 自動車 (+1)             |    |
| ワックス         | ゴム製品         | 防水剤・はっ水剤    | 農薬 (+1)              |    |
| 医薬品          | シーリング材       | 防虫剤         | 漂白剤 (±0)             |    |
| 乾燥剤          | プラスチック製品     | 不明          |                      |    |
| 石油・灯油        | ワックス         |             |                      |    |
| 接着剤・粘着剤      | 医薬品          |             |                      |    |
| 漂白剤          | 紙製品          |             |                      |    |
| 保冷剤          | 清浄剤          |             |                      |    |
| 防水・はっ水剤      | 不明           |             |                      |    |
| 防虫剤          |              |             |                      |    |
| <b>116 件</b> | <b>112 件</b> | <b>81 件</b> | <b>106 件</b>         |    |

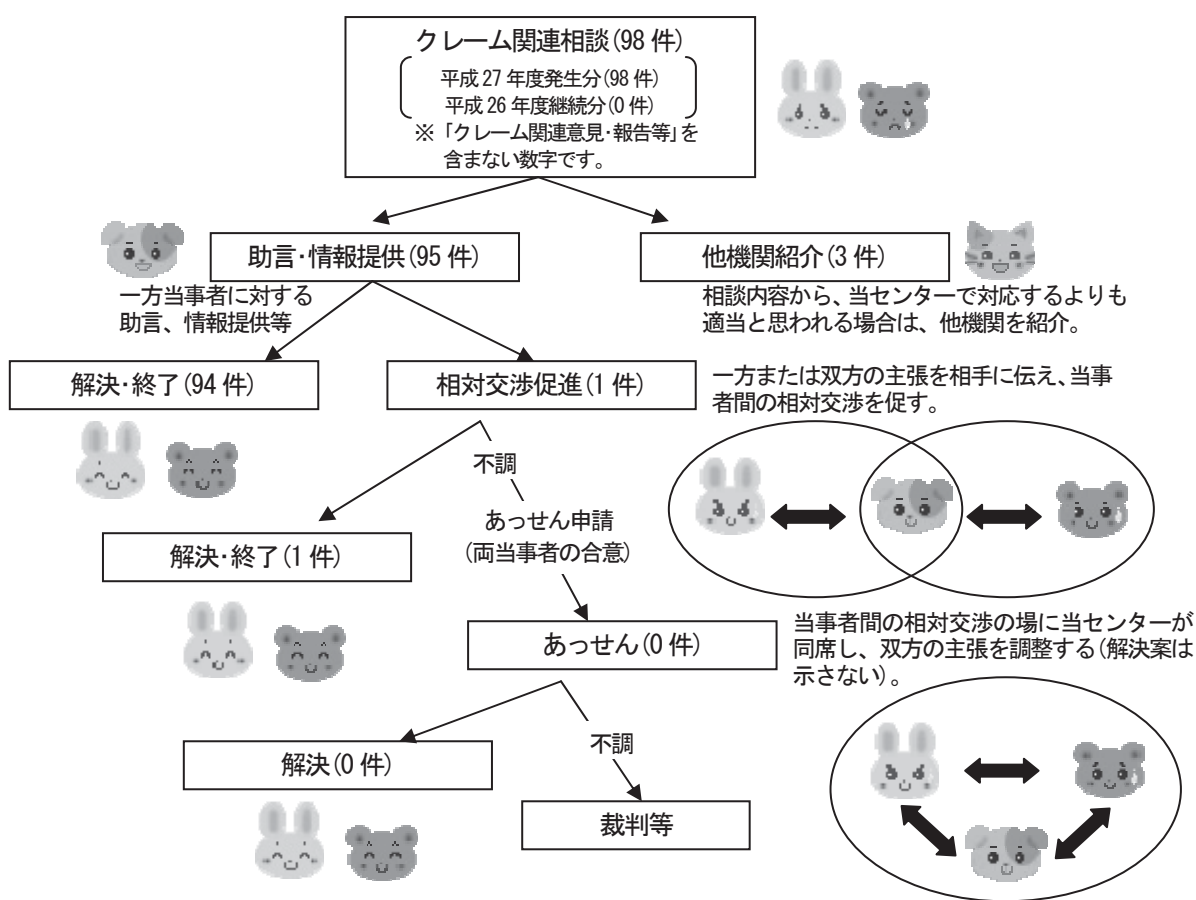
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。  
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」91件、「品質クレーム関連相談」7件の合計98件が、平成27年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。相対交渉促進1件は、解決・終了しています。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成27年度クレーム関連相談の処理状況





## (7) 平成27年度の相対交渉事例

相対交渉とは、前頁の「クレーム関連相談の処理状況」にも記載しておりますが、“一方又は双方の主張を相手に伝え、当事者間の相対交渉を促すこと”と、ここでは定義しています。

相対交渉の内容は、交渉内容に深く踏み込んで話し合う場合や、お互いの意見整理をするだけで交渉促進に繋げる場合など、さまざまな形があります。ここでは、上記定義にあてはまる、今年度当センターで関与した事例を紹介します。

### ○ 猫用ノミ取り剤の飼い猫への安全性に懸念を抱く方とメーカーとの相対交渉

・製品分類 = 洗剤・洗淨剤 <猫用のノミ取り剤で猫が体調不良> 資料2 P.17

「1週間ほど前に〇〇社の猫用ノミ取り剤△△を購入し、用法・用量を守って使用した。すると、急に猫が興奮した様子になり、その後、呼吸が非常に荒くなって嘔吐し、発熱した。直ぐに獣医に治療してもらったが、獣医からは「このノミ取り剤には、石油系の溶剤が使用されており、このような症状が起きる可能性は十分にある。」と言われた。翌日、購入店に申し出たが、「うちはメーカーが良いというものを売っているだけ」と相手にしてもらえない。〇〇社に連絡をしたが、担当者も責任者も、最初に言うことが後からくつがえるので、メーカーの言うことが信用できない。消費生活センターに連絡をしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。この製品で使用されている石油系の溶剤は猫にとって危険なのだろうか」との相談を受けた。相談者の了解を得て〇〇社に問い合わせた。ノミ駆除剤についてヒアリングし、安全性データシート(SDS)を入手した。SDSの情報、および関連する他の安全性情報から、使用されている『石油系溶剤』の有害性は低いことを確認し、相談者に回答。併せて猫の個体差により、敏感な反応をする可能性は否定できない旨を説明した。相談者は納得して終了。

## (8) 活動の所感

当センターが活動を開始してから、今年は22年目となります。これまでの21年間の相談件数の推移を見てみますと、2年目(平成8年)、3年目(平成9年)が最も多く、1,000件を超える相談がありました。その後、相談件数は年々減少し、平成22年度以降は、だいたい200件程度で推移しています。

この減少の要因は二つあると考えています。一つ目は、開設当初はPL法が施行されて間もないこともあり、主に事業者からPL法の内容や解釈についての問合せや、当センターの業務内容に関する問合せが数多く寄せられ、それが数年で落ち着いて行ったことです。事業者・事業団体からの問合せは平成8年には748件もありましたが、ここ数年は20~30件くらいで推移しています。

二つ目は、インターネットの普及により、インターネット上で様々な情報を入手することが可能となり、日常生活の上でのちょっとした疑問や問題はインターネット検索で自己解決されるようになったことです。また、女性の就業率が上昇し、多くの方が昼間は仕事で電話しにくい環境にあることも関係しているように思われます。

インターネットの普及は、新たな問題の要因にもなっています。それは、インターネット上には膨大な情報が存在しており、消費者は必ずしも正しい情報、適切な情報を入手できていないということです。

相談業務の基本は、「正しい情報、最新の情報を分かりやすく伝える」ことですが、今後は電話相談への対応だけでなく、インターネット等を通じた積極的な情報提供をより進めていく必要があるように思います。

相談件数を、クレーム関連の相談と一般相談に分けてみると、大幅に減少しているのは一般相談の方で、上記のようなことが要因と思われる。クレーム関連相談も減少してはいますが、減少率は一般相談ほどではなく、安定して100件前後の件数が寄せられています。クレーム関連相談の場合、実際に何らかのトラブルが生じていますが、なかなか自己解決が難しく、信頼できる相談窓口を探して、あるいは消費生活センター等から紹介を受けて、当センターに電話をしてくるケースがほとんどです。当センターとしても相談の一件一件を真摯に受け止め、問題解決に向けて丁寧な対応に努めて行きたいと思えます。

◇ 資料集

3. 1 平成27年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

|             |    |              |    |
|-------------|----|--------------|----|
| 1) 洗剤・洗浄剤   | 14 | 15) 繊維製品     | 43 |
| 2) その他生活用品  | 21 | 16) ヘアケア品    | 44 |
| 3) 家電製品     | 24 | 17) カビ取り剤    | 45 |
| 4) 芳香剤・消臭剤  | 26 | 18) 化粧品      | 46 |
| 5) 殺虫剤      | 28 | 19) 建材       | 47 |
| 6) 住宅設備     | 30 | 20) 接着剤・粘着剤  | 48 |
| 7) その他      | 32 | 21) 塗料       | 48 |
| 8) 防虫剤      | 34 | 22) 不明       | 49 |
| 9) 柔軟剤      | 35 | 23) 防水剤・はっ水剤 | 50 |
| 10) 除湿剤     | 37 | 24) おもちゃ     | 51 |
| 11) 染毛剤     | 38 | 25) 自動車      | 51 |
| 12) オートケミカル | 40 | 26) 農薬       | 52 |
| 13) 家具      | 41 | 27) 漂白剤      | 52 |
| 14) 抗菌剤     | 42 |              |    |

(2) 「一般相談等」

|                          |    |                |    |
|--------------------------|----|----------------|----|
| 1) 住宅全般                  | 53 | 6) 化学製品等の表示    | 76 |
| 2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等   | 57 | 7) 製造物責任(PL)法等 | 77 |
| 3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等 | 59 | 8) 照会          | 78 |
| 4) プラスチック製食品用器具・容器包装     | 66 | 9) その他         | 79 |
| 5) その他の化学製品、化学物質等        | 70 |                |    |

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」－106件－

1) 洗剤・洗淨剤－19件

家庭用の合成洗剤(研磨材を含むものおよび化粧品は除く)、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗淨剤(研磨材を含むものは除く)については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用する前に製品表示を確認しましょう。

1. <洗剤を変えたら洗濯物が色移りした> 今回、今迄の洗剤と違う洗剤〇〇を使用した。白物のブラウスと、色物の衣類を一緒に洗ったところ、ブラウスが全体に紫っぽくなった。色移りと思い、衣類を確認したところ、色物衣類には“色移りする場合があります”との表示があった。しかし、今までの洗剤では、同様に洗濯しても色移りしなかったもので、〇〇のメーカーに連絡したところ、「衣類の表示に書いてあるので、弊社では対応できない」と言うだけだった。今までの洗剤では何ともなかったもので納得がいかず、消費生活センターに連絡をしたら、こちらを紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒お話からですと、衣類には“色移りする場合があります”との表示があることから、洗剤や衣類に欠陥があり、色移りしたとは考えにくいと思われます。表示を守らずに使用して被害を被った場合は、製造物責任法で損害賠償を請求することは難しいと思われます。

2. <床のワックス剥離剤を使用後に頭痛> 1年程前に、自宅のフローリングで、△△社のワックス剥離剤〇〇を使用したところ、それ以来体調が悪い。今でも室内に剥離剤の異臭を感じ、頭痛が続いている。内科を受診したところ、「化学物質過敏症かもしれない」と言われた。頭痛が始まった時期から見て、ワックス剥離剤がこの症状の原因であることは明白である。剥離剤のどの成分が元凶か、またその中和方法はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <消費者>

⇒〇〇は界面活性剤を主成分とし、各種の助剤や香料等を配合した製品です。△△社が公開している安全データシートによれば、劇物に指定された成分が一部使用されていますが、分解性の高い成分ですので、この製品が原因で、一年程も頭痛が続くとは考えにくいと思われます。また、この製品の成分を除去するに当たっては、水拭きが最も効果的と考えられます。なお、製品の安全性や取り扱い方法等については、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、△△社にご相談ください。お聞かせいただいた内容からすると、頭痛の原因としてワックス剥離剤以外の可能性も視野に入れて、再度内科医と相談されてはいかがでしょうか。

3. <洗濯槽クリーナー使用中にめまい> 自宅で10年来使用している△△社製全自動洗濯機の洗濯槽の洗浄を思い立ち、10日ほど前に△△社純正の洗浄液を購入して洗濯機に投入した。取扱説明書に従い、窓を開けマスクや手袋の保護具を着用して作業していたが、作業開始後1時間程してめまいや吐き気を感じた。直ちにかかりつけの病院で点滴を受け、現在は、症状は回復している。この洗浄液に人体に害のある成分が含まれていないか、検査してもらえないか。成分表には『次亜塩素酸ナトリウム、防食補助剤』と書かれている。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(高齢の女性) <消費者>

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))等に、検査できる機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

4. <エアコン洗浄後に体調不良> 「先日、自宅のリビングに設置してあるエアコンの洗浄を、専門の業者△△社に依頼した。洗浄終了後、当該エアコンを30分程度試運転したところ、自分はめまいを感じ、胸が苦しくなった。夫と10歳の息子は、今のところ体調異常はない。何がしか、強力な薬剤が使われているのではないだろうか。このエアコンを安心して使うには、どうすればよいか」との相談を、40歳代の女性から受けている。同様の事例があるか、また本件はどのように対処すればよいか、アドバイスを頂きたい。<消費生活C>

⇒当センターの2001年以降の相談データを検索しましたところ、業者によるエアコンのクリーニングに係る相談は12件あり、そのうち、めまいや吐き気を覚えたとの内容が3件ありましたが、いずれも因果関係は特定できておりません。クリーニング業者は、洗浄効果が高く、刺激が少ない洗剤を選んで使用していますが、個人の体質等により、苦情につながるケースもあるようです。△△社のウェブサイトによれば、洗浄に使用している薬剤は中性洗剤とのことですので、水洗により薬剤の残留は十分低減できるものと思われます。△△社に症状を話され、相談されてはいかがでしょうか。

5. <オゾン処理の安全性> 半年前に主人が風呂場で、不用意に衣料用洗剤〇〇を使用して以来、風呂場や洗面所に入ると口の周りが痛くなり、体が熱くなるので、使うことができない状態が続いている。そこで、ハウスクリーニング業者に相談したところ、ホテル居室の消毒に使うオゾン処理を勧められた。オゾン処理には、1時間12グラムのオゾンが発生する装置を使用するとのことである。この方法は効果が期待できるものだろうか。化学製品PL相談センターは以前、相談したことがある。(中高年の女性) <消費者>

⇒お話からだけでは体調に影響する原因物質が特定できませんし、オゾン処理の効果についてもその効果はわかりかねます。オゾンは強力な酸化作用を持つ化合物で、悪臭物質や細菌等を分



解するとされています。しかし、その効果は対象物質によっても異なると思われるので、ハウスクリーニング業者にご確認ください。

6. <住宅用洗剤で冷蔵庫ドアが損傷> 「先日、購入して4年たった冷蔵庫を細部まで掃除した。フロントアを掃除する際に、弱アルカリ性の住居用洗剤〇〇を用いたところ、ドアの塗装が一部はがれてしまった。冷蔵庫の取扱説明書には、「弱アルカリ性の台所用洗剤は使わないでください」と書いてあるものの、〇〇の「用途」には「冷蔵庫の外側」と書かれている。これは商品の欠陥ではないか」との相談を、60歳代の男性から受けている。この様な事があるのだろうか。また、メーカーへの損害賠償請求は可能だろうか。〈消費生活C〉

⇒一般に冷蔵庫のドアは、焼付け塗装した鋼板が使われているとのこと。弱アルカリ性洗剤に対してそれなりの耐性はあると思われます。しかし、塗料や樹脂の中にはアルカリ性に弱いものもあります。〇〇の表記は一般的な用途を表したものであり、冷蔵庫側の注意書きと見比べて使用の可否を判断すべきものでしょう。〇〇には、使用に当たっての希釈方法等が具体的に記載されていますので、まずは相談者が〇〇の使用方法通りに作業されたかを確認されてはいかがでしょうか。(追って、相談者は本件を取り下げたとのこと)

7. <パック型液体洗剤によるものと思われる洗濯排水管の詰り> 「景品でもらったパック型液体洗剤を1回に一つ使用していたが、5回目の洗濯後に洗濯水を排水したところ、排水溝から排水が溢れて、周りが水浸しになってしまった。古いマンションであるが、排水溝の定期メンテナンスも行っており、このようなことは初めてで、原因として考えられることは、洗剤を包んでいる水溶性フィルムが溶けずに、排水溝に詰まったとしか考えられない」との相談を60代の女性から受けた。メーカーに連絡したが、「フィルムが溶けずに洗濯物に付着したとの問い合わせを受けることはあるが、排水溝が詰まるという話は初めて」とのこと、化学製品PL相談センターにこのような相談は入っていないか。また、このようなことはあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、同様の相談を、今までに受けたことはありません。また、このようなことがあるかの可能性については、知見がありません。排水溝の状況などによっては、全く無いとは言いきれないと思われます。再度メーカーに納得のいく説明を求められてはいかがでしょうか。

8. <塩素系カビ取り剤で風呂掃除した後に腕のしびれ> 5日前的夕方、塩素系の風呂用カビ取り剤〇〇を使用して、徹底して風呂掃除を行った。窓は開けていたが換気扇は回さず、また手袋も着用していなかった。夜になって両腕が痺れたようになり、医師から「腱鞘炎」と言われて痛み止めと湿布薬を処方された。現在、しびれは治まっている。この症状は、〇〇によるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、次亜塩素酸塩を主成分とし、安定剤として水酸化ナトリウムや界面活性剤等を配合し

た製品です。公益財団法人 日本中毒情報センターの情報

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70052.pdf>)によれば、これらの成分は皮膚や粘膜を刺激し、また目に飛沫が入ると角膜のびらんを起こす恐れがあるとのこと。しかし、〇〇がしびれや腱鞘炎の原因になるという情報は見当たりません。薬品に対する感受性には個人差があるため、断定的なことは申せませんが、一般的には、〇〇とお問合せの症状の因果関係は考えにくいものと思われます。なお、塩素系カビ取り剤は注意書きにある通り、ゴーグルや手袋を着用し、充分換気しながらご使用くださるようお願いいたします。

9. <タイル用洗剤で玄関のタイルにシミ> 1年ほど前、自宅玄関のタイルの汚れが目立ったので、△△社のタイル専用の洗剤〇〇で汚れを落としました。しかし、使用方法通りに作業したにもかかわらず、タイルにシミが残り、かえって汚れやすくなった。タイルの表面が、〇〇の成分と化学変化を起こす等によって、変質しているのではないかと考えている。タイル表面の状態を分析することは可能か。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)  
<消費者>

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))等に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

10. <隣家の洗濯物のニオイで体調不良> 自宅(一戸建て)の隣の家族は、3年前に引っ越してきた。それ以来、隣家が庭に干す洗濯物のニオイで、自分は気分が悪くなり、不整脈が出るようになった。そこで、専門の病院のアレルギー科の診断を受けたところ、『化学物質過敏症』と診断された。隣家には、洗剤の変更を申し入れているが、聞き入れてもらえない。裁判所の調停委員に相談したが、委員が化学物質過敏症を理解しないため、有効な調停を進めてもらえない。どうしたらよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒洗濯物のニオイに関する相談は、当センターにも寄せられています。ニオイの感じ方や化学物質の感受性には個人差もあり、個人の好みや体質などによって合わない場合もあるでしょう。化学物質過敏症はその病態や発生機序について未解明な部分が多いと言われています。お近くの保健センターや健康対策課といった行政窓口では、この症状に関する情報をもっていることもあるので、問い合わせをされてみてはいかがでしょうか。

11. <エアコン用の洗剤で体調不良> 「1週間ほど前にエアコンのクリーニングを業者に依頼した。エアコン洗剤時、隣の部屋に居てもニオイがきついで、苦情を言ったら、本来の洗剤用機

器でなく、噴霧用機器を使用しており、洗浄液が霧のように部屋に立ち込めていた。咳が酷くなり、息苦しくなったので受診したところ、気管支炎と診断された。洗浄液の成分には、水酸化ナトリウムと水酸化カリウムが使用されているとのことだった。自分は昔から、のどが弱かったので、今後この症状が酷くならないか心配だ」と40代の男性から相談を受けたが、どうか。〈消費生活C〉

⇒水酸化ナトリウムも水酸化カリウムも強アルカリ性の物質です。皮膚等に付着したままにすると、化学やけどを起こします。部屋の中に飛散した洗浄剤は、部屋の中のものに付着しますが、水拭きすれば容易に取り除くことができ、そこから揮発することはありませんので、今後はこの成分の吸引により、症状が酷くなることは考え難いと思われます。

12. <クエン酸噴霧後の衣服等のべたつき> 3~4日前に、△△社製のクエン酸〇〇を水に溶かして、部屋や押入れ、クローゼット等に噴霧した。その後、部屋中が湿ったようになり、クローゼットの中の衣服もしっとりとしているように感じる。押し入れの布団も、べたついている。これは〇〇を噴霧したことが原因だろうか。べたつき感を解消するには、どうすればいいか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は台所まわり・住まいの洗浄を目的とした商品で、室内に噴霧するような使い方は想定されていません。クエン酸は潮解性(空気中の水分を取り込む性質)を持つため、多量のクエン酸が衣服等に付着した場合、空気中の水分を吸収して、ベタベタ感が取れない事があり得るでしょう。クエン酸は水溶性ですので、衣服等は水洗いすれば除去できるものと思われます。木材や壁紙にしみこんでいる場合は、水で湿らせた後、乾いた布でふき取ることを繰り返すとよいでしょう。その他、具体的な対処方法を、△△社に問合せはいかがでしょうか。

13. <隣家の洗濯物のニオイで頭痛> 自分はマンションに住んでいる。上階の住人が干す洗濯物のニオイが強く、ベランダに出ると頭が痛くなる。ニオイの元は、洗剤や柔軟剤に含まれている香料だと思う。こういった香料は、人体に有害ではないのか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒ニオイの基となる香料については、国際化粧品香料協会(IFRA)のもとで自主基準を設け、各国の香料工業会等で使用する香料を自主規制して、安全性を確保しています。しかし、香料が有害ではなく、製品の品質には問題なくても、ニオイの感じ方や化学物質の感受性には個人差もあり、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。日本石鹼洗剤工業会でも、『柔軟仕上げ剤を使うときのポイント』として、『香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします』と啓発しています。



14. <碍子洗浄作業後に目の不調> 自分は、電柱の碍子を洗浄する作業に従事している。5年前に、碍子洗浄作業中に、洗浄液〇〇が目に入った。その際、保護眼鏡やゴーグルは着用していなかった。その後、目の違和感を覚え、5日後に眼科を受診したところ、『ブドウ膜炎と網膜血管炎を発症している』と言われた。しかし、〇〇との因果関係は「わからない」と言われ、診断書は書いてもらえなかった。〇〇の安全データシート（SDS）を入手したので、〇〇と自分の症状との関連について、解説してほしい。（中高年の男性）<消費者>

⇒当センターは、目の症状に関する専門的な知見を、持ち合わせておりません。本件は業務上の事案ですので、SDSを基に、労働衛生に詳しいしかるべき部署にご相談くださるよう、お願いいたします。

15. <洗濯したシャツや肌着が色むら> 「先日、黒いハイネックのシャツを△△社の〇〇で洗濯したところ、袖の部分が色むらになった。〇〇はジェルタイプの洗剤なので、溶けにくいのかと思います、事前に水で溶いて、肌着を洗濯したが、一部白く色が抜けたようになった。この様な事が、有り得るのだろうか」との相談を、高齢の女性から受けているが、どうか。なお、相談者はメーカーには、今のところ問合せしていない。<消費生活C>

⇒洗剤の使用量や洗濯コースの設定や、今回の衣類の取扱表示(洗濯方法)など、洗濯の条件が明確でないため、断定的なことは申せません。当センターの過去の相談データを検索しましたところ、数年前に「黒いカーディガン（綿製）が、シミ状に色落ち」したとの相談が1件あり、この時は、お客様がメーカーに問い合わせています。本件も、まずは洗剤のメーカーにご相談されるよう勧められてはいかがでしょうか。

16. <業務用洗剤で手荒れ> 「飲食店の勧めで、△△社の業務用の洗剤〇〇を入手、使用している。しかし、この洗剤を使用するようになってから、手の肌が荒れ、腹痛を感じるようになった。△△社のウェブサイトには、〇〇は“メタケイ酸ナトリウムが使用してある”と記載されているので、この成分が肌荒れや腹痛の原因だと思う。このような製品を生産・販売しないように、指導して欲しい」との相談を40歳代の男性から受けている。一般家庭での使用には、不適切な製品なのだろうか。 <消費生活C>

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について、指導できる立場にありません。なお、メタケイ酸ナトリウムは、家庭用の食洗機用洗剤等にも配合されている成分です。水溶液は強アルカリを呈しますので、皮膚を刺激して肌が荒れることがありますので、ポリ手袋等を着用することが望まれます。また、目を保護することも大切かと思われます。業務用製品は、注意書き等が、一定の知識のある使用者を前提に、書かれている可能性は有るでしょう。

17. <パイプクリーナーでトイレの詰りが酷くなった> 築数年の家だが、トイレの流れが悪くなった。ラバーカップの用意が無かったので、ドラッグストアで△△社のパイプクリーナー〇〇を購入し、直ぐに使用したが流れが余計悪くなった。家を建てた時の業者にファイバースコープでパイプ内を見てもらうと、黒い塊があった。「これは、パイプクリーナーにより固まってしまったもので、全体を取り換えないといけない」と言われた。〇〇の表示には「トイレトペーパーの詰りには効果が期待できない」とは書かれているが、「固まってしまう」ということは書かれていない。こういう場合どうしたらよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
- ⇒〇〇は、パイプ内の髪の毛や油汚れ等を溶かして落とす、強アルカリの洗浄剤です。お話からだけでは、〇〇と黒い塊の因果関係は判断できません。製品の品質や安全性については、メーカーが責任をもってお答えしますので、まずはメーカーに状況をお話しされてはいかがでしょうか。
18. <ハウスクリーニング業者の作業で腹痛> 先日、ハウスクリーニングを業者に依頼して、自分は作業に立ち会っていた。キッチンまわりの作業時に、自分はこのどの痛みを覚え、また数日後に下痢気味となった。父親も同じころに腹痛を訴えた。業者に確認したところ、「強アルカリ系洗浄剤を使用した」との事で、症状の原因がこの洗浄剤にあるのではないかと思っている。後遺症が残るなどの心配はないのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉
- ⇒使用した洗浄剤の成分等が不明のため、断定的なことは申せません。このどの痛みの原因が洗浄剤にある可能性は、ないと申せませんが、洗浄剤が数日後に腹痛を引き起こすとは、考えにくいのではないのでしょうか。強アルカリはこのどや目を刺激します。ご心配であれば、耳鼻咽喉科など専門医の診察を受けておかれてはいかがでしょうか。
19. <風呂の洗剤で床が色抜け> 自宅の風呂場(10年ほど前のユニットバス)の洗面器が汚れていたため、△△社の風呂用洗剤〇〇を吹きかけ、風呂場の床に一晩おいた。ところが、翌日になって、クリーム色の床の、洗面器が当たっていた部分が、白く変色していることに気付いた。△△社に連絡したところ、別の洗剤の送付を受け、これで洗うようにとの事であったが、改善しなかった。そこで、知り合いの業者と相談して、ユニットバスを新しいものと交換した。その後、現場の写真と工事の請求書を△△社に連絡したが、△△社は「〇〇と色落ちの因果関係が不明のため、損害賠償できない」と言っている。〇〇が原因であることは、事の経緯から明白であるため、損害賠償は当然と考えるが、どうすればいいか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉
- ⇒本件は、被害を受けた家財が残っていないため、因果関係の証明が難しくなっているものと

思われます。損害賠償の可否については、当センターは判断できる立場にありません。行政の行っている無料の法律相談等、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。

## 2) その他の生活用品ー10件

1. <シェービングフォーム缶が破裂して洗面所が損傷> 2ヵ月前、自宅（築8年）の洗面所に置いていた△△社のシェービングフォーム缶が突然破裂し、鏡が割れる等の被害を受けた。△△社に申し入れ、事故品を送付したところ、△△社から「缶の錆により破損している。修理代金の半額を弁償する」との口頭での申し入れを受けた。その後、修理代金を節約するために自力で修理する事等の申し入れを電話や電子メールで行い、△△社了解の上で修理を終えた。しかし、今になって△△社は「個人の修理に係る代金は支払えない」等、態度を変え、らちが明かない。どうすればいいだろうか。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。（中年の男性）

<消費者>

⇒当センターでは一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。製造物責任（PL）法では、製品の欠陥と被害との因果関係を被害者が立証する必要があります。本件の場合、損害が製品の欠陥によるものである事や、ある程度の損害賠償を行う事等を、メーカーが申し出たことに関する文書等による証拠の有無が、極めて重要になると思われます。本件は、弁護士等法律の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。

2. <接着剤で固定した風呂用鏡が落下> 「2年前に△△社の風呂用鏡〇〇を、説明書に従って付属の接着剤で風呂場に取り付けた。しかし、最近、この鏡が剥がれ落ちてしまった。△△社に問合せたところ、「シリコン系の接着剤でもう一度貼り付けてください」というばかりで、2年で固定が剥がれことについては言及がない。このようなものだろうか」との相談を、中年の男性から受けている。商品の欠陥と言えるのではないか。<消費生活C>

⇒当センターから接着剤メーカーに確認しましたところ、「風呂場の中は湿度があるため、シリコン系の接着剤が最適です。しかし、耐用年数は使用条件によって大きく異なり、2年で強度が低下する可能性も否定できません。これらのことをご理解いただいて、自己責任でお願いします」とのことです。使用状況によって剥がれ落ちる可能性があるのであれば、注意表示の欠陥の可能性もあります（後日、表示の問題を消費生活センターから△△社に伝え、「今後の商品化の参考にさせていただきます」との返答を得たとのこと）。

3. <使い捨てカイロによる低温やけどの賠償責任> 自分は、使い捨てカイロを製造販売する企業に勤務している。先ごろ、自社の製品で「低温やけどの被害を受けた」との苦情が寄せられ、医

師の診断書と低温やけどを示す写真が送られてきた。しかし、同一ロットを確認したが、製品に品質異常はなく、また低温やけどに関する注意書きも正しく表示している。被害者は、治療にかかった費用と後遺症（残留するあざ）の治療費の支払いを求めているが、これは正当な要求なのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に対するコンサルタント業務は行っておりません。製造物責任（PL）法では、①製造物に欠陥があること、②損害が発生したこと、③欠陥と損害との間に「因果関係」が存在することを、被害者が立証する必要があります。本件の場合、①に関する見解を法律の専門家、或いはPL保険を扱う保険会社等にご相談されてはいかがでしょうか。

4. <風呂掃除後にのどに違和感> 「3週間前に、自宅の風呂場を掃除後、△△社の防汚剤〇〇を噴霧した。しかし、その後、のどのイガイガ感が続いている。この症状は、〇〇によるものだろうか」との相談を、30歳代の女性から受けているが、どうか。なお、〇〇の成分は『アルコール、変性シリコン、特殊ポリマー、防カビ剤、オレンジオイル』と書かれている。〈消費生活C〉

⇒△△社が公表している成分表示は、いずれも一般的な名称のため、のどの違和感と〇〇の因果関係ははっきりしません。噴霧から3週間たっていることからすれば、〇〇が原因とは一概には言えないでしょう。製品の安全性に関してはメーカーが責任もってお答えしますので、△△社に問合せみてはいかがでしょうか。

5. <強酸性水でトイレを掃除した後に体調不良> 3ヵ月ほど前に、自宅のトイレの壁や便器等を、強酸性水〇〇で掃除した。それ以降、顔や手の皮膚が赤く腫れ、また口の中が荒れる等の症状が出て、今も続いている。家中を水拭きしたものの、〇〇の影響がスリッパやタオル等で媒介されて、家中に広がったと感じている。近々、生まれたばかりの孫が来ることになっているが、大丈夫だろうか。なお、自分は20年前に、専門病院で化学物質過敏症と診断され、今も改善していない。また、同居している夫は、体調に変調はない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（60歳代の女性）〈消費者〉

⇒メーカーの説明書きによれば、強酸性水〇〇は、蒸留水に少量の塩化ナトリウム（食塩の主成分）を加え、電気分解して生成した酸性水で、微量の塩素系化合物（次亜塩素酸等）を含有しているとのこと。しかし、強酸性水は比較的不安定で、保管期間は1ヵ月と言われていません。使用されて3ヵ月を経過しているとお話ですので、〇〇の影響が今も残っているとは、考えにくいと思われます。また、〇〇は水に極めて近い液体ですので、水拭きによって十分除去出来ているでしょう。

6. <スティックタイプの糊の異臭で頭痛> 「自分は自営業を営んでいる。最近、仕事で梱包する際に、△△社のスティックタイプの糊〇〇を使用するようになった。しかし、〇〇は蓋を取ると



強いアルコールに似た異臭がし、使用していると目に刺激を感じ、また頭痛やのどの痛みを感じる。〇〇には、人体に有害な、特殊な化学物質が使われているのではないか。この様な製品には、使用している成分を表示する義務はないのか」との相談を、50歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒お問合せのスティックタイプ糊は、一般的には雑貨に分類され、成分表示が義務付けられてはいません。なお、お聞かせいただいた状況から推察すると、製品の特長を發揮するために添加されている成分が、独特のアルコール臭（あるいはエーテル臭）を発している可能性があります。化学物質への感受性は個人差もあるため、使用されて違和感があようであれば、室内を換気する等の対応を取るよう、お勧めされてはいかがでしょうか。

7. <抱き枕を使い始めて3日後に全身に湿疹> 入院中の高齢の家族に抱き枕を与えたところ、その3日後に全身に酷い発疹が出た。ここ数日の間の変化とえば、抱き枕を使い始めたこと以外には思いつかない。この抱き枕は、クッション材としてポリスチレンのビーズが使われている。ポリスチレンが発疹の原因となることが、あるだろうか。化学製品PL相談センターは市の相談センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒アレルギーに関しては、ご本人の体質や体調によっても、症状が異なりますので、断定的なことは申せません。一般的には、ポリスチレンがアレルギーとなるという報告は見当たらず、当センターの過去の問合せにも、それに該当する事例はありません。入院先の医師とよく相談されて、対処されるようお願いいたします。

8. <据え置きタイプの除菌剤によると思われる輪ジミ> 2週間ほど前に、自宅のウイルス・菌対策として、△△社の据え置きタイプの除菌剤〇〇を廊下の手すりの下に設置した。しかし、独特の異臭が強いため、半日で使用をあきらめ、ポリ袋で覆って商品の箱に戻し、同じ場所に置いた。ところが、先日掃除のためにこの箱をどけたところ、床に除菌剤容器によると思われる輪ジミがついていた。この様な事が起こり得るものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い女性）〈消費者〉

⇒〇〇は二酸化塩素ガスを発生させ、その酸化作用で、ウイルスや細菌の機能を低下させる事を謳った除菌剤です。二酸化塩素や、容器内の二酸化塩素を発生させる原液は、それらが持つ強い酸化力を利用して、木材や紙パルプの漂白などにも用いられています。もし、この原液が除菌剤の容器の底に付着していれば、容器を置いた跡が輪ジミになる可能性も、ないとは言えないでしょう。△△社に状況を話して、原因と処置方法を問い合わせるみてはいかがでしょうか。

9. <フロアモップで掃除したフローリングに拭取りムラ> 戸建の自宅（築1年半）で、フローリングの掃除を思い立った。まず、フローリング用ウェットティッシュ◇◇で軽く拭いた後、△△社のフロアモップ〇〇を用いて掃除をしたところ、フローリングの表面に拭取りムラがのこってしまった。△△社に問合せ、中性洗剤を薄めて拭いてみたが、ムラは消えない。これは〇〇の商品欠陥ではないか。△△社に損害賠償を請求できるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法では、製品の欠陥によって生命・身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等が損害賠償の責任を負うことを定めています。本件の場合、フローリングの状況や掃除の仕方によってムラになることもあるかと思しますので、まずは△△社に現状復帰可能か否か問い合わせて見てはいかがでしょうか。その上で、損害賠償が問題になった場合には、当センターは判断できる立場にありませんので、行政が行っている法律相談等、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。

10. <風呂掃除用器具の柄が折れて負傷> 2～3カ月前に購入した風呂掃除用の柄のついたスポンジを、毎日使用していた。しかし、先日柄が折れてバスタブで顔を打ち、医師の治療を受けた。製造販売元の△△社に苦情を申し入れたところ、返品を受け付けると答えるのみである。治療費などの損害賠償を請求したい。現品の欠陥を検査することはできないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒当センターでは製品の欠陥等の検査は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのWEBサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))等に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。

### 3) 家電製品—6件

1. <電気ポットの材質表示> 自宅で△△社の電気ポットを使用している時に、この電気製品に材質表示がないことに気が付いた。飲料水を沸かすための装置であるから、その安全性を示す材質表示は必須であると思う。メーカーを指導してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について指導できる立場にありません。電気ポットに記載すべき表示内容等は、家庭用品品質表示法で定められていますが、その規定では材質表示を義務付けてはいません。ご相談いただいた内容は、当該法律を所管する消費者庁等、しかるべき行政機関にお話しされてはいかがでしょうか。

2. <食器洗い機で体調不良> 半年前に自宅のシステムキッチンをリフォームした際、ビルトインの食洗機を△△社製の製品に更新した。しかし、使い始めてみると、食洗機からプラスチック臭がして喉が痛くなり、また洗浄後の皿等に触れると手がピリピリするようになった。洗剤を入れずに動作させても、同様であった。従来の機械は内装がステンレス製で、この様な事はなかった。新しい食洗機は内装がプラスチック製であり、洗浄中の高温水でプラスチックから人体に有害な物質が溶け出していると思う。この成分が何か、調べてほしい。化学製品PL相談センターは経済産業省消費者相談センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))等に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

3. <ヨーグルトメーカーを稼働させていると異臭> 「ヨーグルトメーカーを10時間ほど稼働させ、その部屋に入るとプラスチックの焼けたような臭いがし、気分が悪くなる。ヨーグルトメーカーのスイッチの所が少し熱をもっているよう(触れないほどではない)だが、ニオイの原因を調べる方法はあるか」との相談を中年の女性から受けたが、この相談は化学製品PL相談センターに相談してよいか。<消費生活C>

⇒当センターでは、検査・分析は行っておりません。分析が必要な場合は、独立行政法人国民生活センターや独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のWEBサイトに紹介されている分析機関から、探していただくようご案内しています。しかし、気分の悪くなる物質というように、漠然とした分析対象では難しいでしょう。まずは、ヨーグルトメーカーの発売元に相談されるようアドバイスされてはいかがでしょうか。また、スイッチの過熱については、家電製品PLセンターに相談されることをお勧めします。

4. <銀イオン水を使う洗濯機で衣服が黒ずみ> 「△△社のドラム型洗濯機〇〇を使用しているが、以前から衣類の黒ずみが気になっている。〇〇は、抗菌効果を持たせるために、銀イオン水を発生させて洗濯に用いていると聞いた。この銀イオンが衣服に付着して、黒ずみの原因となっているのではないか」との相談を、20歳代の女性から受けている。銀イオンを配合した制汗スプレーで、衣服が黒ずむ事例は知っているが、洗濯機でこの様な事が起こり得るだろうか。<消費生活C>

⇒洗濯の際、洗剤の量を適量より減らして使うと、汚れ落ちが悪くなり、衣類に黒ずみが起きやすくなることが知られています。また、銀化合物の中には黒色を呈するものもありますが、銀イオンによる黒ずみへの影響については、当センターには知見がありませんので、△△社にご確認されてはいかがでしょうか。



5. <扇風機のイオンによると思われる体調不良> 1ヵ月ほど前、扇風機を△△社の新型機種〇〇に交換して以来、頭痛や、口、目の痛みを感じるようになった。自分は従来から、新しい家具を部屋に置くと目が痛くなる等、敏感な体質である。扇風機の取扱説明書によると、この機種は、空気浄化の目的で、特殊なイオンを放出していると書かれてあった。このイオンが体調不良の原因ではないかと考えているが、どうか。化学製品PL相談センターは、薬の相談窓口から紹介された。  
(高齢の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、自然界に存在するイオンを電氣的に発生させ、扇風機の風に乗せて送ることで、室内の浮遊菌等の作用を抑える効果を持つ製品とのことです。△△社では、当該イオンの安全性を十分検証しているとのことですが、しかし、個人の体質等の影響もあり、その安全性は当センターではわかりかねます。個々の製品の安全性については、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、△△社の相談窓口で使用状態等を説明して、話を聞かれてはいかがでしょうか。

6. <乾電池の液漏れによると思われる発疹> 昨日、部屋の模様替えに合わせて、放置していた電池式蚊取を持ち運んだ。後になって内蔵のアルカリ乾電池が液漏れしていることに気付き、本体と電池は廃棄した。しかし、その際、衣服や寝具に漏れた液が付着したらしく、今日になって腕等に赤く発疹ができた。どうすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。  
(中年の女性)〈消費者〉

⇒アルカリ乾電池は、その構造上、機器に入れたまま長時間放置すると、液漏れを起こすことがあります。この液体はアルカリ性で水溶性です。この液を皮膚に付着したままにすると、化学やけどを起こして発疹ができるおそれがありますので、皮膚科を受診されることをお勧めします。この液が皮膚に付いた場合は、水道水などの多量のきれいな水で洗い流してください。衣服等についたものは通常の洗濯を行うことで、除去することができます。また、寝具については、クリーニング店にご相談されてはいかがでしょうか。

#### 4) 芳香剤・消臭剤—6件

1. <車の芳香剤でシフトレバーの樹脂が溶けた> 「車の芳香剤を購入し、エアコンに取付用のものであったが、取り付けずに車内に置いていた。これが倒れて、処理した手でシフトレバーを操作したところ、シフトレバーの樹脂が溶けた。芳香剤のメーカーに連絡し、商品は引取ってもらうことで話はついたが、何の成分で溶けたのか知りたいと思い製品を見たが、成分については『香料』としか記載が無く、メーカーに聞いても教えてもらえなかった。記載はこれで良いのか。また、芳香剤でシフトレバーがこんなに簡単に溶けるのは、どのような成分によるものか」との相

談を30代の男性から受けたが、どうか。メーカーに香料以外の成分を確認したが、「企業秘密」との回答だった。〈消費者C〉

⇒芳香剤は雑貨であり、表記に全成分を記載する義務はありません。また、香料の表記についても、香料は数百という成分から成るものもあるため、日本では『香料』という表記で良いことになっています。また、香料と樹脂の種類にもよりますが、柑橘類に含まれるリモネンが、ポリスチレンを溶かすように、樹脂の中には香料に影響されるものもあります。

2. <車用消臭芳香剤を使用後に体調不良> 「先日、量販店で△△社の車用消臭芳香剤〇〇（輸入品）を購入し、記載された使用方法に沿って自家用車の送風口に取り付けた。しかし、その強烈なニオイで気分が悪くなり、体調不良で勤務を2日休んだ。これは製品の欠陥ではないのか」との相談を、40歳代の男性から受けている。柔軟剤等のニオイに関する事例は承知しているが、本件の場合、製品欠陥と言えるだろうか。なお、相談者は、体調不良で医師の診断を受けたところ、医師は「消臭芳香剤と体調不良の因果関係は分からない」と言っているとの事。〈消費生活C〉
- ⇒製造物責任(PL)法では、製造物の欠陥により損害が生じたことを被害者が明らかにすることが原則となります。本件の場合、医師が因果関係を明言しておらず、また、ニオイに対する感受性は個人差も大きいと、製品に欠陥があるとの根拠に乏しいものと思われま。

3. <消臭剤による体調不良> 息子が犬を飼っており、4ヵ月ほど前に消臭剤〇〇を使用した。その時、自分は酷い臭いと感じ、食欲が無くなったが、夏バテかと思い医師に相談した経緯があった。それ以来息子は消臭剤を使用していなかったが、昨日また使ったらしく、家の中にその臭いが充満して息苦しく、目も霞んできたので、部屋の換気を終日していた。息子は平気なようだが、消臭剤でこのような状態になることはあるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(高齢の女性) 〈消費者〉
- ⇒当センターには、ニオイによる体調不良の相談はあります。ニオイの感じ方は人により個人差があると言われていて、ご息子が使用されているのであれば、ご自分の症状を伝え、消臭剤の使用を止めるか、他の製品に変えてもらうようにお話されてはいかがでしょうか。

4. <ペット用消臭剤の吸入によると思われる嗅覚異常> 「先日、△△社のペット用消臭剤〇〇を噴霧する際、誤って霧を鼻から吸引した。その後一週間ほど、ニオイを感じなくなりました。今は正常な状態に回復しているので、医者には行っていません。この様な事があるのだろうか」との相談を、30歳代の男性から受けている。〇〇の主成分は次亜塩素酸ナトリウムとの事だが、濃度などは記載がない。嗅覚異常は、〇〇が原因だろうか。また、類似の事例はないか。〈消費生活C〉
- ⇒次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系の漂白剤や除菌剤等に配合されている成分で、塩素系の刺激

臭があります。日本ソーダ工業会が提供する安全性データシート (SDS) によれば、「皮膚、眼、粘膜を激しく刺激する」との事です (<http://www.jsia.gr.jp/data/naclo.pdf>) ので、一時的に嗅覚が働きにくくなる可能性も、否定できないでしょう。しかし、製品個々の安全性等については、その製造元が責任もってお答えしますので、△△社にご確認ください。当センターの2001年以降の相談事例では、次亜塩素酸ナトリウムに起因する嗅覚異常の相談は受けていません。

5. <車用芳香剤がこぼれてダッシュボードが損傷> 1週間ほど前、△△社の車用芳香剤〇〇を、ダッシュボードの空気吹き出し口に取り付けようとした。しかし、手が滑って内容液がこぼれてしまい、内容液が付着したダッシュボードの一部が溶けてしまった。この様な事があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性) <消費者>  
⇒〇〇はその成分が公開されておらず、またダッシュボードの材質もわからないため、断定的なことは申せません。但し、〇〇に含まれる溶剤や香料と、ダッシュボードの樹脂の種類によっては、〇〇が付着したままで放置すると、樹脂に影響を受ける可能性もないとは言えません。個々の製品の性能や取り扱い方法については、そのメーカーが責任もってお答えしますので、この状況を△△社に問合せみてはいかがでしょうか。
6. <タバコ用消臭剤によると思われる体調不良> 「自宅(マンション)の隣の住人が、ヘビースモーカーのため、自宅内でもタバコ臭がした。そこで、管理組合を通じて苦情を申し入れたところ、隣の住人はタバコ用の消臭剤を使い始めたらしく、タバコ臭は軽減された。しかし、タバコ臭以外の特殊なニオイが感じられ、自分は気分が悪く唾液が止まらない。どのような消臭剤で、この様な症状が出るのだろうか」との相談を、60歳代の女性から受けている。医者に行くように勧めてはいるが、類似の相談を受けたことはあるか。 <消費生活C>  
⇒タバコ用消臭剤について、2001年度以降の当センターの相談データを検索しましたところ、2005年に1件、「タバコ用の芳香スプレーでめまいがした」との相談がありましたが、両者の因果関係は特定されていません。ニオイが原因との申出のご相談も調べてみましたが、唾液が止まらないといった案件は、見当たりません。

## 5) 殺虫剤-5件

1. <殺虫剤が原因と思われるリンパ腺の腫れ> 「先日、自宅のゴキブリ退治に、△△社の殺虫剤〇〇を噴霧した。しかし、注意書に従って窓を開けて使用したにもかかわらず、喉の痛みを覚えたため、内科を受診したところ、エコー等の検査の結果、「喉のリンパ腺が腫れている」と言わ

れた。この症状は〇〇の使用によるものだろうか」との相談を、中年の男性から受けている。内科医からは、この症状の原因に関する説明はなかったと言う。化学製品PL相談センターでは、〇〇に関してこのような相談事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒2001年以降の当センターの相談事例を検索しましたが、ご相談内容と同様な案件は見当たりません。〇〇については「血圧が上がった」との相談事例が1件ありますが、〇〇と血圧の因果関係は特定されていません。一方、「自宅をリフォームした後、リンパ腺が腫れたようになった」との相談も一件ありましたが、殺虫剤は無関係でした。専門医の診断書が無い場合には、本症状が〇〇によるものと特定することは難しいものと思われます。

2. <ダニ除去のスプレーをソファ等に散布後ジンマシン> 「先日、△△社のダニ除去用スプレー〇〇を、自宅のソファや布団に、使用法通りに散布した。しかし、その後、それらのソファや布団に触れると、触れた箇所がジンマシンの様に赤く腫れるようになった。皮膚科の診察を受けたところ、「〇〇が原因だろう」と言われた。メーカーに損害賠償を求めたい」との相談を60歳代の女性から受けている。このような場合、化学製品PL相談センターではどのように対応しているか、今後交渉するに当たっての参考に教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒〇〇はピレスロイド系の成分を配合した製品です。この成分は比較的皮膚刺激性も小さく、従来から使われてきたものですが、中には過敏に反応する方もいらっしゃるようです。本件の場合、メーカーに何らかの補償を求めるのであれば、ジンマシンの様な症状と〇〇の因果関係の証明が必要となります。皮膚科の医師の診断書の有無と内容が、重要なカギとなるでしょう。また、メーカーに話す前に、相談者の要求を整理しておくべきかと思います。

3. <猫用のノミ取り剤で猫が体調不良> 1週間ほど前に〇〇社の猫用のノミ取り剤△△を購入し、用法用量を守って使用した。すると、急に猫が興奮した様子になり、その後、呼吸が非常に荒くなって嘔吐し、発熱した。直ぐに獣医に治療してもらったが、獣医からは、「このノミ取り剤には、石油系の溶剤が使用されており、このような症状が起きる可能性は十分にある」と言われた。翌日、購入店に申し出たが、「うちはメーカーが良いというものを売っているだけ」と相手にしてもらえない。〇〇社に連絡をしたが、担当者も責任者も、最初に言うことが後からくつがえるので、メーカーの言うことが信用できない。消費生活センターに連絡したら、化学製品PL相談センターを紹介された。この製品で使用されている石油系の溶剤は、猫にとって危険なのだろうか。(中高年の男性) 〈消費者〉

⇒相談者の了解を得て〇〇社に問合せ、安全データシート(SDS)を入手して確認したところ、この溶剤は精製された灯油成分で、毒性は極めて低いということでした。安全値より多量に摂取した場合の症状にも、貧呼吸や過呼吸の症状は記述が無く、また中毒情報センターの情報([http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70178\\_0100\\_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70178_0100_2.pdf))でも同様でした(以上の情報を基



に、当センターより相談者に「一般的に危険と思われる成分は使われていません。しかし、個体差が有るので絶対に安全とは言い切れません」と説明し、納得されました。

4. <燻煙型殺虫剤を使用した翌日から体調不良> 昨年の夏に燻煙型殺虫剤を使用したところ、翌日から目がヒリヒリした。眼科へ行ったが、処方目薬もヒリヒリして使えず、それから医者へは行ってない。自分は、もともと化学物質に影響を受けやすい体質であるが、1年経った今でも家に居ると目がヒリヒリし、家の外に出ると治まる。このような相談は無いか。(高齢の女性)  
<消費者>

⇒燻煙型殺虫剤を使用した後に体調不良になったという相談は過去に有りますが、因果関係が明らかになった例はありません。また、燻煙型殺虫剤の成分が、1年以上も家の中に残り、影響を与えるとは通常では考え難いので、他の要因も考慮し、再度医師と相談されてはいかがでしょうか。

5. <黒アリ駆除後に体調不良> 一年程前に、自宅(築30年)のキッチンに黒アリが発生した。そこで、懇意にしているシロアリ駆除業者に相談したところ、業者は調理台の下の床や裏の壁に、黒アリ除去の薬剤(液状)を散布した。業者はこの薬剤について「人体には安全な殺虫剤」と説明した。しかし、最近になって、舌の先が痺れる、ノドがヒリヒリする等の症状が出始め、この薬剤の影響ではないかと心配になった。この様な事があるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高齢の女性)<消費者>

⇒これまでに黒アリ駆除に関連した相談が寄せられたことはなく、またお話をうかがった限りでは、黒アリ駆除に使用した薬剤の種類がわからないため、当センターではわかりかねます。施工業者に、駆除に用いた薬剤の種類を問合せ、その安全性について説明を求められてはいかがでしょうか。また、ご自分の体調については、その原因を薬剤に限定せず、内科や耳鼻咽喉科など、専門の医師の診断を受けることをお勧めします。

## 6) 住宅設備-5件

1. <買ったばかりの木製カーペットに色むら> 「先日、フローリング調の木製カーペットを△△社から通信販売で購入し、早速部屋に敷いた。しかし、翌日になって、表面に楕円状の白い色むらがあることに気付いた。前の日の夜、風呂上がりの素足で木製カーペットの上を歩いたため色落ちしたものと考え、△△社に連絡した。しかし、△△社は現品を回収して検査し、「水の付着による色落ちは認められない。白い色むらは、自然木の風合いによるもの」と言って、欠陥を認めようとしなない。メーカーに落ち度はないのか」との相談を、若い女性から受けている。この様

な事があるのだろうか。なお、△△社に問合せたところ、本製品は合板に天然木の突板を張り、UV塗装した製品とのこと。〈消費生活C〉

⇒一般的に、フローリングの表面に水分を付けたまま長く放置しておくと、フローリングに塗布したワックスや木材表面が変質して、脱色することがあると言われてはいますが、ご相談の状況とは一致しないように思われます。一方、ナチュラル系の色調では、自然木の風合いが目立つために、木製カーペット表面の色むらと感じられることもあるでしょう。これらのことから、楕円形の色むらをもって当該商品の欠陥であるとは、言い難いものと思われます。ただ、△△社の商品説明には、自然木の風合いによる色むらに関する言及が見当たりません。この点については、△△社は多少不親切ともいえるでしょう。

2. 〈衣類に付着したホルムアルデヒドの除去方法〉 賃貸のアパートに入居したところ、しばらくしたら肺炎のような酷い症状で呼吸困難となり、実家に戻り治療している。医師からは、シックハウス症候群ではないかと言われ、アパートの部屋のホルムアルデヒド濃度を測定してもらったところ、2.5~10ppmだった。この部屋は引き払う予定だが、同医師からは、その部屋に入ることを禁じられ、その部屋に置いてある家具や衣類も全て捨てるように言われた。しかし、全て買い直すのは大変なので、ホルムアルデヒドを取り除くにはどのようにしたら良いか。衣類等は洗えば良いか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性) 〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドの性質は、水に溶けやすいことと、空気中に放散するということです。衣類であれば、水洗いして干せば殆ど洗い流され、空気中に放散して一般的には殆ど害のない程度になります。また、樹脂製の家具等も、風通しの良いところに置いておけば、同様に殆ど害のない程度になると思われます。

3. 〈キャンピングカーのホルムアルデヒドで体調不良〉 半年前に購入した△△社のキャンピングカーの、ホルムアルデヒドが抜けない。車内にいるとのどや肺が傷み、痰がでて声が枯れる。専門機関に分析させたところ、車内のホルムアルデヒドは0.3ppmと高い。それ以外のエチルベンゼン等のシックハウス原因物質は検出されなかった。車内のホルムアルデヒドを軽減するよい方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性) 〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは合板や壁紙、接着剤等に含まれている可能性があります。本件の場合、ベイクアウト法(室内の温度を上げて換気し、ホルムアルデヒドを蒸散させる方法)が有効かもしれませんが、本方法では車内温度を30℃以上に上げる必要があるため、車内の設備等を痛める可能性があります。実施される場合は、具体的な実施方法等についてキャンピングカーのメーカーとよく相談されるようお願いいたします。

4. <リフォームしたシステムキッチンで異臭> 「今般、自宅リフォームで、△△社のシステムキッチンを設置した。しかし、シンク下の扉を開けると、鼻に付く異臭がしている。扉の内側に表示されているF☆☆☆☆マークから、部材にホルムアルデヒドが使われている事を知った。このホルムアルデヒドが、異臭の原因に違いない。このような設備は違法ではないのか」との相談を、70歳代の女性から受けている。システムキッチンにおいて、ホルムアルデヒドに関する規制はどのようなになっているのか、またこの異臭を早く除去するよい方法はないか。〈消費生活C〉

⇒ホルムアルデヒドの放散に関して、建築物については建築基準法に基づく規制がありますが、家具等についての規制はありません。その為、本設備は違法とは申せません。なお、システムキッチンについては、キッチン・バス工業会が平成15年に定めた自主基準に沿って、メーカーが自主的に表示する等の対応を行っています。F☆☆☆☆マークは、ホルムアルデヒドの放散が最も少ないグレードを示し、建築基準法でも、制限なしに使用してよい建材とされています。異臭を低減するには、扉を開けてよく換気する方法が最も効果的でしょう。

5. <風呂のシャワーヘッドに汚れ> 「自宅の風呂のシャワーヘッド(1年4ヵ月間使用)を、誤って床に落とし、黒い液体が飛び散った。そこでヘッドを分解してみたところ、黒いドロツとした液体が出て手に付き、洗ってもなかなか落ちなかった。製造元の△△社に問合せたところ、「パッキンの劣化かもしれない。調査したいので現品を送ってほしい」と言われた。しかし、現品を送ってしまうと証拠がなくなってしまう。他に調査できるところはないか。また、この液体は安全だろうか」との相談を、中年の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒個々の製品の性能や安全性は、その製造元が責任もって調査し、お答えします。本件も、△△社に調査を依頼し、その際、調査結果の書類での回答を求め、また、現品の返却を希望する旨、伝えられてはいかがでしょうか。

## 7) その他-5件

1. <隣家が散布した犬・猫用忌避剤によると思われる体調不良> 最近、隣家が△△社の犬猫忌避剤〇〇を散布して以来、疲れやすい等体調不良を感じるようになった。これは〇〇が原因と思われるので、隣家には散布をやめるよう申し入れている。これまでに散布した〇〇の影響を無くす方法はないか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話いただいた〇〇の商品説明では、「〇〇はニオイや刺激成分により犬猫を忌避する」とのことです。この製品は顆粒状ですので、顆粒を除去すれば〇〇の影響を減らすことになるでしょう。なお、〇〇に配合されている成分の詳細が公表されていないため、体調不良との因果



関係はわかりません。原因を〇〇に特定せず、内科医等の診断を受けることをお勧めします。

2. <水耕栽培用肥料の使用方法> 今般、家庭菜園で、△△社の水耕栽培用肥料〇〇を使ってみた。製品の使用方法通りに希釈して、施肥したにもかかわらず、植物の生育が思わしくない。希釈した液の電気伝導率を計ってみると、△△社の推奨値よりずいぶん低い値を示した。希釈方法が間違っているのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉  
⇒当センターは、植物の生育や施肥に関する専門的な知識を持ち合わせておりません。製品の使用方法については、そのメーカーが十分な情報をもっていますので、△△社に問合せてみてはいかがでしょうか。
3. <アルミ製のドアをアルコールで拭いたら艶が無くなった> 「築10年の家の外壁塗装を行っていたところ、塗装業者が錆止剤の缶を倒し、アルミのドアに付着した。業者がアルコールで錆止剤を落としたり、その部分の艶が無くなった。苦情を言ったら、「10年間の汚れがアルコールで落ちただけ」と言われた。本当か」との問合せを40代の女性から受けたが、どうか。〈消費生活C〉  
⇒お問合せのアルミドアが、他の金属との合金なのか塗装されているのか、アルコールの濃度等によっても状況が異なりますので、艶が無くなった理由は分かりかねます。アルミドアのメーカーに、材質と、アルコールで艶がなくなるようなことがあり得るか、問い合わせてみてはいかがでしょうか。
4. <アンプル型肥料によると思われる鉢植えの枯れ> 「数か月前に、園芸店で花あせび等数種の鉢植えを購入し、アンプル型肥料〇〇を刺して室内で育ててきた。しかし、鉢植えはだんだん弱って、最近とうとう枯れてしまった。〇〇に何らかの有害成分が入っているのではないか」との相談を、70歳代の男性から受けている。〇〇は、その成分表示では、「窒素、リン酸、カリのほか、微量のマンガンやホウ素等が添加されている」とのことである。この様な事があるのだろうか。〈消費生活C〉  
⇒お話しいただいた成分は、いずれも植物の生育に必須のものです。〇〇に記載された取扱方法に沿って使用すれば、植物を枯らすようなことは起こりにくいものと思われます。鉢の置き場所や、水や肥料の与え方等は、植物の種類によって異なる場合があります。鉢毎の生育方法について、購入された園芸店にご相談されるよう、お話しされてはいかがでしょうか。
5. <タトゥーシールをはがした跡の皮膚が赤み> 「先日、頬に貼ったタトゥーシールを無理にはがしたら、はがしたところの皮膚が赤みを帯びた。皮膚科では「接触性皮膚炎」と診断され、塗り薬を処方された。このままシミになるようなことはないだろうか」との相談を、若い女性から受け

ている。どう答えるべきか、アドバイスを頂きたい。なお、タトゥシールは100円ショップで購入したものとのことで、メーカー名や成分等は把握できていない。〈消費生活C〉

⇒メーカー名や成分等が判らないため、当センターとしてはお答えできかねます。タトゥシールは、現状では成分等を規制する法律はなく、雑貨扱いと思われます。ご相談の件については、皮膚科の医師の指示に従って、きちんと治療することが大切でしょう。

## 8) 防虫剤-5件

1. <隣家の吊り下げタイプの防虫剤で体調不良> マンションで隣家に新しく入居してきた人が、玄関やベランダの窓という窓に吊り下げタイプの防虫剤をセットするようになった。その頃からその防虫剤のニオイがするようになり、くしゃみ、咳、鼻水が止まらなくなった。医師からは、化学物質過敏症と診断された。今ではニオイがするたびに体調が悪くなり、引っ越しも考えているが、ままならない。周りにも同様の人がいるのを聞いて、辛い思いをしている人がいることを知って欲しいと思い、国民生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターにも情報提供するように言われ、電話した。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでも、同様のご相談が年に数件寄せられています。ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図っております。

2. <防虫剤によるものと思われる衣類の色抜け> 「ポリプロピレン(PP)の衣装ケースに黒や紺の綿の衣類を入れて、防虫剤を入れておいたら、折り目の所が白茶けて色抜けしたようになっていた。防虫剤メーカーに防虫剤を送付し調査したところ、「製品には問題ない」と回答が返ってきた。何故このようになったのか原因を知りたい」との相談が50歳代の女性から入った。今迄にこのような相談は無いか。〈消費生活C〉

⇒当センターの過去2001年からのデータを確認しましたが、防虫剤による色抜けやPPケースによる色抜けの相談はありませんでした。防虫剤についての一般的なお問合せでしたら、日本繊維製品防虫剤工業会にお問合せされてはいかがでしょうか。また、衣類のメーカーにもお問合せされてはいかがでしょうか。

3. <防虫剤によると思われる体調不良> 4年程前に、自宅(一戸建て)の寝室を模様変えし、頭をクローゼットの側にして寝るようにした。その頃から、自分も、一緒に寝ている家族も、頭が重い、肩が凝る等の体調不良を感じるようになった。その後、あるきっかけでクローゼット中の防

虫剤（パラジクロロベンゼン系）を、種類の違う製品に取り換えたところ、家族とも、体調が回復した。体調不良の原因は、防虫剤にあったと考えている。この事を広く周知したく、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。（中年の女性）〈消費者〉  
⇒メーカーでは、防虫剤を使い過ぎないように、具体的な使用量を商品に記載して、注意を喚起しています。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。なお、パラジクロロベンゼンは、シックハウスの原因物質の一つとして、厚生労働省でも、室内濃度指針値を公表している化学物質です。

4. <防虫剤のニオイに不快感> 先日、母親が衣服の防虫剤を取り換えた際、間違えて、△△社の防虫剤〇〇の『香り付き』のタイプを入れた。その防虫剤の独特なニオイが、衣服に残って取れない。最近では、色々なものに強いニオイを付けるようになり、不快感を覚えている。昔は、強いニオイを付加する様な事がなく、生活しやすかったと感じている。この事を広く知ってもらいたいと思い、電話した。化学製品PL相談センターは知人から紹介された。（若い女性）〈消費者〉  
⇒情報をいただきありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

5. <防虫剤で体調不良> 「1週間ほど前に△△社の防虫剤〇〇を購入し、今日、開封してタンスに吊るそうとしたら、開封した時からニオイがきつく、舌がしびれてきたので、直ぐに袋に入れ密封した。△△社に連絡すると、「体調に異常がある場合には現品をもって医師に相談するよう」に言われたが、このような相談はそちらに無いか」との相談を受けた。PIO-NETから、似たような相談は有ることを伝えた。成分の『ナフタレン』についての一般的な情報を知りたい場合は、そちらを紹介しても良いか。〈消費生活C〉  
⇒当センターでは、製品個々の安全性については回答しておりませんが、その成分個々についての情報はお答えしていますので、ご紹介ください。

## 9) 柔軟剤-4件

ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイをかいでも人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。柔軟剤などのニオイにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますので、周囲の人への影響にも配慮しましょう。

1. <部屋干しによると思われるファンヒーターの故障> この冬、自宅のファンヒーターを稼働させた部屋で、衣類を部屋干ししていた。最近になって、ファンヒーターが故障し、メーカーに修理を依頼したところ、「シリコーンがファンヒーターの炎検知器に付着した事が、故障の原因」

と言われた。思い当たるのは、衣服の洗濯に使った柔軟剤〇〇にシリコンが配合されている事くらいである。この様な事があるのだろうか。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒本件に関連して、社団法人 日本ガス石油機器工業会が、『シリコン等による石油ファンヒーターへの影響』という文書で注意喚起しています(<http://naosu1616.com/sirikontirasi.pdf>)。しかし、当センターの過去の相談事例を確認し、また関連する団体にも問い合わせましたが、部屋干しの柔軟剤が原因でファンヒーターが故障したとの事例は確認できませんでした。〇〇の製造元に、このような事例があるか問合せてみてはいかがでしょうか。

2. <ニオイの強い柔軟剤の販売禁止> 「海外から輸入される柔軟剤のニオイのせいで、頭痛やめまいに悩まされている。こういった製品の国内販売を規制してほしい」との相談を、中高年の女性から受けている。どこに相談したらよいのだろうか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤のニオイについては、独立行政法人国民生活センターが2013年に、人によって快適・不快の感じ方が違う事等を、情報提供しています([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130919\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130919_1.html))。これを受けて、日本石鹸洗剤工業会では柔軟剤の適正な使用と周りへの配慮を呼びかけています([http://jsda.org/w/06\\_clage/4clean\\_236-3.html](http://jsda.org/w/06_clage/4clean_236-3.html))。販売規制等行政上の対応を希望するのであれば、消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。

3. <柔軟剤に使用されている徐放剤の成分> 自分はNPOに勤めている。イソシアネートに敏感に反応する体質で、イソシアネートの簡易計測器を保持しており、相談内容によっては、計測器を持って現地で計測することもある。最近気付いたことであるが、柔軟剤のニオイの相談とイソシアネートは関連が無いと思っていたが、柔軟剤のニオイの相談でたまたま計測器を持参して測ったところ、イソシアネートが検出された。それから、度々同様のことが有り、柔軟剤とイソシアネートの関連を調べた。すると、最近では柔軟剤に徐放剤というものが使われて、香りが長持ちするようにしており、その徐放剤の一部にイソシアネートが使用されているものがあるようだということが分かってきた。このことを、世間に知って欲しいと思い連絡した。（高齢の女性）〈消費者団体〉

⇒情報をいただきありがとうございます。当センターでは、現在のところ、徐放剤とイソシアネートが関連するという情報は確認できておりません。しかし、寄せられた相談内容と対応結果は、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

4. <柔軟剤のニオイによる体調不良> 「柔軟剤のニオイで体調が悪くなり、精神的にダメージを受けている。メーカーに製造を止めさせたり、賠償を求めたりすることはできないか」との相談

を50歳代の男性から受けている。「ニオイは個人差が大きいので、メーカーに製造を止めるように言うことはできない」と回答しているが中々納得されない。化学製品PL相談センターで何か良いアドバイスは無いかな。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、ニオイについては、相談者に納得性の高いアドバイスをするのが難しい状況です。しかし、相談者が「広くこのような状況を訴えたい」との強い要望をお持ちならば当センターを紹介下さい。(後日当センター宛に、相談者本人から苦情連絡があり、柔軟剤を扱う業界の動きなどを説明した)

#### 10) 除湿剤-4件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶつけたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう

1. <タンクタイプ除湿剤から液漏れ> 「自宅で、△△社のタンクタイプ除湿剤を5年来使用している。製品の注意書きに沿って、毎年12月と6月に定期的に交換し、トラブル無く使用してきた。しかし、この6月に交換しようと押入れの中段に置いた除湿剤を見ると、ケースの内容物が空になっており、近くの布団が濡れ、中段の棚がふやけたようになっていた。△△社に連絡したところ、担当者が来訪し、現場写真を撮り、現物を持ち帰った。その後、口頭で「本体ケースの底に細かい穴があり、そこから漏れたものと思われる。穴が開いた原因はわからない」との連絡があり、「製品を新品に交換する事には応じるが、それ以上の対応は難しい」と言われた。しかし、自分は、製品の底に傷をつけた覚えはなく、この対応は納得がいかない」との相談を受けている。このような事があるのだろうか。濡れた部分はどうすれば元に戻るだろうか。また、メーカーへの損害賠償請求は可能か。〈消費生活C〉

⇒タンクタイプ除湿剤の液漏れのご相談は、当センターにも年に数件の問合せがあります。このタイプの除湿剤は、吸湿剤として塩化カルシウムの潮解性(水分を吸収して液体になる性質)を応用しています。何らかの原因で、ケースの底に微細な穴が開くと、そこから吸湿した液が漏れ出します。漏れ出した液が衣類や布団等に付着している場合は、直ちに水洗いするとよいでしょう。床や壁等に付着している場合は、水に濡らした布でひたし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取る処置が効果的です。損害賠償の可否については、当センターは判断できる立



場がありませんので、法律の専門家にご相談ください。

2. <タンクタイプ除湿剤が倒れて液漏れ> 「洋服ダンスに設置していたタンクタイプの除湿剤〇〇が、6ヵ月して確認したところ、横倒しになって内容液が漏れ出していた。内容物が爆発的に膨張して容器が倒れ、漏れ出したのではないかと」の相談を、中年の女性から受けている。この様な事があるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、塩化カルシウム粉末を容器に収めた除湿剤です。塩化カルシウムの潮解性（水分を吸収して液体になる性質）を利用して、空気を除湿します。吸湿反応は穏やかに進行し、容器を倒すほどの爆発的な変化はおきません。容器が倒れたのは、別な原因によるものと思われます。

3. <タンクタイプの除湿剤から液漏れ> 半年ほど前に近くのホームセンターでタンクタイプの除湿剤を購入し、土間に設置した。先月気付いた時に、液漏れしていて、新築の土間のコンクリート部分がシミになってしまった。購入店に申し出たら、「本社で調べてもらったが、当社に落度はない」と言い切るだけで、取り付く島もない。このような相談はあるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒タンクタイプの除湿剤から液漏れという相談は、今までに当センターでも、複数件受付けています。購入店が製品を調べたのであれば、調べた内容と、その結果の説明を求められてはいかがでしょうか。また、コンクリート部分のシミを除去する方法は、その部分を洗い流せるのであればよいのですが、そうでない場合には、濡れ雑巾でシミ部分を浸し、乾いた布で吸い取る方法を繰り返すことで、しみ込んだ除湿剤を薄くしていくしかありません。

4. <タンクタイプ除湿剤から液漏れして衣服が損傷> 「和ダンスにタンクタイプ除湿剤を入れていたところ、液漏れして絹の衣類が被液した。そこで、これを陰干しした後、ドライクリーニングに出したところ、衣類がボロボロになってしまった。」との相談を50歳代の女性から受けている。除湿剤にたまった液性から考えて、この様な事が起きうるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般に、タンクタイプ除湿剤には塩化カルシウムが使われており、吸湿すると塩化カルシウム水溶液が溜まります。この液体は中性～弱アルカリ性を呈する高濃度の水溶液で、絹糸を激しく収縮させる事（『塩縮』と呼ばれる）が知られています。また、高濃度の塩化カルシウム水溶液は、絹繊維のタンパク質を溶解することも知られており、タンクタイプ除湿剤に溜まった液体で絹の衣類が傷むことは、充分起こり得るものと思われます。

#### 11) 染毛剤—4件

1. <美容室で付着したと思われる染毛剤に関する損害賠償> 「2週間ほど前に、美容院で染毛



した。その際、手やハンドバッグに黒いシミがついていることに、帰宅して気が付いた。これは、美容院で染毛剤が付着したものに違いない。バッグが汚れたことについて、美容院に損害賠償を求めたい」との相談を、中高年の女性から受けている。バッグに付着したシミが、美容院で使用した染毛剤であることを証明することは可能だろうか。また、それが証明できた場合に損害賠償の請求は可能か。〈消費生活C〉

⇒付着したとされる染毛剤の製品が特定でき、またバッグから相当量の付着物が採取できるのであれば、分析により、両者が同一のものであるか否かを判断することは不可能ではないでしょう。分析機関については、独立行政法人 国民生活センターや製品評価技術基盤機構（NITE）のWEBサイトに紹介されています。分析費用は、分析を依頼する者が負担することとなります。損害賠償請求の可否に関しては、本件が役務（サービス）上の問題であるため、当センターではわかりかねます。法律に詳しい部署にご相談下さるよう、お願いします。

2. 〈カラートリートメントで皮膚障害〉 「徐々に染まるというカラートリートメント〇〇を半年以上前に購入、3日おき位に使用した。5回目で耳から額と左頬に炎症を起こしたので医者へ行き、接触性皮膚炎と診断された。治療し、炎症は治まったが、炎症した跡にシミができた。販売元△△に診断書を添えて申し出、補償を要求したが、「同一ロットの製品を調べ、問題が無かったことと、パッチテストをしないで使用したことが理由で、PL保険が出ないので支払えない」との回答で、らちが明かない」との相談を60代の女性から受けた。自分が△△社に連絡を試みたが同様の回答であった。このような事例はないか。また、このような場合に何かアドバイスは無いか。〈消費生活C〉

⇒当センターには、ヘアカラーやヘアマニキュアでカラーリングをした後に体調の異変を訴えた相談事例はありますが、必ずしも因果関係が定かではありません。仮に、因果関係が証明されたとしても、製品の欠陥でなく、使用時の体調や体質によるものであれば、製造物責任(PL)には該当しないと考えられるため、補償を要求しても、解決が難しくなるケースが多い状況です。診断書が有るので、その製品を使用して被害を受けたという観点から、再度交渉されてはいかがでしょうか。

3. 〈ヘアカラートリートメント使用後に発疹〉 自分で白髪染めしようと思い、2週間ほど前に、△△社のヘアカラートリートメント〇〇を髪に付けた。しかし、その後耳に発疹ができ、今では発疹が胸にまで広がっている。皮膚科を受診し、処方された塗り薬等で治療を続けているが、まだ発疹はひいていない。髪に染み込んだ〇〇の成分を除去するよい方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒〇〇の説明書によれば、〇〇は髪の表面に色素をコーティングするタイプとの事です。一般的には、洗髪によってこの成分を洗い落とすことが、最も有効と考えられます。〇〇を洗

い流すために、最も効果的な洗剤、シャンプー等について、△△社に問合せてみてはいかがでしょうか。

4. <顧客がマスカラタイプの毛染め剤でかぶれ> 美容院を営んでいる。先日、顧客から、「美容院で購入した△△社のマスカラタイプの毛染め剤〇〇を使用して、頭皮に酷いかぶれが起きた」と苦情が入った。この製品には「パッチテストは不要」との記載があるにもかかわらず、後日、皮膚科でパッチテストしたところ、陽性反応を示した。しかし、△△社は「多少のかゆみやかぶれは有り得る」と言って、取り合おうとしない。現時点では、治療費等を美容院が立て替えているが、これが正しい対応とも思えない。このトラブルにどのように対応すべきか、助言いただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活相談センターより紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒当センターは、化粧品について専門的な知識は持ちあわせておりません。化粧品に関する専門的な相談窓口として、化粧品工業連合会にPL相談室が開設されています。お手数ですが、そちらにご相談ください。

## 12) オートケミカルー3件

1. <スプレー式潤滑剤を噴霧後引火> 「先日、自家用車の運転席側ドアで、窓ガラスが上下しにくくなった。そこで、△△社のスプレー式潤滑剤〇〇を窓ガラスの下に噴霧して、ドアを閉めたところ、ドアの内部で引火した。この事故でドアがゆがみ、自分も右そでや眉毛が焦げる被害を受けた。自動車は、自動車修理工場に持ち込んで、修理見積を頼んでいる。この事故は、使用者の不注意と言うことになるのだろうか」との相談を、中年の男性から受けているが、どうか。<消費生活C>

⇒△△社の商品情報によれば、〇〇には有機溶媒が含まれ、消防法上第1石油類に分類されています。これはこの製品が、引火点 21℃未満の引火性液体であるということを意味します。また、〇〇には LP ガスが使用されており、注意書きにも、「火気の近くで使用しないこと」と記載されています。ドアの内部に着火源があれば、噴霧後に引火する可能性もないとは申せません。まずはメーカーに状況をお話されてはいかがでしょうか。

2. <透明樹脂の補修液で車のランプカバーにひび> 「自家用車のテールランプカバーが曇ってきた。そこで、1ヵ月ほど前に車用の透明樹脂補修剤〇〇を購入し、使用法通りに塗布したところ、ランプカバーにひびが入った」との相談を、40歳代の男性から受けている。現在、車をディーラーに調べさせているとのことだが、調査結果に疑問がある場合は化学製品PL相談センターを紹介して

よいか。〈消費生活C〉

⇒〇〇の説明書きによれば、この製品は空気中の水分と反応して形成した薄い皮膜で、透明樹脂を保護するタイプのものとのことです。使用に当たっては、製品に記載された取り扱い方法や注意書き等を確認する必要があるでしょう。相談者に当センターをご紹介ください。

3. 〈専用洗剤によると思われる車のフロントガラスの傷〉 数年前から、自家用車のフロントガラスを△△社の〇〇を使用して数回洗ったところ、最近になってフロントガラスに細かな傷が全面についていることに気付いた。本製品には『強くこすると、ガラスを傷つけることがあります』との注意書きがあるものの、どの程度の強さが問題となるのか、明確ではない。また、インターネット上の商品説明では、『ガラス面を傷つけません』と書かれており、実態と異なる。これは商品の欠陥ではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉
- ⇒製造物責任(PL)法では、製造物の欠陥として、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥をあげています。本件の場合、表示の欠陥であるかどうかは、法の判断に委ねられるものと思われる。行政の行っている無料の法律相談等を活用して、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。

13) 家具-3件

1. 〈木製本棚設置後に体調不良〉 「2週間ほど前に、△△社の木製本棚を2セット購入し、娘(20歳)の部屋に設置した。1週間ほど前から気温が上がったため、部屋を閉め切ってエアコンをかけて就寝していたところ、娘が夜中に胸が苦しいと訴え、救急病院へ連れて行った。病院では点滴を受け、体調が回復して帰宅したが、医師から「本棚からホルムアルデヒドが出ているのかもしれない」と言われた。どうすればいいだろうか。娘はこれまでアレルギー等は無かった」との相談を、母親から受けている。家具のホルムアルデヒドを除去するには、どのようにすればよいか。〈消費生活C〉
- ⇒お問い合わせのホルムアルデヒドは刺激性のある気体です。木製家具の木板や接着剤に含まれている場合があります。揮発性の高い成分ですので、高温の風通しの良い場所に放置することで、徐々に減少してゆくものと思われませんが、問題ないレベルにまで除去できる期間は、家具の構造や環境等によって異なり、一概には申せません。
2. 〈木製家具の規制について〉 「ベッドを購入し、妻が使用したら、咳が止まらなくなった。ホルムアルデヒド濃度を測ったら、2.0ppmあった。購入先に申し出、製品は引取ってもらうことになったが、それだけでは納得できない。家具に対しての規制は無いのか」と40才代の男性から相

談が入ったが、どうか。〈消費生活C〉

⇒ホルムアルデヒドについては、厚生労働省が室内濃度指針値0.8ppmを定めていて、その指針値に基づき、建築基準法では、家屋の建設に当たり、その放散量の少ない建材を使用することが義務付けられています。一方、家具についての法的規制はありません。業界ではホルムアルデヒド放散値について自主基準を定め、基準に合格する家具には「室内環境配慮マーク」を貼付しています。

3. 〈マットレスによると思われる体調不良〉 通信販売で高反発ウレタンマットレスを購入し、主人が使用。2日間使用すると急に体調が悪くなり嘔吐した。原因を考えると、マットレスを使用し始めた時から強いニオイがしていたので、マットレスを外し、使用していた布団類にもニオイが移っていたので、他の布団に変えた。すると、症状が治まった。製品には、未使用の物のみ返品交換を受け付けるとなっている。このようなことがあったということを知ってもらいたいと思っただが、通信販売の業者に申し出ると恨まれるのが怖いので、市役所に相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒情報をいただき、ありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

#### 14) 抗菌剤-3件

1. 〈トイレの除菌剤でマニキュアが溶けたと思われる〉 「デパートのトイレで、ペーパーに除菌剤を吹き付けたところ、爪のマニキュアが溶けて指輪に付着してしまった。デパートに申し出て、業者に確認してもらったが、「今までにそのようなことは無かった」と言われた。デパート側では除菌剤とマニキュアを検査に出しているが、このようなことはあるか」との相談を60代の女性から受けたが、そのような可能性はあるか。〈消費生活C〉

⇒そのマニキュアと除菌剤の成分がどのようなものかが分かりませんが、一般的には考えにくいと思われます。更に詳しい状況を確認されたうえで、検査の結果を待たれるのがよいでしょう。

2. 〈抗菌スプレーによると思われる体調不良〉 1ヵ月ほど前から、靴用の消臭・抗菌スプレー〇〇を使用し始めた。その頃から足の親指がしびれ、3週間ほど前からは両足の指全部がしびれてしまった。医師に診察を仰ぎ、神経系などの検査を行ったが、診断では、「内的なものではないと思える」との内容で、原因は分からなかった。原因を考えると、〇〇を使用し始めた時期に発症したので、因果関係があるのではないかと思い、メーカーに連絡したが、「同様の事例はない」

との返事であった。そちらには同様の事例はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈消費者〉

⇒当センターの2001年以降の事例を検索しましたが、抗菌剤によるしびれの事例はありませんでした。

3. <キッチン用ぬめり取りによると思われる体調不良> 「1週間ほど前にキッチン用ぬめり取りリング(塩素系タイプ)を購入し、シンクの排水部にセットしておいた。先日、ブロッコリーを鍋で茹で、茹で汁をシンクに流したところ、塩素臭がし、気分が悪くなった。製品には、熱湯をかけないように注意書きはあるが、シンクにはお湯を捨てることはよくあることなので、注意書きがあっても製品自体が不適切ではないか」との申し出を40代の男性から受けている。このような意見があることを知ってもらいたく、化学製品PL相談センターに電話した。〈消費生活C〉

⇒情報をいただき、ありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

#### 15) 繊維製品-3件

1. <カーテン交換によると思われる目・のど等の刺激> 2週間前に、自宅のカーテンを新しいものに掛け替えたところ、異臭を感じ、目やのど等が痛くなった。翌日には異臭は感じなくなったものの、目等の刺激は続いた。保健所に相談すると、「架け替えたカーテンからホルムアルデヒドが発散している疑いがある」との指摘を受けた。カーテンの購入店に話すと、これを別の商品と差し替え、その後症状は治まった。この様な事があるのだろうか。また、ホルムアルデヒドを検査することはできるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒カーテンにホルムアルデヒドが残留していたとすれば、異臭がし、また目等に刺激を感じる可能性があります。ホルムアルデヒドは、繊維のシワや縮みを防止する目的で、繊維製品の製造過程で使用されることがあります。保健所によっては、環境中のホルムアルデヒド濃度測定を実施できる場所もありますので、お近くの保健所にお問合せください。

2. <椅子カバーからのニオイの除去方法> 1ヵ月ほど前に椅子カバーを購入し、使用している。購入した時から、何とも言えないような異臭がして、3回洗濯したが取れない。母親は「ニオイは感じない」と言うが、主人と私はニオイを感じる。このニオイを取る方法は無いか。椅子カバーの色はオフホワイトで、繊維はポリエステル、綿、ポリウレタンを使用している。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉



⇒当センターでは、ニオイについての知見はありませんが、一般的には、風通しの良いところに曝しておくことでニオイは薄くなることが知られており、洗濯できるものは洗濯することでより早く薄くなると思われます。しかし、洗濯を3回しても落ちないということですので、メーカーに尋ねられてははいかがでしょうか。

3. <帽子によると思われる湿疹> 「昨年、ホームセンターで帽子（中国製）を購入し、着用したところ、頭部から首筋にかけて湿疹が出た。皮膚科を受診し、塗り薬等の処置を受け、湿疹は治癒したが、その頃には季節も変わって、当該帽子もかぶらなくなっていた。今年になって、この帽子を再度使い始めたところ、また頭部から湿疹が出始め、腕にまで広がった。メーカーには製品の調査を依頼している。この様な事があるのだろうか」との相談を、高齢の男性から受けている。化学製品PL相談センターには、類似の事例はあるか。また、本件は製品の欠陥と言えるだろうか。なお、製品には『肌に合わない場合には、使用を中止してください』との注意書きがあるとのことである。〈消費生活C〉

⇒2001年以降の当センターに寄せられた相談内容では、同様の事例として、水着やポロシャツ等に係る3件の相談がありましたが、いずれも因果関係は特定できていません。また、独立行政法人 国民生活センターの発表情報では、繊維により湿疹が出た可能性のある案件として、婦人カーディガン（商品テスト受付番号24079）や婦人用パジャマ（同20010）等があります。しかし、アレルギーの原因となる成分が検出された例は少なく、『湿疹等の原因については、相談者本人によるパッチテスト等で調べる必要がある』とされています。当該製品の欠陥については、皮膚の感受性は個人差も大きく、製品に注意書きもされており、かつ因果関係の証明（医師の診断書等）がないため、その立証は困難と思われます。しかし、当センターは判断できる立場にありませんので、法律の専門家にご相談ください。

## 16) ヘアケア品-3件

1. <ポンプ式ヘアコンディショナーから液漏れ> 2ヵ月程前に購入した△△社のポンプ式ヘアコンディショナー〇〇を、1ヵ月程前から使用している。しかし、入浴して洗髪に使用した後、浴室に置いておくと、翌日ポンプの吐出部分から、内容物が漏れ出すことがたびたび起きている。この様な事があるのだろうか。なお自宅では、浴室乾燥機を毎日使用している。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒ポンプ式容器の構造上、浴室乾燥している際に、容器内の空気が温められて膨張し、ポンプ吐出口から内容物が漏れ出す可能性があります。この件については、西日本化粧品工業会のQ&Aに『浴室乾燥をかける場合には、必ずヘアケア製品や化粧品などをバスルームの外に出すよ



うにしてください。』と記載されています。

(<http://www.wj-cosme.jp/qa/index.php?action=artikel&artlang=ja&id=135>)

2. <シリコーン配合のシャンプーの安全性> 先日ドラッグストアで「ノンシリコーンなので安全」と、新製品の試供品を渡された。早速使用したところ、髪がパサパサになってしまった。自分には、ノンシリコーンタイプは適さないように思う。「シャンプーに含まれるシリコーンは有害で、頭皮に悪影響がある」と言う話を聞くことがあるが、本当だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒シリコーンは、洗髪後の髪のまとまりをよくする等の目的で、多くのシャンプー製品に配合されています。頭髮や皮膚の感受性等は個人差が大きいため、シリコーン配合の有無にとらわれることなく、ご自分に合った製品を選ばれてはいかがでしょうか。

3. <シャンプー使用後に頭皮にかぶれ> 1週間ほど前に購入した△△社のシャンプー〇〇を、入浴時の洗髪に数回使用した。当初は違和感なく使用していたが、徐々に皮膚のかゆみを覚えるようになり、4度目の洗髪後、首筋まで湿疹が出た。皮膚科を受診したところ、「シャンプーが湿疹の原因かもしれない」と言われた。その後、処方された塗り薬で症状は回復してきている。製品には、「かぶれ、刺激等の異常が出たら使用を中止し、皮膚科医へ相談」する旨記載されているので、このシャンプーは使用しないことにしている。この事は、△△社に伝えておくべきだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒お話いただいた〇〇は、医薬部外品としての認可を受けた製品です。使用する成分等、厚生労働省の指導の下に作られている製品ですが、個人の体質や体調によって、かぶれ等が出る可能性が全くないとは言い切れません。今後の製品改良のためにも、△△社の『お客様窓口』に、このような症状が出たという事を、皮膚科の医師の診断を交えて、正確にお話しされることをお勧めします。

## 17) カビ取り剤-2件

1. <バイクのかごに置いたカビ取り剤が漏洩> 昨日、ホームセンターで△△社のカビ取り剤〇〇を購入し、バイクのかごに入れて持ち帰った。しかし、帰宅してかごから取り出したところ、カビ取り剤の蓋が緩んで、内容物が漏れ出し、バイクが濡れていた。直ちに、できる範囲でバイクを水洗いしたが、バイクがさびてしまうことが無いだろうか。また、この被害の損害賠償を求めることは可能か。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分としたカビ取り剤です。この成分は金属を腐食するこ

とがあるので、カビ取り剤でぬれた金属部分は、直ちに水で洗い流す必要があります。充分洗浄するために、バイクを購入した専門店で、水洗の方法などについてご相談されればよいでしょう。損害賠償にあたっては、内容物の漏洩が、商品の欠陥によるものかどうかが重要です。まずは商品を持参して、販売店とお話しされてはいかがでしょうか。

2. <業者が実施した風呂のカビ除去で異臭> 「先日、業者に風呂のカビ除去を依頼した。しかし、作業が終わって入浴しようとしたところ、風呂場の異臭が強く、気分が悪くなった。この異臭の原因は何か。また、異臭を軽減する方法はないか」との相談を、高齢の女性から受けている。どのような薬剤を使用したか、わかるか。なお、風呂場の壁は木製で、カビ落しによって脱色などはしていないとのことである。〈消費生活C〉

⇒可能性としては、次亜塩素酸塩や過酸化水素などの酸化剤、殺菌力を持つ4級アンモニウム塩、クレンザー、あるいは消毒用アルコール等を使用した事が考えられます。業者に、使用した薬剤の種類をご確認ください。残留する異臭の除去についても、その業者にご相談されてはいかがでしょうか。

## 18) 化粧品-2件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. <化粧品の配合成分規制> 「△△社の美白化粧品〇〇シリーズを通信販売で購入し、使用したところ、皮膚がかぶれた。皮膚科を受診したところ、「美白成分のヒドロキノンが原因だろう」との事であった。このことを△△社に訴えたが、誠意ある回答が示されない。化粧品に配合するヒドロキノンについて、何らかの規制はないのか」との相談を、40歳代の女性から受けている。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に規制はないか。〈消費生活C〉

⇒平成12年9月に定められた『化粧品基準』（厚生省告示331号）では、ヒドロキノンの化粧品への配合について、規制等に関する記載はありません。

2. <ヘナタトゥーでかぶれ> 「ヘナタトゥーを使用したら塗ったところがかぶれた。一緒に購入した友人がかぶれたので、購入店に連絡したら、「調べるので送って欲しい」と言われたが、海外から直輸入している店で信用できない。どうしたらよいか」との相談を20代の女性から受けた。とりあえずは、医師に診てもらおうように言った。製品が化粧品か化学製品か分からなかったので、

連絡してみた。このような場合に何か助言はあるか。〈消費生活C〉

⇒この場合のタトゥーは、肌に塗るものなので、法的には化粧品の部類に入ります。因果関係を証明するのであれば、皮膚科専門の医師に相談されることをお勧めします。他にもかぶれたという情報があるのであれば、国民生活センターにテスト依頼をされる方法もあるでしょう。

## 19) 建材-2件

1. 〈新築家屋のホルムアルデヒドで体調不良〉 15年前に自宅を新築した後、体調を崩した。大学病院に通院し、「建材に含まれたホルムアルデヒドにより、化学物質過敏症を発症している」との診断を受けた。今でも新しい家具や衣服は、数年間通気して化学物質を除去してからでないと、使用できない。先日、知り合いの建築士から「建材に含まれるホルムアルデヒドは、建築後40年たっても無くならない」と言われ、常時換気設備の設置を勧められた。ホルムアルデヒドは、このような長期にわたって放散を続けるものだろうか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒建材からのホルムアルデヒドの放散は、建材の種類や設置条件(換気状況、温度等)によって大きく異なります。建築士の方が、「40年たっても無くならない」と言われた根拠は分かりませんが、ご自宅を見てそう言われるのであれば、放散しにくい構造があるのかもしれませんが。保健所によっては、ホルムアルデヒドの濃度測定が可能な地域もありますので、一度ご相談されてはいかがでしょうか。

2. 〈壁紙等を張り替え後に体調不良〉 業者に発注して、自宅の6畳部屋の壁紙と8畳部屋のふすまを、2カ月前に張り替えた。その直後から、これらの部屋に入ると、顔や腕に湿疹ができ、腹痛、発熱等の症状が現れるようになった。部屋から離れると数時間でこの症状は治まる。漢方医の診察を受けて、最近この症状は軽減されてきた。壁紙等の張替が健康被害の原因なので、壁紙等の安全な物への張替と治療費を、業者に請求したい。この要求は妥当か。なお、夫や二人の子供には、症状は出ていない。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒本件は、壁紙等の張替に係る役務(サービス)上の問題で、製造物責任(PL)法の対象ではないため、当センターでは要求の妥当性はわかりかねます。地元の消費生活センターや、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター等の専門機関にご相談されてはいかがでしょうか。

## 20) 接着剤・粘着剤-2件

1. <瞬間接着剤で手作りアクセサリーに曇り> 先日、ビーズキットを使って手作りアクセサリーを製作した。ステンレスの台座との接着には、専用の接着剤ではなく△△社の瞬間接着剤〇〇を使用した。ところが、接着剤が固まると、台座やビーズが曇って、アクセサリーとしての価値がなくなってしまった。△△社に、ビーズキットの損害賠償を要求したが、接着できないものとして、貴金属を記載していることを根拠に、受け入れてもらえない。賠償を受ける手立てはないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒製造物責任(PL)法では、製品の欠陥によって生命・身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等が損害賠償の責任を負うことを定めています。本件の場合、製品の表示が不十分であったか否かが争点であると思われます。しかし、損害賠償の可否については、当センターは判断できる立場にありません。行政の行っている無料の法律相談等、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。

2. <業者が施工した壁紙張替によると思われる発疹> 4カ月前に、自宅マンションの大規模修繕で、占有部分も含めて壁紙の張替が始まり、今も続いている。しかし、張替が始まった直後から顔に発疹が出て、完治していない。皮膚科を受診したところ、パッチテストを行い「イソチアゾリン系化合物による接触性皮膚炎」と診断された。業者が壁紙の張替に使用している△△社の接着剤〇〇には、防カビ剤として当該物質が使われている。これは、直接触れなくても、空気中を飛散して発疹をひきおこすものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒イソチアゾリン系化合物は、5年程前に「冷感タオル」の内容物が漏れ、皮膚炎を発症した際に、厚生労働省が、原因物質とした化合物です。文部科学省のカビに関する資料([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sonota/003/houkoku/08111918/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sonota/003/houkoku/08111918/002.htm))によれば、イソチアゾリン系化合物について、「高い皮膚刺激性や眼刺激性を有することにより、取扱に注意を要する」となっています。しかし、この物質が空気中を飛散して、接触性皮膚炎の原因となりうるかについては、当センターではわかりかねます。△△社にご確認されてはいかがでしょうか。

## 21) 塗料-2件

塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますが、成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお、体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. <塗料のニオイによる体調不良> 自分はマンションの1階に入っているクリーニング店に勤めている。マンションの大規模修繕で共用部の塗装を行うことになり、2週間ほど前に扉の塗装が行なわれた。ニオイはきつくない塗料を使用する等の事前説明があったが、気分が悪くなるというようなことの説明はなかった。塗装が始まると、途端にめまいと吐き気がして、会社に連絡し、家に帰してもらった。家に帰って休んでいると、体調は戻るのに医師の診察は受けていない。来週も塗装工事の予定が入っているが、この工事のために、体調が悪くなったり、自分の働く時間が短縮されたりするのでは納得がいかない。補償要求するにはどのようにしたら良いか。マンションの住人からは同様の訴えはない様子だ。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒塗装作業による体調不良で補償の交渉をするのであれば、第三者(医師等)による因果関係の証明が必要になる場合があります。もし、この塗装作業によって、周囲の人達の多くが同様の症状を訴えたのであれば、使用された塗料や換気の注意喚起や事前説明など、施工管理として問題があるとも考えられます。しかし、他の方に問題が無いのであれば、個人差によるものと思われるので、製造物責任(PL)法の適用は難しいでしょう。まずは塗装を行った会社又は管理組合に、事情を話してみてもいかがでしょうか。

2. <ペンキによるものと思われる過呼吸> 数日前、就寝中に過呼吸になった。救急で点滴をしてもらい、現在は回復しているが、当時、裏の家でペンキ塗りをしていたらしく、塗料独特のニオイが家中にしていた。過去に油性ペンキで動悸や息苦しいという症状を経験したことはあるが、過呼吸は初めて。このようなことは有るのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターには、塗料で過呼吸になったという相談は今までにありません。過呼吸との因果関係については、ペンキの種類を調べ、医師と相談されてはいかがでしょうか。

## 22) 不明-2件

1. <室内環境の測定> 数年前から、自宅(一戸建て)でメダカやミジンコを飼いはじめた。しかし、水槽を自宅のどの場所に置いても、数日でメダカやミジンコが死滅する。これは、自宅が有害な化学物質で汚染されているのではないかと考えている。どのような物質で汚染されているか、調査することはできないか。化学製品PL相談センターは、市の広報に掲載された相談窓口一覧で知った。(中高年の男性) <消費者>

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)等に、室内環境測定ができ



る機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。しかし、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。まずは、メダカ等が死滅する原因を室内空気環境に限定せず、観賞魚を扱う専門店にご相談されてはいかがでしょうか。

2. <車のエアコンで手に腫れ> 個人タクシーの運転手をしている。最近、営業用自動車(1年半前に購入)を運転していると、エアコンの風が当たる左手が腫れ、上半身にかゆみを覚えるようになった。エアコンから何らかの化学物質が吐き出されているものと考えている。この物質が何か、調べることはできないか。なお、手の腫れは車を降りるとすぐに治まるので、医者には見せていない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性)〈消費者〉
- ⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。手の腫れについては、皮膚科等の専門医を受診されることをお勧めします。

### 23) 防水剤・はっ水剤-2件

1. <新品の運動靴が防水スプレーで着色> 「買ったばかりのA社の白い運動靴〇〇に、B社の防水スプレー◇◇を噴霧したところ、2足とも繊維の部分が黄ばんだ。この様な事があるだろうか。〇〇は本体が繊維だが、一部皮革が使われている。また、◇◇には『皮革には使用できません』との表示がある」との相談を、若い男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
- ⇒例えば、皮革の成分が◇◇によって溶け出し、繊維部分に広がって着色した可能性があります。◇◇は皮革には使用できないことを明記していますので、製品の使用に当たっては、取扱説明や注意事項をよく確認するよう、ご指導ください。
2. <防水スプレーの安全性> 「半年ほど前に、テレビ通販で防水スプレー(外国製)を購入し、ベランダで使用していた。先日、窓を開けたまま使用したら、室内で飼っていたインコ4羽のうち2羽が死に、残りの2羽を獣医に診せたが1羽は死んでしまった。獣医は、「死因は、防水スプレーか細菌による感染かは分からない」と言っている。防水スプレーは危険な物なのか」との相談が入った。防水スプレーの成分は“二酸化ケイ素”と“精製水”が主成分となっている。インターネットで調べると二酸化ケイ素は、大量に吸入すると害になるとなっていたが、使用してはいけないものなのか。注意表示の内容確認はまだしていない。〈消費生活C〉

⇒二酸化ケイ素を防水スプレーに使用してはいけないということはありません。防水スプレーについては、国民生活センターから、1996年8月に『防水スプレー等の吸入による危険性に関して』ということで、注意喚起を行っています。ペット等の小動物は、人間よりも影響を受けやすい場合もあるので、防水スプレーに限らず、取扱時の注意が必要です。また、防水スプレーにどのような“取扱上の注意”が記載されていたかを確認することは必要でしょう。

#### 24) おもちゃ-1件

1. <衣類に付着したシリコーン粘土の除去方法> 自社で販売しているシリコーン粘土の玩具が、子供の衣服について、取れないとの苦情を受けている。この玩具は、シリコーン樹脂に鉄粉や染料などを練りこんだ製品で、磁石で動く面白さを狙ったものである。一般の洗濯では、粘土が繊維に絡みついて除去できない。アルコールを付けて叩くと、樹脂は除去できるものの、染料が溶出して繊維を染めてしまう。何か良い、除去方法はないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈事業者〉

⇒繊維に付着したシリコーン粘土や染料を除去する方法については、当センターには知識がありません。専門の知識を持ったクリーニング店などにご相談されてはいかがでしょうか。

#### 25) 自動車-1件

1. <自宅に隣接した駐車場の排気ガスによると思われる気管支炎> 「2年前に現在の自宅に入居して以来、気管支炎に悩まされている。自宅は、5台の駐車スペースを有する月極駐車場に隣接しており、この排気ガスが症状の原因だと思う。家族もノドが痛いと言っている。駐車場の経営者に、駐車場の向きを変えるように申し入れているが、対応してもらえない。どうすればいいか」との相談を、中高年の女性から受けている。医師は、排気ガスと気管支炎の因果関係を指摘していない。本件にどの様に対処すべきか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒本件は、駐車場の経営に係る役務(サービス)上の問題であり、製造物責任(PL)法の対象ではないため、当センターでは対処方法等はわかりかねます。なお、駐車場を経営するに当たり、地方自治体が駐車場の付近住民に配慮するよう求めているケースもあります。お住まいの地方の行政窓口、或いは法律の専門家に相談されてみてはいかがでしょうか。

## 26) 農薬-1件

1. <庭に撒かれた除草剤によると思われる体調不良> アパートの1階に住んでいる。1ヵ月ほど前からアパートの管理会社が、庭に毎週除草剤を撒くようになった。その頃から喉が痛い、口内炎が治らない、めまいを感じる等、自分の体調が悪くなった。知人からは、すぐにもしかるべき医師に診てもらうように勧められている。かかりつけの医師にも相談しているが、このような状況では、何科の医師に診察をお願いすべきだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターは医学的な知識を持ちあわせておりません。また、特定の医療機関のご紹介も行っておりませんので、申し訳ありませんが、お答えいたしかねます。

## 27) 漂白剤-1件

1. <未使用の衣類用漂白剤が漏れて床にシミ> 小学校のバザーのために集めた品物を、自宅に保管していた。ところが、その品物の中に衣類用漂白剤があり、これが少量液漏れして、自宅の床にシミを作っていることに気付いた。この漂白剤は未使用のため、容器のどこから漏れ出したものと思う。これは、製造物責任(PL)法で言う『商品の欠陥』で、メーカーに損害賠償の責任があるのではないか。なお、本品のバザーへの提供者は、特定できていない。化学製品PL相談センターは、他の相談センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒PL法では、製造者等が、製造物を引き渡した時点においてその製造物に欠陥がある場合、その欠陥によって生じた損害を、製造業者等が賠償する責任を負うことが、定められています。ここで、欠陥の存在は、被害者側が証明する必要があります。メーカーの賠償責任を問うためには、内容物漏洩の原因が容器の欠陥にあり、かつその欠陥が製造時に発生したものであることを、立証する必要があります。容器を検査すれば、欠陥の有無と欠陥発生の時点を推定することができる場合もありますが、検査費用は被害者側の負担となります。

## (2) 「一般相談等」

### 1) 住宅全般

住宅の新築・改築にあたっては、事前に、使用する建材・施工材・内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。

“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」、「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、およびフェノブカルブの13物質(最新設定日:平成14年1月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています(ただし、これは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」より。))また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

- ◆<椅子で床に傷をつけた場合のPL責任> 輸入家具を扱っている事業者だが、輸入したパイプ椅子で、床に傷がついたとの苦情を受けている。インターネットでPLの相談先を探しているが、そちらでよいか。(中年の男性) <事業者>

⇒椅子で床に傷ということですので、家具のPLになりますので、消費生活用製品PLセンターになります。

- ◆<ベッドから出る化学物質についての斡旋・調停> 相談者は、「ベッドから出る化学物質で体調を崩した」と言っているが、因果関係は不明で、企業とは平行線になっている。このような場合の斡旋・調停を行っているか。また、このような場合は、どのように対応しているか。〈消費生活C〉  
⇒当センターでは、斡旋・調停は行っておりません。ご相談のような場合は、まずは因果関係の証明ができて、初めて交渉が始まることを相談者にアドバイスしています。
- ◆<水道ゴムパッキングの安全性> 「築7年の自宅で、キッチンの上水道を、先日初めてメンテナンスしたところ、継ぎ手のゴムパッキングが劣化していたので、業者に交換させた。家族は長い年月にわたり、このゴムの劣化物を食事とともに摂取していたことになる。この劣化物が人体に悪影響することはないだろうか」との相談を、高齢の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉  
⇒水道管のゴムパッキングの大半は、現在ではEPDMと言われる石油系の合成ゴムが使われています。耐候性や耐水性に優れた合成ゴムで、仮に食品とともに摂取しても、体内に吸収されることなく排出されます。過度にご心配になる必要はないでしょう。
- ◆<エチルベンゼンの有害性> 「家の内装用に焼杉の板を購入し、内装を行った。終了後に板の節穴に詰め物が有ることに気付き、メーカーに確認すると、この詰め物の塗料にエチルベンゼンが使用されていることが分かった。環境に良いものと気を使っているのに、このエチルベンゼンの有害性が知りたい」との問合せを中高年の男性から受けたが、どうか。〈消費生活C〉  
⇒エチルベンゼンは、シックハウスの原因と考えられる主な13種類の化学物質の一つで、厚生労働省が示す室内濃度指針値は0.8ppmとされています。お話からだけでは、節穴の詰め物の塗料だと、使用されている量は少ないと思われませんが、人体への安全性についてはメーカーに確認されてはいかがでしょうか。
- ◆<ウォークインクローゼットの床に異物> 「先日、自宅のウォークインクローゼットの床に、飴状の異物が数個落ちていることに気が付いた。この異物は茶色でベタベタしており、甘いにおいがする。水拭きでは、簡単には除去できない。このクローゼットでは、種類の違う防虫剤を併用していたので、これが変質したものだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けている。防虫剤同士が反応して、この様な事が起こり得るだろうか。また、分析等の手段で、原因物質を特定できないか。〈消費生活C〉  
⇒お話だけからでは、防虫剤の種類や置き方が不明ですので、断定的な事は申せません。樟脳やナフタレン、パラジクロロベンゼンを主成分とした防虫剤を混用すると、成分同士が影響しあって、薬剤が溶解し、ベタベタした油状になる場合があります。これらの成分が、飴状の異物に含まれているかどうか、分析して確かめることは不可能ではないでしょう。



- ◆<皮膚にやさしいジュウタンの材質> 以前購入したジュウタンで、自分も家内も足の皮がカサカサして、一部皮膚が剥けたような状態になった。このジュウタンは、アクリル製との記載があった。今般、このジュウタンを買い替えるに当たり、ポリエステル製の製品を選ぼうと考えている。この材質の製品なら、足の皮膚を痛めるようなことはないだろうか。自分も家内も、アレルギー体質ではない。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉
- ⇒繊維の皮膚刺激性については、その材質だけではなく、繊維の太さ、硬さ、繊維断面の形状、繊維先端の形状、糸の撚数等に、大きく依存することが知られています。お問合せの件では、材質だけでは、皮膚への影響は比較できないものと思われます。皮膚にやさしいジュウタンを、購入店にご相談されてはいかがでしょうか。
- ◆<地下収納庫の異臭> 最近、中古のマンションに入居した。このマンションには、居住者ごとに一畳くらいの地下収納庫があり、収納庫に、はしごで降りるような作りになっている。しかし、この収納庫に漂白剤のような臭いがこもって、長くいられない。収納庫の端には、乾燥剤として相当量のシリカゲルが置いてあるので、これはシリカゲルの異臭ではないかと考えている。シリカゲルは人体に有害ではないのか。また、この異臭を除去するには、どうすればいいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉
- ⇒一般的には、シリカゲルは無臭の固体で、危険有害性の低い化合物です。漂白剤のような臭いの原因は、そこに置かれているシリカゲルではないものと思われます。何らかの理由で、この収納庫で塩素系の薬剤を使用したようなことが、あるのかもしれませんが、異臭を除去するには、よく換気することが、最も効果的かと考えられます。
- ◆<防腐剤の有害性> 「庭の隅に、板囲いの落ち葉をためる場所を作り、板に防腐剤を塗布した。気付いたら、近くに柚子の木があり、もうすぐ実がなるが、防腐剤が土地に浸み込んで、柚子に影響を与えるようなことは無いか心配だ。柚子の実が食べられるか検査できないか」との相談を60代の男性から受けている。検査機関は、国民生活センターのウェブサイトを紹介したが、防腐剤の成分内容について確認中であり、確認ができれば、その内容についての相談は化学製品PL相談センターを紹介しても良いか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターでは、製品個々の安全性については回答しておりませんが、その成分個々についての情報はお答えしていますので、ご紹介ください。
- ◆<シリコン製シーリング剤の安全性> 先日、自宅の給湯器を交換した際、バスタブとの接続位置が変わり、業者は従来の給湯口を、パッキンとシリコン製のシーリング剤で塞いだ。これからこのバスタブを使用するに当たり、このシーリング剤が人体に安全かどうか、気になっている。シーリング剤の製造元に問合せたところ「原料のシリコン樹脂は、充分硬化させれば人体に無害」と

言っているが、本当か。化学製品PL相談センターは市役所で紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉  
⇒使用されたシーリング剤の詳細が不明のため、断定的なことは申せません。なお、一般的には、シリコーン樹脂は十分に硬化させれば人体には無害とされています。

- ◆〈塗料が廃棄された土壌の分析〉 5ヵ月ほど前に、子どもたちの新居を建てた。その際業者が、外壁の塗料(水性エマルジョンタイプ)の使用残を、新居の庭の隅に流していたことに、最近気が付いた。業者に話すと、業者は当該箇所の土を除去すると言っている。しかし、子どもたち夫婦には新生児もいるため、有害な成分が残留していないか心配している。残留成分を分析する等の方法はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉  
⇒廃塗料は産業廃棄物に該当するものと思われ、その投棄による土壌汚染についても、専門の分析方法がある可能性があります。地方自治体の廃棄物担当課に、相談されてはいかがでしょうか。

- ◆〈油性ワックスの廃棄方法〉 自分は小売業をしている。市の小学校から、「10年以上前に自主回収となった油性ワックスが残っているので廃棄したい」との相談を受けた。メーカーに問合せたが、「今はもう回収はしていない」と断られてしまった。このような場合どうしたらよいか。また、メーカーに回収義務はないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈事業者〉  
⇒事業者から出る油性ワックスの廃棄は、産業廃棄物の扱いになると思われます。廃棄処理については、市役所の担当課にご相談されてはいかがでしょうか。以前メーカーが自主回収していた物における、メーカーの回収責任については、当センターでは知見がありませんので、これも市の担当課にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆〈枕木に染み込んでいるクレオソート油の安全性〉 自宅の花壇は、20年以上前の枕木を用いて、区画を仕切っている。先日、花壇を手入れする中で、この枕木を一部切断したところ、切断面から、防腐剤のクレオソート油によると思われるオイル臭がした。クレオソート油は発がん性があると聞き及ぶが、このまま枕木を使用していてよいものだろうか。なお、花壇では食用の植物は育てていない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性)〈消費者〉  
⇒木材の防腐剤として用いられていた、石炭から作られたクレオソート油の発がん性は、国際がん研究機関(IARC)の発がん性評価区分で2A「ヒトに対する発癌性がおそらくある混合物」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/61789-28-4.html>)に分類されています。また、国際化学物質簡潔評価文書(CICAD)(<http://www.nihs.go.jp/hse/cicad/full/no62/full162.pdf>)によれば、マウスによる調査で、石炭から作られたクレオソート油には皮膚発がん性の可能性が指摘されています。ご相談の枕木とは状況が異なりますが、国民生活センターに依頼された枕木のテスト結果、

([http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-201101\\_14.html](http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-201101_14.html))では、「家庭用として使用するには適さないものであった」という結果も出ています。ご心配であれば、ご使用を中止されてはいいかがでしょうか。

- ◆<古い枕木を使った門柱や花壇の安全性> 自宅の庭を改修するに当たり、門柱や花壇に古い枕木を使うことを、業者から提案されている。しかし、国民生活センターの商品テストに、古い枕木が「家庭用として使用するには適さない」とされていることを知り、不安になった。家族には小さな子供もいる。このまま、古い枕木を使用してよいものだろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒ご指摘の国民生活センターの商品テスト

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804_2.html))では、確かに検査した枕木から発がん性物質が検出されており、依頼センターのあっせんにより、枕木は撤去されています。ご相談の件の場合、使用する枕木の状態や施工方法などによって、使用の可否は一概には申せません。幸い施工前とのことですので、ご心配な点を率直に、施工業者と話し合われてはいいかがでしょうか。

- ◆<クレオソートの安全性> 中古の枕木を使用して、表に階段を作っている。枕木からクレオソート臭がするので、インターネットで調べると、毒性があるとなっている。小さな子どもがいるので心配になった。クレオソートを無害化する方法は無いか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。なお、枕木がいつ製造された物かは分からない。(中年の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは、クレオソートの無害化に関する知見はありません。ご参考までに、国際がん研究機関(IARC)では、石炭由来のクレオソート油を、発がん性評価区分2A「ヒトに対する発癌性がおそらくある混合物」に分類しています。

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/61789-28-4.html>)。国内では、2004年にクレオソート油に含まれる3物質が『家庭用品規制法』の規制対象物質となり、クレオソート油を含有する家庭用防腐剤・防虫剤や、それを用いて処理された家庭用の防腐木材・防虫木材中の含有量が規制されています。これを受けて業界では2004年以降、『家庭用品規制法』の規制に適合したクレオソート油を、製造・販売しています。

## 2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆<雑草を枯らした薬剤と思われるものの安全性> 「公民館の裏の空き地の雑草が、全面にわたり枯れていた。除草剤を撒いたのだと思うが、体に害があるか心配だがどうか」との問合せを高齢の

男性から受けた。県の薬務課に問合せたところ「国内で販売されている除草剤は、規制された中で販売されているので、用量・用法を守って使用されていけば、人体への有害性は低い」と言われた。情報量が少ないのは分かっているが、他に何かアドバイスはあるか。〈消費生活C〉

⇒お問合せの情報からだけでは、正確なお答えはできかねます。雑草の枯れた原因が除草剤とした場合、除草剤の種類にもよりますが、除草剤の散布液に直接接触した場合には注意を要する必要があるでしょうが、枯れた雑草などからによる健康への影響はほとんどないと考えられます。頂いた情報からだけでは、情報量が少ないので、これ以上のアドバイスは致しかねます。

◆〈公園に撒かれた除草剤の安全性〉 近所の企業が周囲に新しく公園を作り、除草剤を撒いていた。市役所に確認したところ、「芝生を植えるために最初に除草剤を撒いてから芝生を植える」とのこと。で、「除草剤は、農協に確認し、「人体への影響の少ないものである」と返事を得た」との回答だった。自分でも同じ除草剤を購入したが、撒くときの注意書きが沢山書いてあった。この除草剤の安全性はどの位なのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒個別の製品の安全性については、その製造元が責任持ってお答えしますので、製造元の相談窓口などへお問い合わせください。

◆〈殺虫剤の廃棄方法〉 「以前購入した殺虫剤〇〇が、100mL程、手元に残っており、これを廃棄したい。どうしたらよいか」との相談を、顧客から受けている。どう答えたらよいか、アドバイスいただきたい。(中高年の女性)〈事業者〉

⇒〇〇は一般用医薬品に分類されています。その医薬品情報には、『取り扱いに関する注意』として、『処分に当たっては、自治体の条例や指導に従って処分すること。決して、河川、湖沼、下水道などの水系や地下水を汚染するおそれのある場所には、捨てないこと』と明記されています。お住まいの地方自治体にご相談くださるよう、お話しされてはいかがでしょうか。

◆〈シロアリ駆除に関するアドバイス〉 築25年の自宅のドアの修理を、業者に依頼したところ、シロアリの被害を受けていることが判明した。そこで、シロアリ駆除を依頼しようと思う。使用する薬剤等について、助言がいただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒公益社団法人日本しろあり対策協会では、シロアリ対策の薬剤や工法について自主基準を策定し、使用する薬剤や工法を指導する等の活動を行っています。同協会は、地域ごとに相談窓口を開設して、安全施行を推進しているとの事ですので、ご自身の体質や家屋の状況等をお話しして、ご相談されてはいかがでしょうか。

### 3) 洗剤・洗淨剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等

- ◆＜柔軟剤ニオイ成分の安全性＞ 従来より、柔軟剤の香りが気に入って、使用している。最近になって知人から、「柔軟剤のニオイで頭が痛くなった」等、苦情を言われるようになった。柔軟剤の香りには、健康被害を起こすような成分が含まれているのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒個別の製品の安全性については、その製造元が責任持ってお答えできますので、製造元の相談窓口などへお問い合わせください。日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、香料の安全性について、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制しているとのこと。しかし、ニオイ成分に対する感受性は個人差もあります。知人の方とご相談されて、お互いに許容できるニオイの種類や柔軟剤の使用量を見出されてはいかがでしょうか。

- ◆＜次亜塩素酸ナトリウムによる手の消毒の是非＞ 「自分が勤める施設で、ノロウイルス対策として入居者の手洗いに次亜塩素酸ナトリウムを希釈した水溶液を使用している。しかし、このやり方は手を痛めるのではないかと不安に感じている。」との相談を受けている。次亜塩素酸ナトリウム水溶液での手洗いは不適切だろうか。ノロウイルスを消毒するためには次亜塩素酸ナトリウムが最適と聞くが、手洗いに何をしたらよいのだろうか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムの水溶液は、皮膚を刺激します。幾つかの市や県のウェブサイトにも、「皮膚に対する刺激が強いため、手洗いなど人に対しては使用しないでください」と明記されています。手の消毒方法については、内閣府の食品安全委員会が「ノロウイルスの消毒方法」として推奨する中に、「感染予防の基本は手洗いです」と記載しています(<http://www.fsc.go.jp/sonota/dokukesi-norovirus.html>)。これらの情報を参考にして、ご検討下さるようお願いいたします。

- ◆＜ボディソープに使用されている界面活性剤の安全性＞ 最近のボディソープは、使用後に肌がぬるぬるする。使用されている界面活性剤が石油系で肌に良くない働きをするのではないかと心配だ。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒ボディソープは、色々な種類のもので発売されています。肌のうるおいを守るといって、うるおい成分を配合して洗い上がりがしっとりするものもあります。また、ボディソープには、肌の汚れを落とすために、界面活性剤が使用されていますが、界面活性剤には多くの種類があります。ご自分のお肌に合う、お好みの洗い上がりになるボディソープを選ばれてはいかがでしょうか。



- ◆<洗剤の泡と思われるものがフロントガラスに付着し、落ちない> 「隣の家で洗濯をした日に限り、車のフロントガラスに丸い泡の跡が付き、なかなか落ちない。洗剤の泡がフロントガラスに付着して落ちにくいということはあるか」との相談を中高年の男性から受けたが、そのような相談はあるか。〈消費生活C〉

⇒過去の事例を調べましたが、当センターには洗剤の泡が付着して落ちにくいという事例は有りませんでした。洗濯洗剤は、水に溶けやすいものですので、付着して落ちにくいということであれば、原因を隣の洗濯洗剤に特定せず、他も検討されてはいかがでしょうか。

- ◆<棚で洗剤等が漏れて以来、室内に異変> 自宅（ワンルームマンション）の浴室に隣接した作り付けの棚に、洗剤や漂白剤、カビ取り剤、スプレー式殺虫剤、バスクリナー等を保管していた。3年ほど前、これらのうち、いくつかが漏れていることに気付き、洗剤等は浴室に移して水洗いし、また廃棄するなど処置した。棚は何度か水拭きした。しかし、それ以来、めまいを感じるが多くなり、更に棚の周りの床や壁が白く粉をふいたように汚れるようになった。この汚れは、手に付くと石鹼で洗っても落ちにくい。同様に、棚の傍にある排水溝のゴムパッキングの劣化は早いように感じる。そのほか、フローリングの床がべとべとする等、様々な異変を感じている。3年前の漏れが原因だろうか。どう対処すればいいか、教えていただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒漏れたものが特定できず、また3年前のことですので、この漏れと様々な異変の因果関係が不明です。むしろ、3年前の出来事とは切り離して、個々に現在の状態の改善をはかられてはいかがでしょうか。例えば、ゴム製品は、塩素系の漂白剤により劣化が促進されることが知られています。一度、ハウスクリーニングの専門家にご相談されるのも、良いかもしれません。

- ◆<美容院で購入したシャンプーの表示> 「先日、美容院で勧められて△△社のシャンプー〇〇を購入した。帰宅してこの製品をよく見ると、表示に製造販売元の社名、住所や成分等の細かな表示はあるものの、問合せ先等の表示はない。この製品は安心して使用してよいものか」との相談を、70歳代の女性から受けている。シャンプーの表示はどのように規定されているのだろうか。〈消費生活C〉

⇒シャンプーは『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（旧薬事法）の「化粧品」或いは「医薬部外品」に該当します。同法では、「製造販売業者の名称及び住所」、「製品の名称」、「成分の名称（医薬部外品にあっては、有効成分の名称、分量）」等の記載が義務付けられています。また、『化粧品公正取引協議会』では、同協議会の定める『表示に関する公正競争規約』の中で、「問合せ先」の明記を定めています。なお、製品の安全性については、購入した美容院にお尋ねいただくよう、お話しください。

- ◆<衣類用お手入れ剤の安全性> 1週間前に、台所用洗剤の空容器に、買い置いた詰替え用の洗剤を入れて使用していた。しかし今になって、詰め替えた物が台所用洗剤ではなく、△△社の衣類用お手入れ剤〇〇であることに気付いた。容器に貼付された表示は異なるものの、容器形状が全く同一であるため、今まで間違いに気付かなかった。〇〇で食器を洗っていたが、妊娠7ヶ月の自分の体に、悪影響はないだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒お問合せの内容は目的外使用なので、当センターとしては安全であるとは言い切れません。製品の安全性はその製造元が責任もってお答えしますので、ご不安でしたら、△△社の相談窓口にお問い合わせください。また、かかりつけの医師の診察を受ける際、このことをお話しされればよいでしょう。

- ◆<ヘアカラーの美容院でのパッチテストについて> 美容院で行うヘアカラーのパッチテストについての問合せは、どこに問合せればよいか。(中高年の女性) <消費者>

⇒日本化粧品工業連合会PL相談室を紹介。

- ◆<界面活性剤の安全性> 最近、知人から「シャンプーやハンドソープ、食器用洗剤等に使われている界面活性剤は、人体に有害だ」という話を聞いた。これは本当だろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒対象が漠然としているため、断定的なことは申せません。しかし、一般に洗剤に用いられている界面活性剤については、長年に亘り世界的に多くの研究が行われ、通常の使用条件での安全性は十分に確認されているとのこと。 (例えば、日本石鹼洗剤工業会の資料『洗剤の安全性・環境適合性』 [http://jsda.org/w/02\\_anzen/pdf/anzentekigou6p.pdf](http://jsda.org/w/02_anzen/pdf/anzentekigou6p.pdf))

- ◆<消臭スプレーの安全性> 市役所で施設管理を担当している。子供の集まるような場所で、消臭スプレーを使用することが、人体に悪影響を及ぼさないかとの観点で、情報を収集している。わかることがあれば、教えていただきたい。(中年の男性) <行政>

⇒家庭用の消臭スプレーは雑貨に分類されており、その全成分を表示する義務はありません。いくつかのメーカーの製品では、主要成分を公表してその安全性を謳ったものもあります。製品ごとの安全性は、各々のメーカーにお問い合わせいただくようお願いいたします。なお、2001年に国民生活センターより、スプレータイプ消臭剤の商品テスト結果が公表されています。

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20010606\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20010606_1.html))。

- ◆<水素入浴剤の水素発生機構> 通信販売で△△社の水素入浴剤〇〇を購入した。商品が届いたので成分表を見ると、『硫酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、窒化ホウ素、塩化ナトリウム、炭酸マグ

ネシウム、炭酸カリウム、クエン酸ナトリウム』と書かれ、『現在、特許出願中』との記載がある。これで水素が発生するのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。  
(40歳代の女性)〈消費者〉

⇒当センターには、水素入浴剤に関する専門的な知見はありません。ご照会いただいた化合物の反応では、水素が発生するとは思えませんので、特許となるような技術があるのかもしれませんが。△△社にご確認ください。

◆〈塩素系漂白剤の保管方法〉 自宅では、台所用の塩素系漂白剤〇〇を、クエン酸水や消毒用アルコール等と一緒に置いている。しかし、先日、〇〇の注意書きには『酸性タイプの製品やアルコールと混ざらないように』と書かれていることに気が付いた。置き場所を変えるべきだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇中の次亜塩素酸塩は、酸性の液体やアルコールと接触すると、有害なガスを発生する可能性があります。何かのはずみで容器が倒れて、内容物がこぼれ出る等の可能性もないとは申せません。別々に保管された方がより安全でしょう。

◆〈タイヤ洗浄剤の安全性〉 先日、専門店でタイヤの洗浄剤を購入した。使用法にそって使い始めた時に、小さく“Made in China”と書かれていることに気が付いた。中国製品でのトラブルはいろいろと聞き及ぶので、本製品もその安全性に不安を覚え、使用を中止している。国内の販売元に問合せたところ、「家庭用品規制法が規制する有害物質は、使われていないことを確認している」とのことだった。この説明は、信用できるものだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、その製造・販売元が責任もってお答えします。なお、家庭用品規制法(正式名称「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」)では、消費者が家庭で使用するあらゆる製品に対し、20の有害物質を指定して、製品ごとにその使用を規制しています。国内の販売元は、このことを踏まえて回答されたものと思われる。

◆〈業務用洗剤の安全性〉 家内がインターネットで、△△社製の業務用多目的洗剤〇〇を購入して使用している。しかし、製品には使用に当たっての注意書きなどがなく、また、家内はこれを食器洗い等にも使っており、自分は不安を感じている。この製品は安全だろうか。なお、液の性状としてpH 12との記載がある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターには、〇〇の成分や用途等に関する情報がないため、断定的なことは申せません。製品の使用方法や安全性等については、その製造元が責任もってお答えしますので、△△社にご確

認ください。なお、お話からすると、〇〇は住居用洗剤としての使用を意図して、製造されたものではないかと考えられます。アルカリ性ですので、使用に当たっては、目に入らないよう注意するとともに、ポリ手袋等を使用することをお勧めします。

- ◆<業務用洗濯洗剤の使用法> 従来、洗濯には国内大手メーカーの製品を使ってきた。今般、自宅の近くに開業した業務用スーパーで、業務用の『業務用合成洗剤』が安く売られていたので、これを購入して使用した。しかし、実際に使用してみると、泡立ちが悪く、水の濁りも少なく、汚れが落ちている気がしない。成分表には、界面活性剤ほか、いろいろと書かれているが、この洗剤は信用できるものだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターでは、製品個々の性能等に関する情報は把握しておりません。製品の性能や安全性等は、その製造元等が責任をもってお答えしますので、製造元にお問い合わせください。なお、お聞かせいただいた成分の組合せは、衣類用の洗剤では一般的なものです。業務用の製品の場合、一定の知識を持つ使用者を前提に、製品設計がされることもあるため、取扱に注意が必要な場合もあるでしょう。

- ◆<日焼け止めの安全性> 紫外線が体に悪影響をおよぼすということで、3年ほど前から、3人の子どもに、毎日こども用の日焼け止めに塗っていた。先日、知り合いから、「日焼け止めは、有害な化学物質が含まれているので使用しない方が良い」と言われたが本当か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性) <消費者>

⇒知り合いの方からのコメントの根拠については分かりかねますが、製品についての安全性は、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、メーカーにご相談ください。

- ◆<肌の色に差が出る事例照会> 日焼け止めのせいかは分からないが、塗ったあたりの肌の色が変わってきたように見える。以前白斑で問題になったメーカーのものではないが、このような事例はあるかを聞きたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターでは、化粧品に関する知見はありません。化粧品に関しては、日本化粧品工業連合会PL相談室がありますので、そちらに問合せされてはいかがでしょうか。

- ◆<シャンプー型白髪染めの安全性> 先日、新聞広告で「刺激が少ない」事を謳った△△社製の白髪染め〇〇(新製品)の宣伝を見た。宣伝では、「ニオイがない」、「天然成分配合」、「安全」などと書かれており、良さそうに思えたので早速購入した。実際に商品を手にして成分表を見ると、「HC青2」「塩基性赤96」等の記載がされていた。これらの成分は、宣伝にあるように安全なものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターより紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒個々の製品の安全性は、その製造元が責任をもってお答えします。本件は、△△社にお問い合わせ下さい。なお、お話しいただいた成分は、白髪染めの染料として多くのトリートメントタイプの白髪染めに配合されているものようです。

- ◆<シールはがし液の安全性> 「台所のシールをはがそうと思い、△△社のはがし液〇〇を購入した。しかし、〇〇の表示に『有機溶剤』と書かれてあり、台所での使用が不安になった。〇〇を台所で使用して、人体に悪影響はないだろうか」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、その製造・販売元が責任をもってお答えします。本製品の安全性は、△△社にお問い合わせください。

- ◆<ロコミ販売のシャンプーなどの安全性> 先日家族から、△△社のシャンプー、トリートメント〇〇を使うように、勧められた。〇〇は高価な製品で、ロコミ販売で家族が購入したものである。△△社の名前は聞いたことが無いので、この製品を使用して問題がないか、心配になった。△△社や〇〇について、問合せなどは入っていないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。 (中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターの2001年以降の相談内容を検索しましたが、△△社や〇〇についての案件は見当たりません。個々の製品の安全性等については、その製造元が責任をもってお答えしますので、〇〇にご不安な点があるのであれば、△△社にご確認ください。

- ◆<育毛によいとされる酸素ボンベの購入先> 「先日来、行きつけの美容院で「育毛効果がある」といわれ、高濃度酸素を頭皮に当てるメニューを受けている。しかし、費用も掛かるので、自宅で手軽にできないかと考えている。一般家庭向けに、そんな商品は販売されていないだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けているが、何か情報はないか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、市販されている個々の製品の情報は持ち合わせておりません。ご相談の製品については、美容院にご確認されてはいかがでしょうか。

- ◆<魚焼き臭の消臭剤> 自分は、マンションに居住している。この2ヵ月くらい、自宅で魚を焼いている時に、急にニオイが消えるようなことが、たまに起きている。自分では、消臭剤等は使っていないため、隣接する居住者が何か強力な消臭剤を使用し、その成分が自宅に流入しているのではないかと疑っている。この様な事が有り得るだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。 (中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、魚を焼いたニオイを、効果的に消臭できる消臭剤などについての知見は、持ち合



わせておりませんので、お答えいたしかねます。

- ◆<紙おむつの安全性> 「乳幼児の紙おむつを使用している。これを取り換える際に、紙おむつの樹脂が乳幼児の皮膚についていたことがあったが、この材質は安全なものだろうか」との相談を、若い女性から受けているが、何か情報はないか。〈消費生活C〉

⇒紙おむつ等に使用される高分子吸収材は、『吸水性樹脂工業会』の自主基準により、皮膚刺激性試験や接触感作性試験などを行ってその安全性を確認されています。製品個々の安全性については、メーカーが責任を持ってお答えしますので、不安に感じる点を直接メーカーの相談窓口にお尋ねくださるよう、勧められてはいかがでしょうか。

- ◆<隣家から漂うニオイの安全性> 自宅（一戸建て）の隣の家から、柔軟剤によるものと思われる強いニオイが漂い、迷惑している。このニオイの成分は人体に有害ではないのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」

(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会(IFRA)が設けたスタンダードにそって、各国の香料工業会等が香料の使用を自主規制することで、その安全性を確保しているとのこと。なお、ニオイの感じ方は個人差も大きく、日本石鹼洗剤工業会でも、「柔軟仕上げ剤を使うときのポイント」として、「香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします」と啓発しています。

- ◆<カビ取り剤と洗濯洗剤の混合危険性> 先日、浴槽のタイルを、塩素系のカビ取り剤◇◇で掃除をしていた。この時、△△社の洗濯用粉末洗剤〇〇を洗濯機に入れて、衣類の洗濯を並行して行った。しかし、◇◇には『まぜるな危険』の表示があり、酸性タイプの製品と混ぜると、有害なガスが発生すると書かれており、一方〇〇には酸素系漂白剤が配合されていると書いてある。浴槽の掃除排水と洗濯排水が、排水管内で混ざって、有害なガスが発生することがあるだろうか。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒酸素系漂白剤を配合した〇〇は、水に溶かしても酸性にはならず、塩素系カビ取り剤と混ぜても有害な塩素ガスが発生することはありません。

#### 4) プラスチック製食品用器具・容器包装

プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、耐熱温度を超えて使用した場合には、プラスチックが融けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する際には、各製品の取扱以上の注意を事前に確認してください(プラスチック製の「台所用容器等」および「皿等」は、家庭用品品質表示法によって、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられています)。

ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製食品用器具・容器包装を使用することは控えましょう。

なお、プラスチックを誤って食べてしまった場合、プラスチックそのものは腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。しかし、大きさや形状によっては、消化器官の一部を傷つけたり喉に詰まって窒息したりする恐れもありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

- ◆<食品包装に使われているポリ塩化ビニリデンの安全性> スーパー等で購入するソーセージが、ポリ塩化ビニリデンのラップフィルムでくるまれている。この樹脂から食品に、何らかの有害な成分が溶け出すことはないのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(高齢の男性) <消費者>

⇒ポリ塩化ビニリデンは柔軟性とんだ樹脂で、包装用途を始めとして広く用いられています。食品包装用途の製品では、厚生労働省が定めた溶出試験(樹脂から溶け出して食品に移る成分の総量を規制する試験)に合格しなければなりません。この規格基準に上乗せして、業界では同樹脂への添加を許可する成分を「ポジティブリスト」にまとめ、製品の安全性を確保しているとの事です。信頼おけるメーカーの製品であれば、過度のご心配には及ばないと思われまます。

- ◆<レトルトパックの油透過性> レトルト食品を通信販売で購入したところ、商品の間に新聞紙が緩衝材として入れてあった。新聞紙のインクがレトルトパックの外装プラスチックを透過して、中の食品を痛めているようなことはないか。この外装プラスチックの材質は、「PE、PA」と記載されている。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある(高齢の男性) <消費者>

⇒お問合せの「PE、PA」は、ポリエチレンとポリアミドを意味します。日本プラスチック工業連盟の資料『食品用プラスチック容器包装の利点』

(<http://www.jpif.gr.jp/00plastics/conts/riten.pdf>)によれば、ポリアミドはポリエチレンと多層にして、袋の強度を増し、また酸素を通りにくくしているとの事です。ポリアミドは耐油性

も高く、一般的な用途では、インクなどの油が外から浸透して中の食品が傷むとは考えにくいと思われます。しかし、製品個々の安全性については、その製品のメーカーが責任を持ってお答えしますので、ご心配でしたら食品の製造元にご確認ください。

- ◆＜融けた調理器具（お玉の柄）の安全性＞ 「先日、ガスレンジの魚焼きグリルの排気口にお玉を置いていたところ、10分くらいして柄の部分が溶けていることに気付いた。直ちに火を止めて当該箇所を掃除し、お玉は廃棄した。掃除等の後始末の際に、発生したガスを吸い込んだ可能性もあることから、自分の健康に悪影響がないだろうか」との相談を、若い女性から受けている。このお玉はホームセンターで購入したもので、メーカーや材質はわからない。健康への影響を考えるべきだろうか。〈消費生活C〉

⇒調理器具のお玉の柄は一般的に、ポリプロピレンやナイロン等の熱可塑性樹脂（加熱すると軟化する樹脂）、またはフェノール樹脂やメラミン樹脂等の熱硬化性樹脂（加熱しても軟化しない樹脂）が使われています。お問合せの状況から、当該製品には熱可塑性のポリプロピレンやナイロンといった樹脂が使われていたものと思われます。おおよそ130℃を超える温度で溶融し、炎にあてると特有の異臭を発生して燃焼します。樹脂の種類がわからないため断定的なことは申せませんが、お問合せの状況からすれば、樹脂が溶融したことについて過度にご心配されることはないと思われます。

- ◆＜高温のゼリーで変形したPET容器の安全性＞ 弁当を調理し、製造する過程で、PET樹脂製の容器に出来立てのゼリーを入れたところ、容器の底が変形した。ゼリーが十分冷めない内に充填したことが、変形の原因と思われる。人体に有害な何らかの成分が、樹脂から食品に溶け出してはいないだろうか。（中年の女性）〈事業者〉

⇒お話しいただいたPET樹脂は、A-PETと称される非結晶の樹脂と思われます。この樹脂は惣菜容器等によく用いられておりますが、実用使用温度が60℃程度のため、入れたゼリーの温度によっては変形することもあります。しかし、2007年の食品安全委員会の報告

(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20071024070>) 等から、一般的にはこの程度の温度で、樹脂から内容物に何らかの成分が溶け出すことは起こりにくいと考えられます。個々の製品の安全性については、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、使用状態等を説明して話を聞かれてはいかがでしょうか。

- ◆＜食品用ポリ袋の安全性＞ 「手作りの梅干しを、市販の食品用ポリ袋〇〇に入れて持ち歩こうと考えている。ポリ袋から有害なものが溶け出すようなことはないだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けている。梅干しには、酢、塩、少量の砂糖が加えられているとのことだが、安全だろうか。なお、相談者が〇〇のメーカーに問合せたところ、「安全性に問題はない。」との回答であった

とのことである。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、ポリエチレンを原料とした食品用の袋です。国内では、直接食品を入れても食品衛生上の問題が生じないように、食品衛生法で材料等について規格基準を定め、また業界でも自主基準を設けています。これらの基準に適合した製品であれば、安全性に問題はないと考えられます。

◆〈燃えたプラスチックの安全性〉 先日、自宅で料理をしている際、鍋の外側にプラスチック片が付着していることに気付かずに、鍋を火にかけた。プラスチック片が燃え上がり、炎とすすが出たが、直ちに火は消し止めた。鍋の外側は、たわしでこする等して、きれいにした。この鍋は、このまま使用してよいものだろうか。プラスチック片は、錠剤の包装材で、1cm角程度の大きさであり、材質はポリプロピレンと書かれている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(中高年の女性) 〈消費者〉

⇒ポリプロピレンは炭素と水素からなり、燃やすと炎を上げて、すすを出しながら燃え上がります。少量であれば、燃やしても、人体に有害な物質が発生することはありません。鍋の外側に付着した燃え残りを、丁寧に除去すれば、従来通りご使用いただいて問題ありません。

◆〈発泡ポリスチレンシート(PSP)の安全性〉 PSPの製造メーカーだが、「PSPが油で溶けて穴が開いた場合、PSPが溶けて中身に混ざってしまうのか、又は、縮んで穴が開いた状態になるのか、また、溶けて食品に混ざったとしたら、安全性はどうか」との問合せに対しては、どのように回答すればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性) 〈事業者〉

⇒当センターは、コンサルタント業務は行っておりません。発泡ポリスチレンシート(PSP)は、リモネンやエゴマ油などの一部の油に溶解することは知られています。その溶出した物の安全性については、関連する情報等がウェブサイトに掲載されていますので、参考にされてはいかがでしょうか。

◆〈燃えたプラスチックトレイの安全性〉 先日、自宅で調理中に、スーパーで肉が載っている白いプラスチックのトレイに、火が付いた。直ちに消し止めたので、燃えた部分はごく少量であり、異臭やすすが出ることはなかった。このことで、人体に有害な物質が発生してはいないだろうか。自宅には4歳と7歳の子供がいるので、気になった。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性) 〈消費者〉

⇒肉等を載せている白いトレイは、ポリスチレン樹脂で作られています。空気中で燃やすと、黒いすすを出して燃えます。しかし、お問合せの状態では、燃えた量がごく少量で、すすや異臭がないとの事ですので、あまり御心配されることはないでしょう。

- ◆<紫外線(UV)硬化型樹脂の安全性> 「アクセサリー等を自作できるという、UV硬化型樹脂の安全性について知りたい」と、国の行政に勤務する自分の所に相談があった。相談者は事業者と思われる。化学製品PL相談センターでは、このような相談を受けたことがあるか。(行政の担当者、女性)〈行政〉

⇒当センターでは、UV硬化型樹脂に関連した相談を受けたことが過去に数件あります。しかし、アクセサリーを自作する目的の製品については、これまでにご相談を受けたことはありません。一口にUV硬化型樹脂と言っても色々なタイプがあり、その安全性は樹脂や重合開始剤等の種類によって、異なります。事業者間の取引においては、取引する化学品について、安全データシート(SDS)等でその安全性等の情報が提供されていると思われるので、その情報を基に判断するよう、お話しされてはいかがでしょうか。

- ◆<納豆に入っていた異物の安全性> 「先日、納豆に異物が入っており、メーカーに調べてもらったところ、製造工程で塗膜が剥げ落ちた物とのことであった。知人に話すと、塗膜の中にフタル酸エステルが使用されている可能性があり、それは発がん性がある物質ということであった。この納豆を食べてしまったが大丈夫か」との相談を20代の妊婦から受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒お話からだけでは、塗膜にフタル酸エステルの入っている根拠が定かでないため、再度メーカーに確認されてはいかがでしょうか。ご参考までに、国際がん研究機関(IARC)の評価では、フタル酸エステルの種類によって、「発がん性が疑われている」という分類に入っているものもありますが、「人に対して発がん性がある」という分類には入っておりません。

- ◆<ノートパソコンの電源アダプタの安全性> 孫が、目を離したすきに、ノートパソコンの電源アダプタをなめていた。すぐ止めさせたが、子どもの身体に影響はないだろうか。化学製品PL相談センターは、ある企業から紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは、製品個々の情報は把握しておりません。製品の性能や安全性等は、その製造元にお問い合わせください。なお、パソコン等の電源アダプタのケース部分は、一般的には、ポリカーボネート樹脂やABS樹脂が使われています。

- ◆<菓子を個包装した樹脂の燃焼ガスの安全性> 昨日、電子レンジを使用したところ、庫内から煙が出た。直ちに電子レンジを止めて庫内を確認したところ、プラスチック製の袋(クッキーを個包装していたもの)が燃えていた。直ちに燃えカスを取り除き、庫内を水拭きするとともに、部屋の換気を行った。今日になっても、多少焦げ臭いにおいがしているが、人体に有害なガスが残ってはいないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒包装用袋の材質が特定できないため、断定的なことは申せません。菓子の製造元に、樹脂の種類や安全性を確認されてはいかがでしょうか。なお、菓子の個包装は、一般的にポリエチレン、ポ



リプロピレン、PET、ポリアミドといった樹脂が使われていることが多く、これらの樹脂は少量燃焼しても、有害なガスが発生する可能性は低いものと思われます。

- ◆<シリコーン製鍋敷きの燃焼時の安全性> 「鍋に貼りつきやすいマグネット入りのシリコーン製の鍋敷きを購入した。ヤカンをその上に置いて、そのまま持ち上げ、コンロにかけてしまった。白煙が出たので、直ぐに火を消した。しかし、シリコーンが溶けてヤカンや五徳に白く付着し、煙も吸ってしまった。購入店に連絡したところ、「有害物質が出ている可能性がある」と言われたので心配になった」との相談を50歳代の女性から受けたが、有害物質が出るのだろうか。〈消費生活C〉

⇒お話からだけでは、シリコーンの種類やどの程度の燃焼かなど詳しいことが分からないので、お答えできません。製品の安全性については、メーカーが責任をもってお答えしますので、メーカーに問い合わせてみてはいかがでしょうか。

- ◆<樹脂製のタライの安全性> 先日デパートで、タライを購入した。自宅に帰って表示を確認したところ、材質が『ポリプロピレン』と書かれてあった。化学製品については、全く知識がないのだが、ポリプロピレンは普段に使用して安全なのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒ポリプロピレンは、身の回りでよく使われている、安全性が確認されている樹脂です。例えば、日本プラスチック工業連盟の『安全性についてのQ&A』

([http://www.jpif.gr.jp/2hello/conts/qa1\\_c.htm](http://www.jpif.gr.jp/2hello/conts/qa1_c.htm)) には、『ポリスチレン、ポリプロピレンなどは、動物実験で実際に食べさせてみた結果、安全が確認されています』との記載があります。お問合せのタライについても、日常生活で通常の使い方であれば、安心してご使用いただけます。

- ◆<電気釜のフッ素樹脂の安全性について> 一般消費者から「電気釜の内面をコートしているフッ素樹脂が徐々に剥がれてきている、知らないうちに口にしていると思うが大丈夫か」との問い合わせがあり、どう答えたらよいか教えてほしい。相談者(消費者)はメーカーにも問い合わせしており、安全性は問題ないとの回答を貰っているが、より信頼できる情報がほしいと言っている。〈消費生活C〉

⇒フッ素樹脂は体内に入っても消化吸収されずにそのまま排出されてしまいます。日本フッ素樹脂工業会のHPにもFAQが掲載されています(<http://www.jfia.gr.jp/qa.htm>)。製品の注意表示で記載がなく、メーカーも問題ないと言っているのならばそれ以上の情報はありません。

## 5) その他の化学製品、化学物質等

- ◆<天然皮革コーティング剤の性能> 天然皮革を用いた小物を製造販売している。天然皮革製品を仕

上げる際に用いる樹脂製のコーティング剤として、△△社の新製品の使用を検討している。当該製品の成分等は公表されていない。この採用の是非に関して、何かアドバイスが頂きたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件については、△△社に納得のいく説明を求め、また何らかの形で商品テストを行うなど、ご検討下さい。

◆〈ガラス繊維強化PBT樹脂の加工安全性〉 住宅関係の施工業を営んでいる。1ヵ月ほど前にある設備を設置した際に、マニュアルに従って設備の一部を穴あけ加工したところ、異臭がして喉が痛くなった。メーカーに問い合わせたところ、加工部分の材質はガラス繊維強化PBT樹脂との事であった。この樹脂を加工すると、人体に有害な物質が発生する様なことがあるのではないかと心配している。化学製品PL相談センターは経済産業省から紹介された。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、当該製品のメーカーに安全性や取り扱い方法に関する情報の提供をご依頼下さい。なお、PBT樹脂はPET樹脂と同類のポリエステル樹脂です。切削加工に当たっては通常の作業と同様に、防塵マスクやゴーグル、皮手袋等の使用が推奨されています。

◆〈磁性流体の安全性〉 「△△社が販売している子供用の“化学実験キット”を2年程前に購入した。その内の磁性流体を、8歳の子供が学校に持って行って遊んでいて、誤って内容物を飛散させてしまい、一部が他の子供の目に入った。すぐに眼科の診療を受けたが、内容物の有害性等がわからないため心配している。△△社に問合せても、購入後2年を経ていることを理由に、対応してもらえない」との相談を、母親から受けている。この製品の安全性について、教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒お話いただいた内容では、当該製品の成分すらわからないため、安全性についてもお答え致しかねます。製品の安全性については、メーカーが責任もってお答えするべきと思われますので、再度 消費生活センターから当該製品に関する安全性情報の提供を求められてはいかがでしょうか。

◆〈酸化エチレンの胎児への影響〉 1ヵ月程前、職場で異臭を感じ、同僚に確認したところ、滅菌処理に使う酸化エチレンの漏洩があったと聞いた。自分は今妊娠5週間のため、酸化エチレンが胎児に影響しているのではないかと心配している。かかりつけの産婦人科でも、「酸化エチレンの影響はわからない」と言われた。このことについて、知見があれば教えていただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒酸化エチレンは、労働安全衛生法の特定化学物質に指定され、日本産業衛生学会はその許容濃度を1ppmとしています。一方で、「妊婦が初期妊娠中に酸化エチレンに暴露し、流産が増加した」との報告もあります。

([http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-36\\_1.1.pdf](http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-36_1.1.pdf))。仮に、異臭の原因が酸化エチレンとしても、影響の度合いは暴露量とご本人の体質によっても異なりますので、産婦人科医とよく相談しながら経過観察するよう、お願いします。

- ◆<食用油から検出のカドミウムと鉛の値の安全性> ある食用油を分析したところ、カドミウム0.1ppm、鉛0.8ppmが検出された。ネット情報では、大丈夫のような値であるが、国内の規制に関連する文章に、カドミウム0.003ppmという値が掲載されているものがあつたので、気になって確認をしているが、どうか。(中年の男性) <その他>

⇒カドミウムについて、国内では、食品、添加物等の規格基準において米とミネラルウォーター類に基準値が設定されています。米は0.4ppm以下、ミネラルウォーター類では、0.003ppm以下となっています。鉛については、食品衛生法で食品中の基準値が決められており、農産物では農薬の残留基準値として設定されていて、農産物の種類により1~5ppmとされています。また、ミネラルウォーター類については、0.05ppm以下、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水では検出されてはならない、となっています。

- ◆<乾燥剤を肥料として使う事の可否> お菓子の缶等に入っている乾燥剤がたまってきた。これは主成分が石灰と聞いたので、園芸の肥料として廃物利用できるのではないかと考えているが、どうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒お菓子等に同梱されている乾燥剤のうち、包装に『石灰乾燥剤』と書かれたものは、強いアルカリ性を示す化合物で、土壌酸度調整の能力がありますが、直接肌に触れたり、目に入ると危険です。その為、包装を開ける等の取扱いには、ゴーグルやゴム手袋の着用等、細心の注意を払う必要があります。また、石灰以外の含有成分がわからないこと、石灰分濃度が不明のため適切な混合量がわからないこと等、乾燥剤を土壌改良に利用することは『目的外使用』にあり、お勧めできません。

- ◆<ラドンの安全性> 最近、自宅の近くの建設現場で生コンクリートを使用している。この材料には放射性元素であるラドンが含まれていると聞き、放射能の影響が心配になった。ラドンから放射される放射線は、どの程度の危険性があるかわかるか。化学製品PL相談センターは以前にも、相談したことがある。(高齢の男性) <消費者>

⇒当センターでは、放射線の人体に対する影響に関して、充分の知識を持ち合わせておりません。本件は、関係する行政や業界団体にお問い合わせください。

- ◆<ホットサンドメーカーに使われている内面コーティング剤の安全性> 友人から、フッ素樹脂を使わないホットサンドメーカー(メーカー名は不明)を勧められている。この製品は内面のコーティングに、漆系の『カシュー塗料』が使われているとのことである。このコーティング剤の安全性は

どうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒カシュー塗料は漆に似た分子構造を持つ塗料で、比較的取り扱いが容易であり、また耐熱性に優れた製品も開発されています。しかし、お問合せの製品では塗料の種類や使用方法が不明ですので、その安全性について当センターでは判りかねます。製品の安全性については、メーカーに確認されてはいかがでしょうか。

◆〈空気触媒の有効性〉 最近、『空気触媒』に関する紹介記事を読んで、関心を持っている。酸化チタンを主成分とした『光触媒』に、殺菌作用があるといった報告は見知っているが、『空気触媒』は効果を信じてよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒酸化チタンを用いた『光触媒』と対比して紹介される『空気触媒』として、酸化チタンに他の金属化合物を添加した製品がいくつか商品化されているようです。しかし、当センターは、本件に関して、インターネット等に掲載された一般的な情報以上のものは持ち合わせておりません。そのため、『空気触媒』の有効性等についてもわかりかねます。

◆〈自家用車のエンジンオイルの安全性〉 「新車を一ヶ月点検に出したところ、ディーラーのミスでエンジンルーム内にエンジンオイルが飛散し付着した。このオイルが気化して車内に流れ込んだ場合、人体に有害ではないか」との相談を、中年の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒エンジンオイルには鉱物油や化学合成油等、種類の異なる製品があります。使用しているエンジンオイルのメーカーに、安全データシート（SDS）の提出を依頼し、安全性についての説明を求められてはいかがでしょうか。

◆〈乾電池から漏れた液の処置〉 随分前に、使用済みの単三型アルカリ乾電池を、電気製品から取り出し、紙袋に入れて放置していた。しかし、最近になってこの乾電池から液漏れし、紙袋が濡れていることに気が付いた。紙袋は文鎮やラジカセなどと一緒に置いていたので、この液がこれらのものに付着している可能性がある。付着物を除去するには、どうすればよいか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒使用中、或いは使用済のアルカリ乾電池を長時間放置すると、放置環境によっては、液漏れが発生する場合があります。漏れた液は強アルカリ性で、水に溶けます。文鎮やラジカセなどは、液が中まで染み込んでいないようでしたら、表面を充分水拭きすることで、液は除去できます。なお、この液は皮膚に付くと、化学やけどを起こす可能性がありますので、漏れた乾電池等を取り扱う際は、炊事用の手袋等を着用してください。もし、皮膚にこの液が付着した際は、直ちに大量の水で洗い流してください。使用済みの乾電池は、地域のごみ処理方法に従って、早めに廃棄するよう、お願いします。



- ◆<ペット樹脂が使用されている製品> 製品への異物混入で、異物であるペット樹脂の破片の由来を調べているが、ペットの樹脂が使用されている製品にはどのようなものがあるか分かるか。化学製品PL相談センターは他の業界団体から紹介された。(若い女性) <事業者>

⇒ペット樹脂のほとんどは、ペットボトルや繊維として使用されています。それ以外には、特殊ではありますが、広範囲なところに使用されているので、ペット樹脂というだけでは由来を特定するのはむずかしいと思われます。ペット樹脂の用途については、ペット樹脂を製造している大手化学メーカー等に問い合わせさせてはいかがでしょうか。

- ◆<食品に同梱された乾燥剤の安全性> 「先日、“乾燥ひじき”を水で戻す際に、あやまって同梱された乾燥剤も一緒に、水に入れて一晩おいた。乾燥剤を取り除き、ひじきは充分水で洗ったが、食しても大丈夫だろうか」との相談を、高齢の女性から受けているが、どうか。なお、乾燥剤は廃棄したため、品名等はわからないが、3cm角程度の袋に透明の粒が入っていたとの事である。<消費生活C>

⇒乾燥剤の種類がわからないため、断定的なことは申せません。食品メーカーにお問い合わせいただいてはいかがでしょうか。なお、食品用の乾燥剤には一般的に、シリカゲルや生石灰、塩化カルシウム、シリカアルミナゲル等が用いられます。乾燥剤が透明な粒ですと、シリカゲルである可能性が高く、この場合、公益財団法人日本中毒情報センターによれば、『化学的には不活性であり吸収されないため、全身毒性はほとんどみられず、無毒物質としてリストされている』との事です。(http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70133.pdf)

- ◆<石灰によるアレルギー発症の可能性> 弊社は、食品用の乾燥剤を製造販売している。今般、食品メーカー(弊社乾燥剤の納入先)から、「自社の食品を食した消費者が、気分が悪くなったとの苦情が入った。食したのは乾燥剤に隣接した部分であったため、乾燥剤によるアレルギーではないかとの申し出である。この様な事が起こり得るか」との問い合わせを受けた。弊社の乾燥剤は、生石灰(酸化カルシウム)を主成分としている。石灰によるアレルギーの事例はあるか。化学製品PL相談センターは関連する団体から紹介された。(中高年の男性) <事業者>

⇒当センターで受け付けた2001年以降の問合せ内容を検索しましたが、生石灰や消石灰(水酸化カルシウム)によるアレルギーの問合せは見当たりません。なお、生石灰も消石灰も、水に溶けると強アルカリの水溶液となり、皮膚に触れると化学やけどを起こす可能性はあります。

- ◆<職場で使用している薬品の体外排出方法> 職場で試薬として〇〇(粉体、毒物及び劇物取締法の毒物に指定)を計量して使用している。しかし、職場では白衣を着用せず、またドラフトといった設備もない等、作業環境が悪い。このため、〇〇が舞い上がり、この仕事に従事して以来9ヵ月にわたって、〇〇を吸い込んでいる。〇〇を迅速に体外に排出する方法はないだろうか。総合病院に問合せたが、



「わからない」との事だった。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、医学的に専門的な知識は、持ち合わせておりません。〇〇の体内での代謝を促進する方法については、専門的知見を持つ医院、或いは〇〇の製造元にお問合せ下さるよう、お願いいたします。

◆〈抗菌剤の安全性〉「紙や衣料に使用されている抗菌剤の安全性について教えてほしい」との相談を、高齢の男性から受けている。抗菌剤成分の安全性等、専門的な話となると思われるので、化学製品PL相談センターで受けてもらえないか。〈消費生活C〉

⇒わかる範囲でお答えしますので、相談者に当センターをご紹介ください。

◆〈蛍光剤入り障子紙の安全性〉自宅の障子紙の張替を思い立ち、スーパーで△△社の障子紙を購入した。しかし、張り替える前に商品を確認したところ、「材質」に「蛍光剤配合」と書かれてあることに気が付いた。自分は目が悪くなってきているのだが、蛍光剤は身体や目に安全なものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介を受けた。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、その製造・販売元が責任もってお答えします。本製品の安全性は、△△社にお問い合わせください。ご参考までに、蛍光剤の安全性については、国内では日本石鹼洗剤工業会がその安全性を評価し、「ヒトの健康と環境へのリスクは低い」としています(例えば [http://jsda.org/w/02\\_anzen/3kankyo\\_12.html](http://jsda.org/w/02_anzen/3kankyo_12.html))。また化成品工業協会でも、蛍光増白剤の安全性に関連した質問に対する回答が用意されています。

◆〈トイレットペーパーのニオイ〉昨日△△社のトイレットペーパー〇〇を購入して、部屋に置いておいた。本日室内が排気ガス臭いように感じたので、外からの臭いと思い、給排気口を閉めたが、臭いは消えず、原因は昨日購入したトイレットペーパーからということがわかった。これには“◇◇の香り”と書かれていたが、自分にはとても嫌な臭いとしか感じられない。このような場合どうしたらよいか。メーカーに連絡しても聞いてもらえるとは思えない。化学製品PL相談センターは、以前連絡したことがあった。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒製品についてのご意見は、消費者の意見としてメーカーに申し出るのが良いでしょう。

◆〈化学物質のニオイでアレルギー〉3年ほど前から、線香、蚊取り線香、柔軟剤、洗剤、芳香剤、香料などのニオイに、アレルギーを発症するようになった。地球規模で環境が汚染されていると感じている。メーカーは、国の規制を待たずに、化学物質の安全性を確認し、自主的に使用を見直すなどの対応をとるべきである。たくさんの方が、化学製品によって被害を受けている事実を、広く世間に知

らしめたい。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

## 6) 化学製品等の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「医薬品医療機器等法(旧薬事法)(医薬品等)」、「消防法(危険物)」、「高圧ガス保安法(エアゾール製品)」、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律(容器包装)など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗浄剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

PL対策を目的とする警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、使用者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

- ◆〈入れ歯洗浄剤の表示〉「△△社の入れ歯洗浄剤〇〇を使用している。先日〇〇の包装を見て、注意書きがないことに気が付いた。これは、商品として欠陥ではないのか。なお、他社の入れ歯洗浄剤を確認したところ、きちんと注意書きが書かれている。」との相談を、60歳代の男性から受けている。入れ歯洗浄剤の表示に関する法的規制はあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒入れ歯洗浄剤は、雑貨扱いの製品です。家庭用品品質表示法の対象ともなっていないため、表示に関する細かな規定はありません。製造物責任(PL)法では、表示が不適切であった場合には、事故が起きた際に商品の欠陥とみなされる可能性があります。〇〇をインターネットで確認したところ、外箱にそれなりの注意書きがされています。表示が不十分とのご指摘には、当たらないものと考えられます。

- ◆<製造設備の警告ラベル表示> △△社で設備設計を担当している。ある種の化学品を噴霧する装置について、噴霧器と原料タンクに表示すべきGHSラベルについて、ご教示願いたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈事業者〉  
⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任もってお答えする立場にありません。本件は、労働安全衛生法に関する専門部署にお問合せください。
  
- ◆<PLラベルとGHSラベルの表示方法> 化学品メーカーに勤務している。国内では、原料製品にGHSラベルとPLラベルを貼付することが、異なる法律で規定されている。表示スペースの関係もあって、両ラベルを纏めたかたちで表示したいと考えているが、可能だろうか。(中年の男性)〈事業者〉  
⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任もってお答えする立場にありません。本件は、関係する機関等にご確認ください。
  
- ◆<危険物を含んだ医薬品のGHS表示> 自分は商社の営業に勤務している。今般、ある医薬品〇〇を、△△に輸出することになった。〇〇は危険物第2類に該当する可燃性固体を含有している。国内では、これは医薬品扱いであるため、GHS表示は不要と認識している。これを輸出するに当たっては、GHS表示はどのようにすればよいか。(中年の男性)〈事業者〉  
⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任もってお答えする立場にありません。海運や空輸に当たっての表示については、関連する団体等にお問い合わせくださるようお願いいたします。
  
- ◆<受注生産品におけるGHS対応の必要性> 自社で、親会社から液状の化学品の生産を受注した。この受託品を親会社に納品するに当たって、GHSに対応したラベルやSDSが必要なのだろうか。なお、当該製品はGHSの対象化学物質に指定されている。(中高年の男性)〈事業者〉  
⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任もってお答えする立場にありません。本件はGHSの普及を推進する団体等、しかるべき部署にお問い合わせください。

## 7) 製造物責任(PL)法等

- ◆<原料供給メーカーとしてのPL法上の責任範囲> 化成品の原料を供給しているが、供給先の製造販売会社の製品でかぶれを起こした消費者があるという情報を得た。万が一、事が大きくなった場合に、当社に責任が及ぶことが有るか。製品には、かぶれを起こす可能性があるとは表記してある。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、コンサルティング業務は行っていません。PL法上の責任範囲は、事故発生率や表示内容にもよりますので、PL保険を取り扱っている保険会社又は弁護士にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<会社間の契約書内の製造物責任(PL)法について> 自分は化学品を扱う商社に勤めている。今般、国内メーカーから国内の会社に原料を納品する取引を仲介することになった。納品先との取引基本契約書に、PLに関する項目があるのだが、仲介の場合でもPLは関係してくるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性) <事業者>

⇒当センターは、コンサルティング業務は行っていません。PL法上の責任範囲は、事故発生率や表示内容にもよりますので、PL保険を取り扱っている保険会社または弁護士にご相談されてはいかがでしょうかですか。

- ◆<小分け作業における製造物責任> 自分が属する事業所で、ある化学製品を別容器に小分けする業務の開始を検討している。この場合、小分けが製造物責任(PL)法上の製造行為に該当するだろうか。(若い男性) <事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っていません。本件は、法律の専門家等にご相談ください。なお、PL法上は、製品に記載された製造元が製造物責任を負うこととなります。

## 8) 照会

- ◆<塩素ガスに関する分析依頼> 仕事上で、ある製品の塩素ガス発生量を検査する必要性が生じた。分析機関を紹介してほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っていません。たて独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」

(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト

([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。

- ◆<毒性物質の空輸に関する相談> 勤務先の業務で、毒性の化学物質(粉体)を海外へ空輸する必要性が生じた。この粉体は、プラスチックの袋に封入されているが、この形態は輸送の規則に適合しているだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <事業者>

⇒当センターは、海外への空輸に関する知識は、持ち合わせていません。本件は、輸送に関する

専門的な部署にご相談ください。

- ◆<洗剤の小分け販売時に必要な事> 卸売業をしている。洗剤を小分けして販売したいと思っているが、どのようなことに気を付けたらよいか。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は洗剤の購入元にお尋ね下さい。

## 9) その他

- ◆<みかんの皮でタオルが溶解> 自分は、△△協会で相談窓口業務に従事している。今般、子どもからの電話相談で、「みかんを手ふきの上に置いていたら、手ふきが溶けた。」との相談があった。柑橘類に含まれるリモネンが、ポリスチレンを溶かすことは知っているが、手ふきを溶かすようなことがあるだろうか。化学製品PL相談センターは他の協会から紹介された。(中年の男性)〈その他〉

⇒日本プラスチック工業連盟に問合せましたところ、柑橘類に含まれるリモネンは、ポリスチレンのほか、天然ゴムやスチレンを含むAS樹脂、ABS樹脂も溶解し、また、ポリエチレンを膨潤することもあるとの事です。ポリスチレン系の繊維も開発されていますが、手ふきに使われた例は見当たりません。しかし、不織布で作られた業務用のおしぼりで、これらの樹脂が用いられたものがあれば、みかん皮に含まれるリモネンで、部分的に強度が落ちる可能性もあるでしょう。タオルの材質を確認されてはいかがでしょうか。

- ◆<ビニールに付いた花粉の色の落とし方> ビニールコーティングしたテーブルクロスの上に花粉が落ちて、色が染み付いてしまった。これを落とす方法は無いか。化学製品PL相談センターは、消費生活用品PLセンターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、花粉についての知見が有りませんので、はっきりとしたことは申せません。ビニールに花粉の色が染みこんでしまっているのであれば、落とすのはむずかしいと思われませんが、表面に付着しているだけであれば、台所用洗剤等で落とすことができると思われます。

- ◆<高温多湿の定義> 様々な日用雑貨品を自宅の倉庫やロフトに保管する際に、『高温多湿を避けて保管してください』と言う表示を目にすることがある。ここで使われている「高温多湿」という表現は、どの程度の温度湿度のことをさすのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒「高温多湿」とは一般的な表現で、定量的な基準は定められていないものと思われます。個々の製品保管環境については、製造元にご確認ください。



### 3. 2 相談受付件数の推移等

#### (1) 相談者別受付件数の推移

|                    | 消費者・<br>消費者団体 | 消費生活C・<br>行政 | 事業者・<br>事業者団体 | メディア・<br>その他 | 合 計          |
|--------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 平成7年度<br>(実働205日)  | 50            | 121          | 681           | 66           | 918          |
| 平成8年度<br>(実働244日)  | 116           | 160          | 748           | 56           | 1080         |
| 平成9年度<br>(実働239日)  | 307           | 222          | 504           | 47           | 1080         |
| 平成10年度<br>(実働245日) | 270           | 211          | 476           | 45           | 1002         |
| 平成11年度<br>(実働242日) | 276           | 204          | 332           | 45           | 857          |
| 平成12年度<br>(実働249日) | 350           | 190          | 274           | 50           | 864          |
| 平成13年度<br>(実働243日) | 333           | 110          | 210           | 41           | 694          |
| 平成14年度<br>(実働245日) | 242           | 89           | 126           | 28           | 485          |
| 平成15年度<br>(実働246日) | 275           | 69           | 132           | 32           | 508          |
| 平成16年度<br>(実働243日) | 219           | 81           | 101           | 25           | 426          |
| 平成17年度<br>(実働243日) | 224           | 94           | 113           | 20           | 451          |
| 平成18年度<br>(実働245日) | 178           | 85           | 97            | 19           | 379          |
| 平成19年度<br>(実働244日) | 164           | 114          | 79            | 9            | 366          |
| 平成20年度<br>(実働244日) | 134           | 139          | 55            | 11           | 339          |
| 平成21年度<br>(実働243日) | 108           | 95           | 67            | 14           | 284          |
| 平成22年度<br>(実働243日) | 69            | 94           | 42            | 17           | 222          |
| 平成23年度<br>(実働240日) | 85            | 68           | 26            | 6            | 185          |
| 平成24年度<br>(実働243日) | 86            | 80           | 27            | 4            | 197          |
| 平成25年度<br>(実働241日) | 119           | 77           | 22            | 3            | 221          |
| 平成26年度<br>(実働244日) | 89            | 70           | 22            | 0            | 181          |
| 平成27年度<br>(実働244日) | 103           | 69           | 23            | 2            | 197          |
| <b>合 計</b>         | <b>3797</b>   | <b>2442</b>  | <b>4157</b>   | <b>540</b>   | <b>10936</b> |

(2) 相談内容別受付件数の推移

|                        | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談等       | 意見・報告等     | 合計           |
|------------------------|----------------|----------------|------------------|-------------|------------|--------------|
| 平成 7 年度<br>(実働205日)    | 71             | 13             | 0                | 826         | 8          | 918          |
| 平成 8 年度<br>(実働244日)    | 98             | 8              | 1                | 938         | 35         | 1080         |
| 平成 9 年度<br>(実働239日)    | 98             | 21             | 1                | 920         | 40         | 1080         |
| 平成 10 年度<br>(実働245日)   | 135            | 13             | 4                | 819         | 31         | 1002         |
| 平成 11 年度<br>(実働242日)   | 156            | 23             | 9                | 654         | 15         | 857          |
| 平成 12 年度<br>(実働249日)   | 194            | 23             | 9                | 628         | 10         | 864          |
| 平成 13 年度<br>(実働243日)   | 142            | 13             | 10               | 523         | 6          | 694          |
| 平成 14 年度<br>(実働245日)   | 116            | 6              | 8                | 349         | 6          | 485          |
| 平成 15 年度<br>(実働246日)   | 149            | 11             | 5                | 339         | 4          | 508          |
| 平成 16 年度<br>(実働243日)   | 122            | 24             | 5                | 273         | 2          | 426          |
| 平成 17 年度<br>(実働243日)   | 101            | 35             | 0                | 311         | 4          | 451          |
| 平成 18 年度<br>(実働245日)   | 99             | 35             | 0                | 244         | 1          | 379          |
| 平成 19 年度<br>(実働244日)   | 125            | 46             | 0                | 193         | 2          | 366          |
| 平成 20 年度<br>(実働244日)   | 118            | 50             | 0                | 169         | 2          | 339          |
| 平成 21 年度<br>(実働243日)   | 90             | 31             | 3                | 160         | 0          | 284          |
| 平成 22 年度<br>(実働243日)   | 70             | 25             | 1                | 125         | 1          | 222          |
| 平成 23 年度<br>(実働240日)   | 71             | 22             | 0                | 92          | 0          | 185          |
| 平成 24 年度<br>(実働243日)   | 90             | 26             | 0                | 81          | 0          | 197          |
| 平成 25 年度<br>(実働241日)   | 96             | 16             | 0                | 109         | 0          | 221          |
| 平成 26 年度<br>(実働 244 日) | 57             | 16             | 8                | 99          | 1          | 181          |
| 平成 27 年度<br>(実働 244 日) | 91             | 7              | 8                | 89          | 2          | 197          |
| <b>合計</b>              | <b>2289</b>    | <b>464</b>     | <b>72</b>        | <b>7941</b> | <b>170</b> | <b>10936</b> |

(3) 平成27年度 月別相談受付件数 (相談者別)

|                  | 消費者・<br>消費者団体 | 消費生活C・<br>行政 | 事業者・<br>事業者団体 | メディア・<br>その他 | 合計  |
|------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|-----|
| 4 月度<br>(実働20日)  | 9             | 3            | 3             | 0            | 15  |
| 5 月度<br>(実働20日)  | 5             | 7            | 1             | 1            | 14  |
| 6 月度<br>(実働20日)  | 7             | 5            | 4             | 1            | 17  |
| 7 月度<br>(実働20日)  | 6             | 7            | 2             | 0            | 15  |
| 8 月度<br>(実働22日)  | 9             | 9            | 1             | 0            | 19  |
| 9 月度<br>(実働20日)  | 8             | 6            | 0             | 0            | 14  |
| 10 月度<br>(実働20日) | 10            | 5            | 3             | 0            | 18  |
| 11 月度<br>(実働20日) | 15            | 8            | 2             | 0            | 25  |
| 12 月度<br>(実働20日) | 8             | 5            | 1             | 0            | 14  |
| 1 月度<br>(実働21日)  | 6             | 4            | 1             | 0            | 11  |
| 2 月度<br>(実働20日)  | 10            | 5            | 3             | 0            | 18  |
| 3 月度<br>(実働20日)  | 10            | 5            | 2             | 0            | 17  |
| 合計               | 103           | 69           | 23            | 2            | 197 |

(4) 平成27年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

|                  | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談等 | 意見・報告等 | 合計  |
|------------------|----------------|----------------|------------------|-------|--------|-----|
| 4 月度<br>(実働20日)  | 5              | 0              | 0                | 9     | 0      | 15  |
| 5 月度<br>(実働20日)  | 6              | 2              | 1                | 5     | 0      | 14  |
| 6 月度<br>(実働20日)  | 6              | 0              | 0                | 11    | 0      | 17  |
| 7 月度<br>(実働20日)  | 10             | 0              | 1                | 4     | 0      | 15  |
| 8 月度<br>(実働22日)  | 12             | 1              | 0                | 6     | 0      | 19  |
| 9 月度<br>(実働20日)  | 8              | 0              | 2                | 4     | 0      | 14  |
| 10 月度<br>(実働20日) | 9              | 0              | 0                | 9     | 0      | 18  |
| 11 月度<br>(実働20日) | 7              | 3              | 3                | 12    | 0      | 25  |
| 12 月度<br>(実働20日) | 4              | 1              | 0                | 9     | 0      | 14  |
| 1 月度<br>(実働21日)  | 7              | 0              | 0                | 4     | 0      | 11  |
| 2 月度<br>(実働20日)  | 9              | 0              | 0                | 8     | 1      | 18  |
| 3 月度<br>(実働20日)  | 7              | 0              | 0                | 9     | 1      | 17  |
| 合計               | 91             | 7              | 8                | 89    | 2      | 197 |

### 3.3 平成27年度の主な対外活動

#### (1) 活動報告会

- 7月 1日 日化協「PLネットワーク」対象（約50名参加）
- 3日 関西化学工業協会 会員対象（約30名参加）

#### (2) 関連機関との交流

- 5月 21日 オートケミカル工業会総会参加
- 6月 19日 PLセンター交流会参加
- 11月 13日 PLセンター交流会参加
- 1月 5日 化学業界合同賀詞交歓会

#### (3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 7月 2日 大阪府、大阪市両消費生活センター訪問
- 2日 独立行政法人 製品安全技術基盤機構(NITE) 訪問
- 14日 消費者庁(消費者安全課) 訪問
- 23日 厚労省(医薬品食品局審査管理課) 訪問
- 29日 東京都消費生活総合センター訪問
- 29日 独立行政法人国民生活センター(テスト部) 訪問
- 31日 経済産業省(商務情報政策局製品安全課) 訪問

#### (4) 講師として参加した講演会等

平成27年度は講演会の実施なし

#### (5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 9月 11日 自動車製造物責任相談センター「設立20周年記念シンポジウム」
- 11月 12日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構「平成27年度 製品安全業務報告会」
- 12月 11日 エコプロダクツ2015
- 2月 23日 独立行政法人 国民生活センター「平成27年度 全国消費者フォーラム」

### 3. 4 名簿

#### (1) 運営協議会 (平成27年5月26日、10月20日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成28年3月末現在)

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 中村 昌允 | 東京工業大学大学院 特任教授              |
| 有田 芳子 | 主婦連合会 会長 環境部 部長             |
| 山本 唯子 | 一般財団法人 消費科学センター 理事          |
| 鈴木 春代 | 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長 |
| 水野 靖彦 | 日本プラスチック工業連盟 専務理事           |
| 西出 徹雄 | 一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事        |

以上 6名

#### (2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる15名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成27年3月末現在)

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 木村 智   | 塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長      |
| 上村 達也  | 化成品工業協会 技術部 部長           |
| 滝澤 政明  | 一般社団法人 日本オートケミカル工業会 専務理事 |
| 堀川 裕司  | 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事    |
| 繁田 明   | 日本石鹼洗剤工業会 総務部長           |
| 三重野 謙三 | 日本接着剤工業会 専務理事            |
| 渡辺 健児  | 一般社団法人 日本塗料工業会 製品安全部 部長  |
| 服部 薫   | 日本ビニル工業会 専務理事            |
| 横山 利男  | 日本プラスチック工業連盟 総務・環境部主査    |
| 加藤 純   | 農薬工業会 安全広報部長             |
| 井上 哲男  | 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事     |
| 鎌田 裕司  | 同 広報 部長                  |
| 植垣 隆浩  | 同 化学品管理部 部長              |
| 松本 宗之  | 同 広報部 部長                 |
| 大西 康二  | 同 広報部 部長                 |

以上 15名

#### (3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

#### (4) 事務局

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 登坂 正樹 | 化学製品PL相談センター 部長 |
| 藍原 和夫 | 同 相談員(非常勤)      |



### 3.5 「暮らしに役立つマークの話」

◇ 『アクティビティノート』第219号（平成27年5月発行）掲載

## 繊維製品に付けられている表示(2)

前回では、衣類等の繊維製品につけられている表示のうち、家庭用品品質表示法（家表法）による規定を取り上げました。今回はほかの表示を見てみましょう。

### 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に従う原産国の表示

景品表示法では、商品又は役務を供給する際に、「商品の原産国に関する不当な表示」をしてはならない事が定められています。これは、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあるとして、公正取引委員会が指定したもののひとつです。ただし、景品表示法は原産国に関する表示を義務付けてはいませんので、必ずしも原産国を表示する必要はありません。

アパレル製品は海外からの製品輸入も多く、また生産体制が多国間にまたがることも多いため、アパレル業界では消費者保護の観点から、自主的に原産国表示を行っています。同業界では、原産国表示の考え方について「原産国表示マニュアル」を取りまとめ、表現の統一を図りました。なお、「原産国」の定義については、昭和48年公正取引委員会告示第34号にて「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう」と規定されており、衣料品に関しては主に編立縫製を行った国とされています。

また、消費者庁が発行している“不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック”<sup>1)</sup>では、「まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示」として、原産国に関しては以下の例をあげて禁止しています。

#### 商品の原産国に関する不当な表示

商品に原産国が明示されていないなど、原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- ◇ 原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ◇ 原産国以外の国の事業者、デザイナー名、商標などの表示
- ◇ 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- ◇ 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

### JISによるサイズ表示の標準

背広やドレス、セーター等の既製服を購入する時、商品に記載されたサイズ表示を参考にします。このサイズ表示方法は、日本では以下のように着用者等に分けて、JISで定められています。

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| JIS L 4001 乳幼児用、  | JIS L 4002 少年用                 |
| JIS L 4003 少女用、   | JIS L 4004 成人男子用               |
| JIS L 4005 成人女子用、 | JIS L 4006 ファンデーション（少女及び成人女性用） |
| JIS L 4007 靴下、    | JIS L 4107 ワイシャツ               |

既製服でよく見かける『A6』等の体型区分表示や『M』等範囲表示、その他の表示はこの規定に準じてつけられているわけです。このサイズ表示についても日本国内にあっては、何らかの法律でその表示を義務付けられたものではありません。業界の自主的な取り組みとして、JISにそって表示するといった意味合いのものです。

なお、JISによるサイズ表示の規定として、上記の他に靴のサイズ表示を定めたJIS S5037等があります。

### 繊維の品質を表すマーク（自主基準）

これまでに説明した表示以外に、材質を示す表示もあります。主なものとして、以下のような

マークをよく見かけます。

◆ウールマーク (<http://www.woolmark.jp/index.html>)

ザ・ウールマーク・カンパニーが定める「品質を証明するシンボルマーク」。  
1964年から世界的に使われはじめ、現在世界140カ国で登録されています。  
このマークは、世界的な厳しい品質基準に合格した製品だけが表示できるとのことです。

ウールマークは、ひつじから新しく刈り取った羊毛(新毛)100%の純毛製品であることを示します。このほか、新毛の混率が50%以上のウールマークブレンド、新毛30~50%混率のウールブレンドといったマークが定められています。



◆ジャパン・コットン・マーク (<http://www.jsa-jp.org/>)

日本国内で製造した素材(原糸・生地)を使用した二次製品、手芸用加工糸ならびに家庭縫製用生地で、国内で製造する原糸を使用したものに添付するマーク。日本紡績協会が、同协会会员の申請を受け、これを評価して表示を許可するもので、綿100%用の「ピュア・コットン・マーク」と、綿50%以上用の「コットン・ブレンド・マーク」の2種類があります。



以上の他にも、大日本蚕糸会が使用を許諾する『純国産絹マーク』や日本麻紡績協会が制定する『麻マーク』等、業界ごとの自主基準で製品の生産地や品質を表すマークが定められています。

出典)

1) 不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック

([http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110914premiums\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110914premiums_1.pdf))

◇ 『アクティビティノート』第220号（平成27年6月発行）掲載



## 製品の安全にかかわる表示

今回は、製品の安全にかかわる表示を紹介します。

### 消費生活用製品安全法（消安法）の特定製品とマーク

私たちの身近な製品に関する安全表示マークとして、“消費生活用品安全法”（“消安法”）に指定された製品に関連するものがあります。この法律は、すべての消費生活用品を対象としていますが、その中でもその構造、材質などからみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものを、『特定製品』として指定しています。現在、以下の表に上げる10品目が『特定製品』に指定されています。

更に、特定製品の中で、その製造または輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品は、『特別特定製品』に指定しています。現在、以下の表のとおり10品目中4品目が『特別特定製品』に指定されています。

|        |   |                |   |
|--------|---|----------------|---|
| 特定製品   |  | 家庭用の圧力なべ及び圧力がま | 内容積が10L以下のものであって、9.8kPa以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限り。   |
|        |   | 乗車用ヘルメット       | 自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限り。  |
|        |   | 登山用ロープ         | 身体確保用のものに限り。  |
|        |   | 石油給湯機          | 灯油の消費量が70kw以下のものであって、熱交換器容量が50L以下のものに限り。  |
|        |   | 石油ふろがま         | 灯油の消費量が39kw以下のものに限り。  |
|        |   | 石油ストーブ         | 灯油の消費量が12kw（開放燃焼式のものであって、自然通気形のものにあっては、7kw）以下のものに限り。  |
| 特別特定製品 |  | 乳幼児用ベッド        | 主として家庭用において出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型ものを除く。   |
|        |   | 携帯用レーザー応用装置    | レーザー光（可視光線に限り。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限り。  |
|        |   | 浴槽用温水循環器       | 主として家庭において使用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が10L/分未満のものを除く。 |
|        |   | ライター           | たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって、当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限り。                                       |

（出典：経済産業省 ウェブページ


[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan\\_gaiyo.htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_gaiyo.htm)


特定製品については、国が定める技術基準に適合したものであることを、事業者が自社で検査して、国に届け出る必要があります。国はその届け出を受けて、表にあるような『PSCマーク』（Product Safety Consumerマーク）の表示を許可します。一方、特別特定製品の場合には、事業者自身の検査に加え、第三者検査機関による適合性検査を義務付けており、PSCマークの形も変えています。

安全基準に適合しない特定製品が市中に出回ることを防止するために、『PSCマーク』を付したものでなければ、販売することができないことが法で定められています。国は、マークのない製品が市中に出回った場合、危害防止命令を発動して、事業者等に当該特定製品の回収等の措置を命ずることができます。上の表にある製品を購入する際は、まずPSCマークを確認することが大切です。

上記のPSCマーク   は、平成12年から使われています。

それ以前は、『乳幼児用ベッド』、『家庭用の圧力なべ及び圧力がま』、『乗車用ヘルメット』、『登山用ロープ』、『野球用ヘルメット』、『炭酸飲料びん詰』、『炭酸飲料を充てんするためのガラスびん』、『金属製バッ

ト』、『ローラースケート』に対して、右のマークが使われていました。 

また、これらのうち『家庭用の圧力なべ及び圧力がま』、『乗車用ヘルメット』、『野球用ヘルメット』、『ローラースケート』には、右のマークが使われたこともあります。 

しかし、現在では冒頭に紹介したマークに統一されています。また、『野球用ヘルメット』、『炭酸飲料びん詰』、『炭酸飲料を充てんするためのガラスびん』、『金属製バット』、『ローラースケート』については、現在消安法の対象から解除されています。

◇ 『アクティビティーノート』第221号（平成27年7月発行）掲載

## 消安法の長期使用製品安全点検・表示制度

瞬間湯沸器やFF式の石油暖房機等で、右のようなマークが表示された製品を見かけることがあります。これは、製品の安全にかかわる長期使用製品の安全点検・表示制度に係る表示です。今回はこの制度について紹介します。



『長期使用製品安全点検・表示制度』は“消費生活用品安全法”（消安法）で定められている制度で、『特定製品』だけでなく、長期間使用することで経年劣化するおそれの多い製品を対象として、その安全性を確保する事を目的に制定されました。

### 消安法の長期使用製品安全点検・表示制度

製品の中には、長期間使用すると部品などの劣化（経年劣化）により、火災や死亡事故など重大な危害を及ぼすおそれがあるものもあります。そこで消安法では平成21年4月から、以下の品目について、『長期使用製品安全点検制度』及び『長期使用製品安全表示制度』を設けました。

#### 『長期使用製品安全点検制度』対象品目

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）  
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）  
石油給湯機  
石油ふろがま  
密閉燃焼式石油温風暖房機  
ビルトイン式電気食器洗機  
浴室用電気乾燥機

#### 『長期使用製品安全表示制度』対象品目

扇風機  
エアコン  
換気扇  
洗濯機  
ブラウン管テレビ

### 長期使用製品安全点検制度

本制度は経年劣化による事故を防止することを目的として、対象9品目の製造又は輸入事業者、及び小売販売事業者、消費者等のそれぞれが適切に役割を果たすために、以下を定めています。

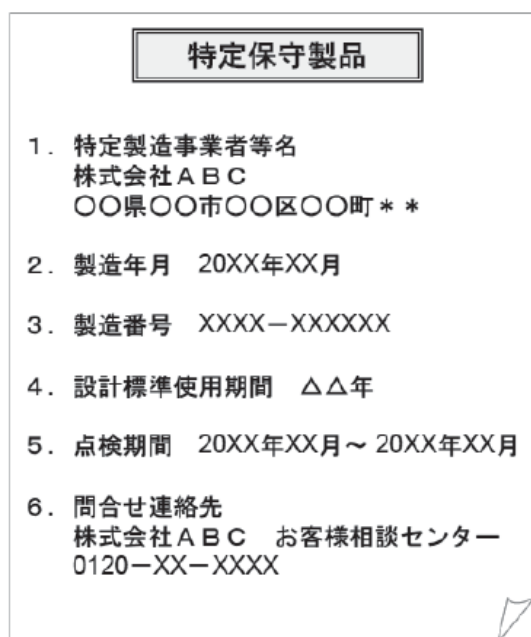
- ◇ 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（特定製造事業者等）は、特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等、及びその体制の整備を行う。
- ◇ 特定保守製品の販売事業者等（特定保守製品取引事業者）は、引渡時の説明、及び所有者情報提供への協力を行う。
- ◇ 関連事業者（特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者）は、特定保守製品の所有者に対して、法で定められた事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。
- ◇ 特定保守製品の所有者等（賃貸人を含む。）は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

この制度により、該当する製品の使用者は製造者等から『点検通知』が送付されたら、当該製品の点検を使用者の自己負担で行うことが求められています。

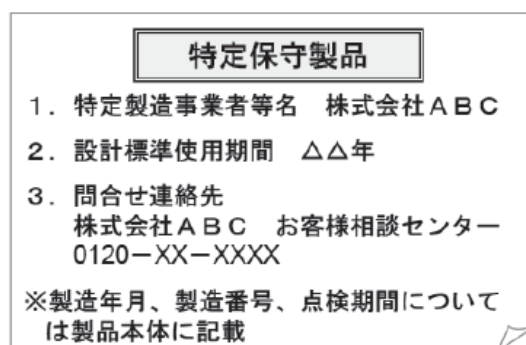
この制度の対象となる製品には、以下のような表示を行うことが義務付けられています<sup>1)</sup>。



### 製品本体の表示のイメージ



### 遠隔操作装置の表示のイメージ

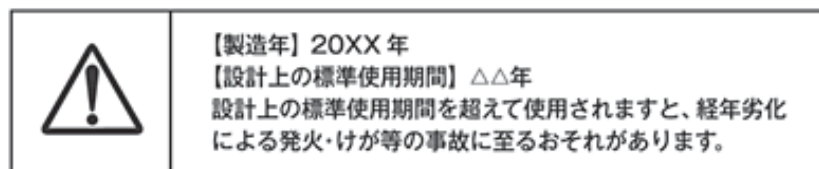


## 長期使用製品安全表示制度

一方、経年劣化による重大事故発生率は高くはないものの事故件数が多い製品として、前に挙げた以下の5品目を「長期使用製品安全表示制度」の対象としています。

扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

対象製品には右のような表示を付け、消費者等に長期使用時の注意喚起をおこなうこととされています<sup>2)</sup>。



出典)

- 1) 消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説 ～ガイドライン～ 平成24年6月経済産業省  
[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_shouan\\_guideline\\_4.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_4.pdf)
- 2) 「長期使用製品安全表示制度」 政府広報オンライン  
<http://www.gov-online.go.jp/featured/201101/contents/hyoji.html>

◇ 『アクティビティノート』第222号（平成27年8月発行）掲載



## 消費生活用製品以外の安全マーク

前々回のコラムで整理しましたように、“消費生活用製品安全法”では10品目の『特定製品』について安全基準の適合検査を義務付け、合格の証として表示が許可される『PSCマーク』がない製品は販売できないこととなっています。しかし、『PSCマーク』は、石油ストーブ等の石油を使用する製品は対象としているものの、ガスストーブ等は対象とされていません。これらの製品について、同様の安全性を求める必要はないのでしょうか。

実は、ガス製品や電気製品等についても、各々の法律で類似の表示義務が定められています。

### 『PSCマーク』に類似の表示義務

|            | 自己確認を義務付け   | 第三者機関の検査を義務付け  |
|------------|---|--|
| 消費生活用製品安全法 | <p>【特定製品】</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山用ロープ</li> <li>・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま</li> <li>・ 乗車用ヘルメット</li> <li>・ 石油給湯機</li> <li>・ 石油ふろがま</li> <li>・ 石油ストーブ</li> </ul> | <p>【特別特定製品】</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児用ベッド</li> <li>・ 携帯用レーザー応用装置</li> <li>・ 浴槽用温水循環器</li> <li>・ ライター</li> </ul>                         |
| 電気用品安全法    | <p>【特定電気用品以外の電気用品】</p>  <p>或いは (PS)E</p> <p>電気用品 338 品目<br/>(電気用品安全法施行令別表第二)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単相電動機</li> <li>・ 電気こたつ 等</li> </ul>              | <p>【特定電気用品】</p>  <p>或いは &lt;PS&gt;E</p> <p>電気用品 112 品目<br/>(電気用品安全法施行令別表第一)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴム絶縁電線</li> <li>・ 直流電源装置 等</li> </ul> |
| ガス事業法      | <p>【特定ガス用品以外のガス用品】</p>   | <p>【特定ガス用品】</p>   |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス瞬間湯沸器（開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式）</li> <li>・ ガスストーブ（同上）</li> <li>・ ガスバーナー付ふろがま（密閉燃焼式又は屋外式）</li> <li>・ ガスこんろ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス瞬間湯沸器（半密閉燃焼式）</li> <li>・ ガスストーブ（同上）</li> <li>・ 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま</li> <li>・ ガスふろバーナー</li> </ul>  |
| 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 【特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等】<br>  | 【特定液化石油ガス器具等】<br>  |
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整器</li> <li>・ 液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放式若しくは密閉式又は屋外式）</li> <li>・ 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース</li> <li>・ 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉式又は屋外式）</li> <li>・ 液化石油ガス用ストーブ（開放式若しくは密閉式又は屋外式）</li> <li>・ 液化石油ガス用ガス漏れ警報器</li> <li>・ 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース</li> <li>・ 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器</li> <li>・ 一般ガスこんろ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスこんろ</li> <li>・ 液化石油ガス用瞬間湯沸器（半密閉式）</li> <li>・ 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（半密閉式）</li> <li>・ ふろがま</li> <li>・ 液化石油ガス用ふろバーナー</li> <li>・ 液化石油ガス用ストーブ（半密閉式）</li> <li>・ 液化石油ガス用ガス栓</li> </ul> |

上表の通り、電気製品、ガス製品、液化石油ガス製品について、“消費生活用製品安全法”と同等の規制が設けられています。即ち、各政令で定められている製品について、国の定めた技術基準への適合について自己確認が義務づけられ、更にその中で特に危険又は障害の発生する恐れが多いものは、第三者機関の検査が義務づけられています。

これらの製品は、国の定めた技術上の基準に適合した旨の各マークの表示がないと販売できず、その表示のない危険な製品が市中に出回った時等は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる点も、“消費生活用製品安全法”の規制と同様です。

◇ 『アクティビティノート』第223号（平成27年9月発行）掲載

## 食品、生活雑貨に関する安全マーク

ここまでは、“消費生活用品安全法”等が義務付けた安全表示を整理してきました。今回は、これら以外でよく見かける安全表示を紹介します。

### 食品に関するJASマーク（概要）

農・林・水・畜産物およびその加工品等 食品に関しては、“農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律”（通称「JAS法」、農林水産省が所管）により、品質保証の規格（通称「JAS規格」）が定められ、この規格に適合した食品等は、以下のような規格商標（通称「JASマーク」）を貼付することが認められています<sup>1)</sup>。

#### 『JASマーク』

品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格（一般JAS規格）を満たす食品や林産物等に貼付できる。



#### 『特定JASマーク』

特別な生産や製造方法についてのJAS規格（特定JAS規格）を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容としたJAS規格を満たす食品に貼付できる。



#### 『有機JASマーク』

有機JAS規格を満たす農産物などに貼付できる。  
なお、有機JASマークが付されていない農産物と農産物加工食品は「有機〇〇」等との表示はできない。



#### 『生産情報公表JASマーク』

生産情報公表JAS規格を満たす方法により、  
給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、  
生産者が使用した農薬や肥料などの情報が公表されている農産物  
等に貼付できる。



#### 『定温管理流通JASマーク』

製造から販売までの流通行程を一貫して一定の温度を保って流通させるという、  
流通の方法に特色がある加工食品に付されるマーク。  
（米飯を用いた弁当類が対象）



本稿ではその性格上、食品の安全にかかわる表示についてはこの程度の紹介にとどめます。  
詳しいことは『出典』に記載した農林水産省のホームページ等をご参照ください。

### 生活雑貨に関する安全マーク

“消費生活用品安全法”等による安全表示の他に、業界が自主的に定めた以下のようなマークを、よく見かけます。各々の業界が独自に安全基準を定め、その基準に合格した製品に当該マークの表示を許可しています。SGマークやSTマークは、損害賠償に係る制度を設けている点でもユニークな制度です。

『SGマーク』 「製品の安定基準に関する認定基準」<sup>2)</sup>

所管：一般財団法人製品安全協会

対象：消費生活用製品

構造・材質・使い方などからみて生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品について、製品安全協会が定めた認定基準に適合した製品にのみ表示できる。損害賠償制度あり。



『STマーク』 「玩具安全基準」<sup>3)</sup>

所管：一般社団法人日本玩具協会

対象：対象年齢が14才までの子供用玩具 玩具スポーツ用品・駆動玩具・  
手芸玩具・浴槽玩具など

協会の指定する検査機関において、玩具安全基準（ST基準）検査に合格した玩具について表示できる。賠償責任補償共済制度あり。



『SFマーク』 「がん具煙火の安全基準及び検査に関する規程」<sup>4)</sup>

所管：公益社団法人日本煙火協会

対象：おもちゃ花火（国産、輸入品全て）

国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火のうち、日本煙火協会がおこなう検査に合格した製品にのみ表示できる。



出典)

- 1) 農林水産省「JAS規格について」  
[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/)
- 2) 一般財団法人 製品安全協会  
<http://www.sg-mark.org/sgzhidu.html>
- 3) 一般社団法人 日本玩具協会  
<http://www.toys.or.jp/>
- 4) 公益社団法人 日本煙火協会  
<http://www.hanabi-jpa.jp/>



◇ 『アクティビティノート』第224号（平成27年10月発行）掲載

## 生活雑貨に関する安全マーク

前回に続き、SGマークについて調べてみましょう。

### SGマークと製品安全協会

一般財団法人製品安全協会（以下「製品安全協会」という）は、消費者の安全確保の視点から、100品目以上の消費生活用製品について、安全・品質についての安全基準（以下「SG基準」という）を定めています。このSG基準に適合した製品にのみが、右の「SGマーク」を表示することができます<sup>1)</sup>。



SGマークは、1973年に施行された「消費生活用製品安全法」に基づき、通商産業省の特別認可法人として設立された製品安全協会が、安全を保証するマークとして産み出したもので、現在では「SGマーク」を表示した製品が年間約1.5億個（1973年以来の累計約240億個）にのぼるとのことです。

また、製品安全協会では、SG基準の作成、SG基準適合の認証に加え、製品の欠陥により人身被害を受けた場合の補償等の業務を行っています。このマークが表示された製品の欠陥で人身被害が生じた場合、同協会が調査等を行い、製品の欠陥による損害と判断された場合には賠償措置を行います<sup>2)</sup>。

更に同協会では「消費生活用製品PLセンター」を開設して、消費生活用製品全般の製品に関連する事故・苦情に関するトラブルに関し、中立・公正な立場での迅速な解決をはかっています<sup>3)</sup>。

### SG基準

製品安全協会では、「SG基準」の制定に当たり、製造・輸入事業者代表、学識経験者・中立委員の三者からなる「安全管理委員会」を組織して審議しています。この基準に沿って、SG認証の審査が実施されます。現在、SG基準基準は、以下の品目について制定されています。これらの製品では、業界の示す安全性に適合した製品の証（あかし）として、「SGマーク」が表示されているというわけです。

#### 乳幼児用品

乳幼児用ベッド、幼児用ベッドガード、乳幼児用いす、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用テーブル取付け座席、乳幼児用移動防止さく、乳幼児用ハイローラック、乳幼児用揺動シート、子守帯、パイプ式子守具、プレイペン、乳母車、クーハン、歩行器、幼児用三輪車、足踏式自動車、ぶらんこ、一人乗り用ぶらんこ、すべり台、幼児用鉄棒、こいのぼり用繰り出し式ポール、

#### 福祉用具

棒状つえ、簡易腰掛け便座、シルバーカー、手動車いす、歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）、電動介護用ベッド、ポータブルトイレ、入浴用いす、電動立上り補助いす

#### 家具・家庭用品

住宅用スプリングマットレス、ショッピングカート、住宅用金属製脚立、二段ベッド、プラスチック浴そうふた、ゆたんぼ、住宅用金属製はしご、トイレトペーパーホルダ、郵便受箱、食器棚、粘着フック、育児用たんす、座いす、家庭用簡易物干し、レンジ台付収納庫、圧着式簡易棚及び棒、回転ハンガー、浴槽用温水循環器

#### 台所用品

家庭用の圧力なべ及び圧力がま、かん切り、油こし器、家庭用氷かき器、金属板製なべ、アルミニウム板製なべ、クッキングヒータ用調理器具

#### スポーツ・レジャー用品

野球用ヘルメット、軟式野球用ヘルメット、ソフトボール用ヘルメット、野球及びソフトボール用捕手ヘルメット、非木製バット、野球投手用ヘッドギア、野球及びソフトボール用胸部保護パッド、水中マスク、ビーチパラソル、

移動式サッカーゴール、屋外用ハンドボールゴール、移動式バスケット装置、卓球台、バドミントンラケット、バレーボール器具、とび箱、とび箱用踏切板、一般運動用マット、体育運動用緩衝パッド、竹刀、剣道具、登山用ロープ、登山用ヘルメット、キャンプ用テント、雪上レジャー用ヘルメット、雪上レジャー用ヘッドギア、ゴルフ練習用ネット、ゴルフクラブ、ゴルフクラブ用シャフト、ウォーキングスポーツ用ポール、トレッキング用ポール、ボード系ホイール付き走行ギア、シューズ系ホイール付き走行ギア

#### 家庭用フィットネス用品

エキスパンダ、ぶらさがり器具、筋力トレーニング、器具とびなわ、家庭用トレッドミル、ステッパ、家庭用自転車エルゴメータ

#### 自転車・自動車用品

自動車用ウィンドウオシヤ液、自動車用携行ジャッキ、自動車用油圧式ガレージジャッキ、乗車用ヘルメット、自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット、自転車、自転車用幼児座席、自転車用空気ポンプ

#### その他

綿棒、ライター、学童用かさ、ショッピングワゴン、高枝ばさみ、家庭園芸用噴霧器、携帯用レーザー応用装置

「SGマーク」は、法的に表示が義務付けられたマークではありません。しかし、「SGマーク」の対象製品となる品目のうち、消費生活用製品安全法の特定期製品（家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター）に該当する品目は、以前に本コラムで取り上げたPSCマークの対象製品のため、「PSCマーク」の表示が法的に義務付けられています。

## 賠償制度

SG マーク付きの製品の欠陥により人身事故が生じた場合、事故原因や被害の程度等に応じて、その被害者に対して損害賠償を実施するために、製品安全協会ではSG マーク被害者救済制度を用意しています。この制度は、生産物賠償責任保険（被害者一人あたりの賠償額の最高限度1億円）を基にして、特に重大な被害が生じた場合は、協会に設けた基金から簡易かつ迅速に一定額（60万円）の資金を見舞金として被害者又はその遺族に交付する仕組みも用意しています。<sup>4)</sup>

#### 出典)

- 1) 一般財団法人 製品安全協会ホームページ

<http://www.sg-mark.org/sgzhidu.html>

- 2) 一般財団法人 製品安全協会 被害者救済制度

[http://www.sg-mark.org/sgzhidu\\_6.html](http://www.sg-mark.org/sgzhidu_6.html)

- 3) 消費生活用製品PLセンター

<http://www.sg-mark.org/plcenter.html>

- 4) 東京都くらしWEB より

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/psc/>

◇ 『アクティビティーノート』第225号（平成27年11月発行）掲載

## 玩具に関する安全マーク

業界の自主基準で定められた安全マークとして、SGマークの他にSTマーク、SFマークがあります。それぞれ、簡単に見てみましょう。

### 『STマーク』玩具安全基準

一般社団法人日本玩具協会が所管するマークで、我が国で販売されるおもちゃの安全性を高める事を目的として、昭和46年（1971年）に創設されました。14才までの子ども向けの玩具を対象としています。（なお、遊び場やスポーツ場で、集団で使用するもの、深い海で使用する水中用品等、特殊なものについては、STマークの対象外とされています。）



玩具安全マーク（STマーク）制度の運用に当たり、業界では玩具安全基準（ST基準）を策定しています。ST基準は、機械的安全性、可燃安全性、化学的安全性からなっています。STマークは、第三者検査機関によるST基準適合検査に合格したおもちゃに付けることができます。<sup>1)</sup> 検査合格の有効期間は2年間で、その後は再度STマーク基準適合検査を受ける必要があります。

ST基準適合検査では、以下のような項目が検査されるとの事です。

#### (1) 機械的および物理的特性の検査

おもちゃの形状や強度に関する検査をします。例えば、おもちゃがケガをしない形状かどうか、喉を詰まらせてしまう恐れがないか等を、専用の治具を用いて行います。

#### (2) 可燃性の検査

燃えやすい材料が使われていないかを調べる検査で、「かつら」や「お面」、「着せ替えドレス」や、「おもちゃのテント・家」、「ぬいぐるみ」などを対象とした検査です。

#### (3) 化学的特性の検査

おもちゃの材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。厚生労働省が定める食品衛生法等で規制されている重金属や特定の化学物質等を検査します。

### 『STマーク』の賠償責任補償

万一、STマーク付き玩具によって事故が生じた場合に備え、事業者はSTマークを表示する上で、『玩具賠償責任補償共済』および『玩具製造物責任補償共済』の制度への加入が必要とされています。事業者から被害者へ支払われる賠償・見舞金等は、これらの共済資金を原資として支出できるよう設けられた共済制度です。

『玩具賠償責任補償共済』では、対人一人1千万円、見舞金10万円の補償額を限度としています。また、『玩具製造物責任補償共済』ではより高額な損害賠償に備えて、補償額は対人一人1億円、対物2千万円を限度としています。

なお、万一事故が起きた場合は、被害者の賠償請求は日本玩具協会ではなく、その玩具のメーカーに対して行う必要があります。

### 『STマーク』の注意表示（絵記号）

協会では、玩具で遊ぶ子供たちに使う上での注意を伝えるために、『7つの絵記号』を用意しています（協会の登録商標）。これらの絵記号は、STマークの表示していない商品でも、所定の使用申請手続により使用を許可しているとの事です。以下のようにわかりやすく、よくできた絵記号です。<sup>2)</sup>



### 『SFマーク』がん具煙火の安全基準および検査に関する規程

SFマークは、国産、輸入品を問わず国内に流通するおもちゃ花火のうち、公益財団法人 日本煙火協会が行う検査に合格した製品にのみ表示できるマークです。<sup>3)</sup>

協会では、内部に「検査所」を設け、経済産業省の指導の下に、おもちゃ花火の安全チェックをしています。ここでは、火薬類取締法への適合、花火の構造・燃焼現象や使い方の表示の確認テスト、更に実際に着火して危険の有無を調べる等の検査が行われ、この細かい検査に合格した花火にSFマークの表示が許可されます。また、こういった自主検査の成果を高めるため、がん具煙火安全管理委員会を設置して、学識経験者等(7名)による監督、諮問を行っているとの事です。



### 『SFマーク』の損害賠償制度

万一、SFマークの付いたおもちゃ花火で事故が起きた場合は、日本煙火協会が損害を受けた第三者に対する賠償金・見舞金の供与窓口となります。日本煙火協会はPL保険に加入しているとの事です。ただし、使い方が悪く、本人の過失・不注意による場合は賠償されないことが明記されています。使用方法や注意事項を守る事が大切です。

出典)

- 1) 一般財団法人 日本玩具協会ホームページ

[http://www.toys.or.jp/jigyoku\\_st\\_top.html](http://www.toys.or.jp/jigyoku_st_top.html)

- 2) 消費者庁ホームページ 表示に関する資料集より

<http://www.caa.go.jp/information/pdf/05.minnade-k.pdf>

- 3) 公益社団法人 日本煙火協会

<http://www.hanabi-jpa.jp/safety/sf.html>

◇ 『アクティビティノート』第226号（平成27年12月発行）掲載

## プラスチックに関する安全マーク

身の回りには、多くのプラスチック製品が大変便利に使われています。これらの製品には家庭用品品質表示法で表示すべき内容が規定されており、また資源有効利用促進法のリサイクルマークが法で定められています。

更に、業界ではプラスチックの種類別に設けた衛生協議会で安全確保のための研究を行い、自主基準・規格を定めてプラスチック製品の安全性を高めています<sup>1)</sup>。こういった自主基準に適合するプラスチック製品には、それぞれ異なるマークが添付されていますので、いくつか紹介しましょう。

### 日本プラスチック日用品工業組合の検定済マーク

『日本プラスチック日用品工業組合』（プラスチック製日用品製造業者で構成）では、厚生労働省の食品衛生法に基づいた自主規格を制定し、当該自主規格に適合した製品に下記のマークを添付することで、プラスチック日用品の衛生面の安全性確保を推進しています<sup>2)</sup>。

◆**衛検済マーク**：衛生規格に関する自主基準に適合したプラスチック製品につけられるマーク

◆**品検済マーク**：品質規格に関する自主基準に適合したプラスチック製品につけられるマーク。（今までに23品目を設定）

◆**電子レンジ用容器検済マーク**：プラスチック製電子レンジ用容器について、電子レンジでの使用を想定した作られた自主規格に適合したプラスチック製品につけられるマーク。同時に、使用上の注意事項の表示を義務づけ



日本プラスチック日用品工業組合では、次のような運用を行うことで、表示マークの信頼性を確保しているとの事です。

- 安全を確認されたプラスチック原材料と添加剤が正しく使用されている事の、申請による確認
- 第三者検査機関である一般財団法人 化学研究評価機構高分子試験・評価センターにて、成形品の衛生試験を自主基準に基づき実施
- 同センターに委託して年に一度、プラスチック日用品の市場買上げ規格試験を実施することで、プラスチック日用品業界全体の自主規格基準を徹底
- 製品に〈衛検済〉マークを貼付するに際し、製造者に対して製造工程における品質の維持管理体制の確立を義務付け

### ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準適合マーク

『ポリオレフィン等衛生協議会』では、食品の包装・容器器具に使用する30種類のプラスチックについて、以下のような自主基準を定めています<sup>3)</sup>。協議会では、会員からの確認申請を受けて適合確認を行い、規格に合致している場合は確認証明書を交付します。確認登録された製品には右の適合マークを表示することができます。





<自主基準の構成>

|          |         |       |                  |
|----------|---------|-------|------------------|
| ポジティブリスト | 基ポリマー   |       | 範囲(モノマー種類・量)、規格等 |
|          | 添加剤     |       | 使用量、食品・温度制限等     |
|          | 色材      |       | 食品制限等            |
| 衛生試験法    | 樹脂別規格   | 材質規格  | 告示370号に上乗せ       |
|          |         | 溶出規格  |                  |
|          | 樹脂別衛生試験 | 材質試験法 | 製品樹脂別規格の試験法      |
|          |         | 溶出試験法 |                  |

対象となるプラスチック

ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、AS樹脂、ABS樹脂、メタクリル樹脂、ポリメチルペンテン、ポリブテン-1、ブタジエン樹脂、ナイロン、ポリエチレンテレフタレート、ポリカーボネート、ポリビニルアルコール、ポリアセタール、ポリフェニレンエーテル、ポリアクリロニトリル、ふっ素樹脂、ポリブチレンテレフタレート、ポリメタクリルスチレン、ポリアリルサルホン、ポリアリレート、ヒドロキシ安息香酸ポリエステル、ポリエーテルイミド、ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート、ポリエチレンナフタレート、ポリエステルカーボネート、エチレン・テトラシクロドデセンコポリマー、ポリ乳酸ポリブチレンサクシネート、エチレン・2-ノルボルネン樹脂

以上の他にも、『塩ビ食品衛生協議会』<sup>4)</sup>



『塩化ビニリデン衛生協議会』<sup>5)</sup>



『日本バイオプラスチック協会』<sup>6)</sup>



等各業界で自主基準を定め、

適合が確認された製品に対して確認証明書を交付し、適合マークの表示を許可しています。

出典)

- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構ホームページ 『食器に関連する法規制等』より  
<http://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/dish/dish4.html>
- 2) 『ポリオレフィン等衛生協議会 協議会案内』 より  
<http://www.jpm.or.jp/cnfdnc/index.html>
- 3) 日本プラスチック日用品工業組合ホームページ より  
[http://www.jhospa.gr.jp/data/jhospa\\_jp/jhospa\\_jp.pdf](http://www.jhospa.gr.jp/data/jhospa_jp/jhospa_jp.pdf)
- 4) 塩ビ食品衛生協議会ホームページ より  
<http://www.jhpa.jp>
- 5) 塩化ビニリデン衛生協議会ホームページ より  
<http://vdkyo.jp/sande/001.html>
- 6) 日本バイオプラスチック協会ホームページ『グリーンプラ表示制度』より  
[http://www.jbpaweb.net/gp/gp\\_sikibetsu.htm](http://www.jbpaweb.net/gp/gp_sikibetsu.htm)

◇ 『アクティビティーノート』第227号（平成28年1月発行）掲載

## GHSラベル表示 その1

最近、漂白剤や塗料等の容器で、赤い四角で囲まれた、右にあげるような表示を、目にすることがあります。これは『GHSラベル』\*1) に用いられる絵表示で、化学品の危険有害性を表す世界共通の表示です。この絵表示は何を表しているのでしょうか。

\*1) GHS：『化学品の分類と表示に関する世界調和システム』





Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals



### 絵表示の種類と意味

GHSの目的や仕組み等を説明する前に、まずは、どのような絵表示があるか、見てみましょう。

| 絵表示 | <意味>  | <事故の予防>   |
|-----|---|---|
|     | 爆発物・自己反応性化学品・有機過酸化物を表しており、熱や火花にさらされると爆発するようなものを表しています。  | 熱、火花、裸火、高温のような着火源から遠ざけこと。－禁煙。<br>保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。<br>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。                                      |
|     | 可燃性／引火性ガス(化学的に不安定なガスを含む)、エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物を表しており、空気、熱や火花にさらされると発火するようなものを表しています。 | 熱、火花、裸火、高温のような着火源から遠ざけること。－禁煙。<br>空気に接触させないこと。(自然発火性物質)<br>保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。<br>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。            |
|     | 支燃性／酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体を表しており、他の物質の燃焼を助長するようなものを表しています。   | 熱から遠ざけること。<br>衣類および他の可燃物から遠ざけること。<br>保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。<br>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。                                  |
|     | 高圧ガスを表しており、ガスが圧縮または液化されて充填されているものを表しています。熱したりすると膨張して爆発する可能性があります。   | 換気の良い場所で保管すること。<br>耐熱手袋、保護衣および保護面／保護眼鏡を着用すること。<br>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。  |
|     | 急性毒性を表しており、飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至る場合があります。  | この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。<br>取扱い後はよく手を洗うこと。<br>眼、皮膚、または衣類に付けないこと。<br>保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。<br>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。 |

| 絵表示  | <意味>   | <事故の予防>   |
|--|--|---|
|   | <p>金属腐食性物質、皮膚腐食性、眼に対する重篤な損傷性を表しており、接触した金属または皮膚等を損傷させる場合があります。</p>  | <p>他の容器に移し替えないこと。(金属腐食性物質) 粉じんまたはミストを吸入しないこと。<br/>取扱い後はよく手を洗うこと。<br/>保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。<br/>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。</p>           |
|   | <p>呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器／全身毒性(単回または反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性を表しており、短期または長期に飲んだり、触れたり、吸ったりしたときに健康障害を引き起こす場合があります。</p> | <p>この製品を使用する時に、飲食や喫煙をしないこと。<br/>取扱い後はよく手を洗うこと。<br/>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーなどを吸入しないこと。<br/>推奨された個人用保護具を着用すること。<br/>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。</p> |
|   | <p>水生環境有害性を表しており、環境に放出すると水生環境(水生生物およびその生態系)に悪影響を及ぼす場合があります。</p>  | <p>環境への放出を避けること。<br/>※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。</p>   |
|  | <p>急性毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、気道刺激性、麻酔作用の健康有害性があるものを表しています。</p>   | <p>※どのような危険有害性があるか確認して、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。</p>   |

出典)

1) GHS 対応ラベルの読み方 / 厚生労働省

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/GHSraberunoyomikata.pdf>

◇ 『アクティビティーノート』第228号（平成28年2月発行）掲載

## GHSラベル表示 その2

前回は、GHSラベルに用いられる絵表示を網羅的に眺めました。今回は、実際に家庭で目にする絵表示について、具体的に見てみましょう。

### 家庭内で目にするGHSラベルの絵表示

我が国では、GHSラベルは、指定された化学品を事業者間で取引する際に表示することが、いくつかの法律で規定されています。一方、消費者向けの製品では、現時点ではその表示は義務付けられてはいませんが、いくつかの業界団体では自主的に、製品ラベルへのGHSラベルの導入を開始しています。

#### ☆日本石鹼洗剤工業会の自主基準

日本石鹼洗剤工業会では2011年1月より、次のカテゴリーの製品を対象として、人の健康有害性に関するGHS表示を、製品ラベルに順次導入しています。

- 台所用洗剤（食器洗い乾燥機用洗剤を除く）
- 塩素系漂白剤
- 塩素系洗剤・酸性洗剤（「まぜるな危険」表示のあるもの）

例えば、塩素系漂白剤には次のように表示されています。



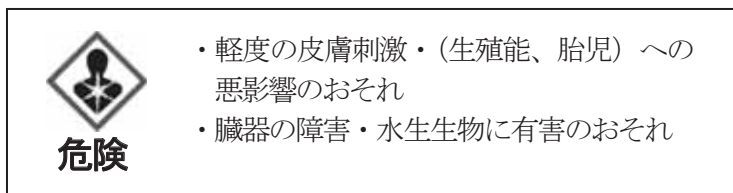
なお、水生環境有害性、可燃性などの物理化学的危険性に関するGHS表示の導入については検討中です。<sup>1)</sup>

同工業会では、消費者向けリーフレット<sup>2)</sup>を作成して、GHSラベル表示の普及を図っています。

#### ☆一般社団法人 日本塗料工業会のGHS自主表示の実施

日本塗料工業会においても、2011年1月度出荷分より、「家庭用塗料GHS自主表示要領」に基づき、GHS表示を順次導入しています。<sup>3)</sup>

例えば、水性壁用塗料の場合では、従来のラベルに、次のように情報が追加記載されます。



同工業会では、従来より「業務用塗料」については、改正労働安全衛生法等に基づき、GHSに沿ったラベル等の情報伝達を行ってきました。この活動に加えて、一般消費者向けの「家庭用塗料」に関しても、法的な義務はないものの、消費者向けに適切な情報提供を行うこととしたとの事です。

#### 出典)

- 1) 日本石鹼洗剤工業会ホームページ『GHS表示 業界自主基準』  
[http://jsda.org/w/01\\_katud/ghs\\_01.html](http://jsda.org/w/01_katud/ghs_01.html)
- 2) 日本石鹼洗剤工業会ホームページ『GHS消費者向けリーフレット(2010.2.25改訂第3版)』  
[http://jsda.org/w/01\\_katud/jsda/JSDA\\_ghs\\_laflet100225.pdf](http://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_ghs_laflet100225.pdf)
- 3) 一般社団法人日本塗料工業会ホームページ『家庭用塗料に対する GHS 自主表示の実施について』  
<http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/ghs-home.html>



◇ 『アクティビティーノート』第229号（平成28年3月発行）掲載

## GHSラベル表示 その3

ここまで、身の回りで見かけるGHSラベルを、いくつかご紹介してきました。では、このGHSとは一体何なのか、今回はGHSの仕組みについて、簡単にご紹介します。

### GHSとは

GHSは、Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の頭文字をとったもので、『化学品の分類と表示に関する世界調和システム』と邦訳されます。経済産業省と厚生労働省が平成24年に発行したパンフレット<sup>1)</sup>では、その目的を「GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。」と説明しています。2003年7月、国際連合の経済社会理事会においてその実施促進が決議され、GHSの初版が公開されました。

また、環境省が発行したGHSに関するパンフレット<sup>2)</sup>には、GHSができた背景や、普段の生活へのかかわりについて、以下の様に記載されています（同パンフレットより抜粋）

現在、私たちの生活は様々な化学品により支えられています。化学品は、私たちの生活を快適・便利にするものですが、その反面、正しく取り扱わなければ、私たちの健康や環境に悪い影響を及ぼす場合があります。しかし、私たちの生活に身近な化学品のパッケージなどには、取り扱い上の注意や応急処置などが書かれているものがたくさんあります。しかし、各国の化学品の危険有害性に関する分類表示制度が統一されておらず、その危険有害性がわかりにくい場合があります。

そこで、世界的に統一された分類・表示により化学品の危険有害性を分かりやすくすることを目的として、GHSが定められました。

GHSでは、期待される効果として以下の4点を挙げています。

- (a) 危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護が強化される。
- (b) 既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みが提供される。
- (c) 化学品の試験および評価の必要性が減少する。
- (d) 危険有害性が国際的に適正に評価され、確認された化学品の国際取引が促進される。

### GHSの規定内容

GHSでは、以下の内容が規定されています<sup>1)</sup>。

#### ◆危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）

どのような危険有害性をどのように区分するかについて細かく定められています。

##### 危険有害性(ハザード)の分類基準

- ・物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 16項目）
- ・健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- ・環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

#### ◆分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段

この基準に従って分類された危険有害性情報は、GHSラベルと安全データシート（SDS : Safety Data Sheet）で伝達されます。

GHSラベルは、危険有害性がある物質の容器又はその外部梱包に貼られたり、印刷されたりして、以下の6つの情報を提供します。GHSラベルの絵表示は、この「情報伝達するための手段」として、国際

的に共通した図案として規定されています。

|          |  |
|----------|--|
| ①製品特定名   | :製品を特定するものとして、製品の名称や物質の化学品特定名を記載   |
| ②注意喚起語   | :利用者に対し、潜在的な危険有害性を警告し、また危険有害性の程度を知らせる語句「危険(danger)」と「警告(warning)」の2種類がある |
| ③絵表示     | :ある情報を伝達することを意図したシンボル等を赤い枠で囲んだもの   |
| ④危険有害性情報 | :該当製品の危険有害性の性質と、その危険有害性の程度について記載<br>具体的な文言は、危険有害性の程度に応じて国連GHS文書で定められている  |
| ⑤注意書き    | :危険有害性をもつ製品の使用者等が取るべき措置について記載  |
| ⑥供給者の特定  | :化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号を記載  |

一方、SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。事業者間で化学品を取引する際に、供給者側から受け取り側へ提供します。SDSには、次の16項目の情報が記載されています。

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1.物質または混合物および会社情報 | 9.物理的および化学的性質 |
| 2.危険有害性の要約        | 10.安定性および反応性  |
| 3.組成および成分情報       | 11.有害性情報      |
| 4.応急措置            | 12.環境影響情報     |
| 5.火災時の措置          | 13.廃棄上の注意     |
| 6.漏出時の措置          | 14.輸送上の注意     |
| 7.取扱いおよび保管上の注意    | 15.適用法令       |
| 8.ばく露防止および保護措置    | 16.「その他の情報    |

## GHSの適用範囲

GHSは、危険有害性を有する全ての化学品（純粋な物質、その混合物）に適用されます。ただし成形品は除きます。また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象としていません。

## 我が国のGHS導入状況

現在のところ我が国では、GHSの規定は事業者間での取引が対象であり、一般消費者はSDSやGHSラベルの提供の対象とはされていません。

化学物質排出把握管理促進法（化管法）では、対象化学物質を含有する製品を事業者間で譲渡・提供する場合に、その性状及び取扱いに関する情報（SDS）を提供することを義務付けるとともに、ラベルの表示を努力義務としています（ラベル表示に関する努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から施行）。

また、職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性や適切な取り扱い方法等を正しく伝達する事を目的に、労働安全衛生法では、指定した対象物質に関して、表示や文書交付を義務付けています。更に、危険有害性を有する全ての化学品についても、SDSの提供及びラベルによる表示を行う努力義務が定められています。

なお、SDSやGHSラベルの表示について、日本工業規格（JIS）を定めています。このJISに従えば、GHSに対応したSDSやラベルを作成することができるようになっています。

出典)

1)『化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度』

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/files/GHSpamphlet201210.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet201210.pdf)

2)『GHS－化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて－』

<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/attach/pamphlet.pdf>

◇ 『アクティビティーノート』第230号（平成28年4月発行）掲載

## SDSについて

GHSでは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）を用意して、「化学物質又はそれを含有する製品」（以下、「化学品」）の危険有害性等に関する情報を伝達することを規定しています。今回は、SDSについて概要をご説明しましょう。

前回記載しましたように、SDSはGHSの中で「分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段」とされています。我が国では現在のところ、GHSは事業者間での取引を対象としており、一般消費者へのSDSの提供は義務付けられていません。しかし、消費者が化学製品の安全性等についてメーカーや販売店に問合せた際などに、SDSを目にすることがあります。

### SDSの提供義務

指定された対象化学物質を含有する製品を事業者間で譲渡・提供する場合に、SDSを提供することは、化学物質排出把握管理促進法（化管法）で義務付けられています<sup>1)</sup>。化管法では562物質をリストアップし、これらの化学物質を定められた濃度以上含有する化学品について、事業者間におけるSDSの提供を義務付けています<sup>2)</sup>。また、労働安全衛生法（労安法）及び毒物及び劇物取締法（毒劇法）においても、同様の制度が実施されています。

### SDSの記載内容

SDSの記載方法や記載内容については、日本工業規格（JIS）がその詳細を示しています。JIS Z7253:2012に従えば、GHSに準拠したSDSやラベルを作成することができるようになっています。また、経済産業省も、SDSの標準的な書式を、以下の様に掲載しています（要約）<sup>3)</sup>。

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>1 化学品及び会社情報</b>   | 化学品の名称と提供者に関する情報を記載する<br>【化学品の名称】 <化学物質名>・・・単一の化学物質の場合<br><製品名>・・・混合製品の場合<br>【提供者の情報】 <社名、住所、担当部局・担当者と連絡先> <後略>                 |
| <b>2 危険有害性の要約</b>    | 化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する。<br>化学品がGHS分類に該当する場合には、化学品のGHS分類及び絵表示等を記載する。 |
| <b>3 組成及び成分情報</b>    | 化学品に含まれる指定化学物質の組成、含有率等を記載する<br><前略> 混合物の場合、危険有害性があると判断され、かつ濃度限界以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましい <後略>                        |
| <b>4 応急措置</b>        | 従業員等がばく露した時などの応急時取るべき措置の内容を記載する<br><吸入した場合> <皮膚に付着した場合> <目に入った場合> <飲み込んだ場合>   |
| <b>5 火災時の措置</b>      | 火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する<br><適切な消火剤> <使ってはならない消火剤>   |
| <b>6 漏出時の措置</b>      | 化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する<br><人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置> <環境に対する注意事項><br><封じ込め及び浄化の方法及び機材 回収、中和などの浄化の方法及び機材等>                    |
| <b>7 取扱い及び保管上の注意</b> | 化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する<br><取扱い上の注意事項><br>・取扱者のばく露防止策<br>・エアロゾル・粉じんの発生防止策<br><保管上の注意事項><br>・混合接触させてはならない化学物質<br>・保管条件 など |

|   |
|---|
| <p><b>8 ばく露防止及び保護措置</b> &lt;前略&gt;ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する</p> <p>&lt;ばく露防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばく露限界値</li> <li>生物学的指標等の許容濃度</li> <li>可能な限りばく露を軽減するための設備対策（設備の密閉、洗浄設備の設置など）</li> </ul> <p>&lt;保護措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）</li> </ul> |
| <p><b>9 物理的及び化学的性質</b> 化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する</p> <p>&lt;化学品の外観（物理的状态、形状、色など）&gt; &lt;臭い&gt;</p> <p>&lt;凝固点、沸点、融点、初留点及び沸騰範囲&gt; &lt;引火点、自然発火温度&gt;</p> <p>&lt;燃焼又は爆発範囲の上限、下限&gt; &lt;蒸気圧、蒸気密度&gt;</p> <p>&lt;比重（相対密度）&gt; &lt;溶解度&gt; など</p>   |
| <p><b>10 安定性及び反応性</b> 化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する</p> <p>&lt;避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動など）&gt; &lt;混触危険物質&gt;</p> <p>&lt;危険有害な分解生成物&gt; など</p>  |
| <p><b>11 有害性情報</b> 化学品の人に対する各種の有害性について記載する</p> <p>&lt;急性毒性&gt; &lt;皮膚腐食性及び皮膚刺激性&gt; &lt;眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性&gt;</p> <p>&lt;呼吸器感受性又は皮膚感受性&gt; &lt;生殖細胞変異原性&gt; &lt;発がん性&gt; &lt;生殖毒性&gt;</p> <p>&lt;特定標的臓器毒性、単回ばく露&gt; &lt;特定標的臓器毒性、反復ばく露&gt; &lt;吸引力呼吸器有害性&gt;</p>  |
| <p><b>12 環境影響情報</b> 化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する</p> <p>&lt;生態毒性&gt; &lt;残留性・分解性&gt; &lt;生体蓄積性&gt; &lt;土壌中の移動性&gt;</p> <p>&lt;オゾン層有害性&gt; など</p>   |
| <p><b>13 廃棄上の注意</b> 化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。</p> <p>&lt;安全で環境上望ましい廃棄の方法&gt; &lt;容器・包装の適正な処理方法&gt; など</p>   |
| <p><b>14 輸送上の注意</b> 化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する</p> <p>&lt;輸送に関する国際規制によるコード及び分類&gt; など</p>   |
| <p><b>15 適用法令</b> 化学品が化学物質排出把握管理促進法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する</p>   |
| <p><b>16 その他の情報</b> 15 までの項目以外で必要と考えられる情報を記載する</p> <p>2 で含有率について何か推計式を用いて算出した場合もこちらにその説明を書く</p> <p>&lt;引用文献&gt; &lt;作成年月日、改訂情報&gt; &lt;（必要なら）含有率の説明&gt; &lt;その他&gt;</p>   |

SDS の記載事項は、専門性の高い内容も多く含まれています。その記号や数値、分類の意味するところなど、疑問に感じる点については、メーカーや関連部署などの専門家に助言を求められるとよいでしょう。

1) 経済産業省『化管法 SDS 制度』

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds6.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds6.html)

2) 経済産業省『化管法 SDS 制度 対象化学物質』

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/2.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html)

3) 経済産業省『化管法 SDS 標準的な書式』

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds62.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html)



### 3. 6 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

| 機関名・所在地  | 電話番号   | 対象製品  |
|--|--|---|
|  | 受付時間<br>(土・日・祝日を除く)  |   |
| 医薬品PLセンター<br>〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-4-18<br>昭和薬貿ビル5階                               | 0120-876-532<br>(フリーダイヤル)<br>9:30~16:30  | 医薬品 (医薬部外品を含む)  |
| 化学製品PL相談センター<br>〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1<br>住友六甲ビル7階<br>(一社) 日本化学工業協会内              | 0120-886-931<br>(フリーダイヤル)<br>9:30~16:00  | 化学製品<br>(食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)  |
| ガス石油機器PLセンター<br>〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11<br>ガス石油機器会館                              | 0120-335-500<br>(フリーダイヤル)<br>10:00~16:00   | ガス石油機器  |
| 家電製品PLセンター<br>〒105-8472 東京都千代田区霞が関3-7-1<br>霞が関東急ビル5階                               | 0120-551-110<br>(フリーダイヤル)<br>9:30~16:30  | 家電製品  |
| 玩具PLセンター<br>〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4<br>日本文化用品安全試験所ビル5階<br>(一社) 日本玩具協会内           | 0120-152-117<br>(フリーダイヤル)<br>9:00~17:00<br>(12:00~13:00を除く)                        | 玩具  |
| 建材PL相談室<br>〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-17-8<br>KDX 浜町ビル5階<br>(一社) 日本建材・住宅設備産業協会内        | 03-5640-0902<br>10:00~17:00<br>(11:45~12:45を除く)                                    | 建材・住宅設備機器   |
| 公益財団法人 自動車製造物責任相談センター<br>〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5<br>虎ノ門1丁目森ビル3階                   | 0120-028-222<br>(フリーダイヤル)<br>9:30~17:00<br>(12:00~13:00を除く)                        | 自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)   |
| 住宅部品PL室<br>〒102-0094 東京都千代田区九段北4-1-7<br>九段センタービル3階<br>(公財) 住宅リフォーム・紛争処理<br>支援センター内 | 住宅リフォーム・紛争処理<br>支援センター<br>電話番号:<br>0570-016-100<br>10:00~17:00<br>(12:00~13:00を除く) | 相談は「住宅紛争処理支援センター」<br>(0570-016-100)<br>住宅部品のあっせん・調停<br>(ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、<br>サッシ、建材等) |
| 消費生活用製品PLセンター<br>〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2<br>ミサワホームズ三ノ輪2階<br>(一財) 製品安全協会内          | 0120-11-5457<br>(フリーダイヤル)<br>10:00~16:00<br>(12:00~13:00を除く)                       | 消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・<br>厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢<br>者用品、自転車、喫煙具等)                           |
| 生活用品PLセンター<br>〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-15-2<br>松島ビル4階<br>(一財) 生活用品振興センター内           | 0120-090-671<br>(フリーダイヤル)<br>10:00~16:00<br>水曜日のみ                                  | 生活用品 (家具、ガラス製品、囁託・台所<br>製品、プラスチック製品、文房具、玩具、<br>釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)                        |
| 日本化粧品工業連合会 PL相談室<br>〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5<br>虎ノ門45MTビル6階                         | 0120-11-5457<br>(フリーダイヤル)<br>月、水、金<br>9:30から16:00                                  | 化粧品<br>(薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉<br>剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)                                       |
| プレジャーボート製品相談室<br>〒104-0061 東京都中央区八重洲2-10-12<br>国際興業第二ビル4階<br>(一社) 日本マリン事業協会内       | 0120-356-441<br>(フリーダイヤル)<br>10:00~17:00<br>(12:00~13:00を除く)                       | プレジャーボートおよびその関連製品<br>(モーターボート、ヨット、パーソナルウ<br>ォータークラブ、船外機(機関)、航海機<br>器、ディーゼルエンジン(機関))     |
| 防災製品PLセンター<br>〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16<br>日本消防会館7階<br>(一財) 日本消防設備安全センター内           | 0120-553-119<br>(フリーダイヤル)<br>9:30~17:30<br>(12:00~13:00を除く)                        | 防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、<br>自動火災報知設備等の消防用設備・機器、<br>防災物品・製品、消防用服装装備品、危険<br>物容器、ガソリン計量機等)     |



# お知らせ

## ◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・ 『アクティビティーノート』  
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・ 『化学製品による事故を防ぐために』  
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になると思われる記事を集めました。
- ・ 『家庭の化学』  
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・ 『Livingの化学』  
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・ 『“おもしろ化学”の豆知識』  
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・ 『ちょっとためになる化学の話』  
知っているとも友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・ 『なるほど！ザ・WORD』  
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・ 『記念日の化学』  
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・ 『化学はじめて物語』  
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・ 『暮らしに役立つ法律の話』  
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・ 『化学の目でみる日本の伝統工芸』  
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

## ◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中！

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・ 人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
- ・ 費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
- ・ お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp)で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
- ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
- ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス  
※ ご連絡頂きました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・ お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

**化学製品PL相談センター**  
**平成 27 年度活動報告書**

平成 28 年 6 月

編集・発行:化学製品PL相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7階

TEL. 03(3297)2602 FAX. 03(3297)2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>